

学校危機管理の手引

～危機管理マニュアル作成のために～

(改訂版)

平成26年9月

島根県教育委員会

目 次

第1部 学校における危機管理	2
1 学校における危機管理	3
2 危機管理マニュアルの整備	4
3 危機管理の体制	5
4 危機発生時の対応	8
5 対応の評価と再発防止に向けた取組	14
6 その他留意すべき事項	14
第2部 事項別危機管理の要点	18
第1章 学校保健・学校給食	19
1 感染症（結核、麻しん等）の発生	20
2 食物アレルギー	23
3 学校給食への異物（危険な異物）混入	25
4 学校給食による食中毒	27
5 寄宿舎における食事による食中毒	29
6 飲料水の汚染	34
7 その他の健康被害	36
第2章 学校安全	39
1 風水害発生時の対応	40
2 地震発生時の対応	44
3 火災発生時の対応	46
4 学校防犯（外部からの侵入者対応）	48
5 授業中の事故	50
6 部活動中の事故	52
7 登下校中の交通事故	55
8 放課後支援活動中の事故	57
9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	59
第3章 学校生活	61
1 いじめ	62
2 暴力行為	64
3 自死予告（自死企図）	66
4 児童虐待	68
5 家出	70
6 人権に関わる問題事象	72
第4章 教職員	74
1 体罰	75
2 教職員の交通事故	78
3 個人情報の管理上のトラブル	79
4 ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)	81
5 教職員のメンタルヘルス	83
「学校危機管理の手引」項目別担当課一覧	86

第1部 学校における危機管理

1 学校における危機管理

(1) 学校における危機管理の目的

- ①児童生徒（※）や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- ②児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ③児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

（※）幼児についても原則として本手引の対象とする。

（参考）「危機管理」とは

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること（文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月）

(2) 危機管理の取組

- ①未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- ②危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- ③対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

①未然防止に向けた取組

- 過去に発生した事例の危機発生の原因や経過等の分析・検討、また児童生徒・保護者・地域の方々等から情報収集により、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決するよう取り組む。
- 日頃から、一人一人の児童生徒への継続的な支援や施設・設備に関する定期的な点検等を行い、危機の未然防止に努める。

【具体的な取組】

- ・緊急連絡体制の整備（年度当初）
- ・危機管理マニュアルの整備・見直し等危機管理に関する文書の整理
- ・学校内の施設、設備の点検
- ・危機管理に関する研修・訓練の実施
- ・安全教育の実施

②危機発生時の対応

- 危機が発生した際、児童生徒・教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切に対応する。

【具体的な取組】

- ・冷静な初動対応（状況の把握、応急対策の実施）
- ・組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立、本格的な対策の実施）
- ・記録の作成・保存
- ・心のケア等のきめ細かい対応

③対応の評価と再発防止に向けた取組

- 危機発生時に行った対応を評価し、危機を教訓とした再発防止に向けた取組を実践していく。

【具体的な取組】

- ・危機管理対応の評価、発生原因の分析
- ・再発防止策の検討・実施

【参考】法律等で定められた危機管理に関する計画等

学校は、法律等で定められた計画、要領等を作成し、危機管理に取り組まなければならない。

①学校保健安全法

○学校保健計画の策定等（法第5条）

「学校保健計画」は、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、法で規定された「児童生徒及び職員の健康診断」、「環境衛生検査」、「児童生徒等に対する指導」に関する事項について策定し、実施する。

- ・保健教育に関する事項（感染症及び食中毒の予防）
- ・健康管理に関する事項（健康診断の実施及び事後措置、健康観察の実施、定期及び日常の環境衛生検査の実施など）
- ・保健に関する組織活動（危機管理体制の整備、教職員を対象とした研修、学校保健委員会など）

○学校安全計画の策定等（法第27条）

「学校安全計画」は、生活安全（防犯を含む）、交通安全、災害安全（防災）の3つの分野に対応した総合的な安全対策を講ずるために策定し、実施する。

- ・安全教育に関する事項（防犯教育、避難訓練、校外学習の事前指導など）
- ・安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童生徒の安全確保に関する点検など）
- ・安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練、学校安全委員会など）

○危険等発生時対処要領の作成等（法第29条）

「危険等発生時対処要領」は、危険等発生時に、教職員が適切かつ迅速な対応を図るために作成する。（本手引において学校が作成することとしている「危機管理マニュアル」は、「危険等発生時対処要領」（法第29条）に該当する。）

②県立学校規程、市町村立小中学校管理規則

○学校警備及び防災の計画の作成

県立学校は、「学校警備及び防災の計画」を作成し、その責任分担を定め、毎年5月1日までに県教育委員会に報告するとともに、その計画に基づき、毎学期1回以上の訓練を行わなければならない。（島根県立高等学校規程第42条、島根県立特別支援学校規程第38条）

市町村立学校は、それぞれの小中学校管理規則に従い、同様の計画の作成・報告、訓練を行う必要がある。

2 危機管理マニュアルの整備

（1）危機管理マニュアルへの記述事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、本手引を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、隨時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

なお、マニュアル作成後、教職員が共通理解のもとに適切かつ迅速な対応を行えるようにするために、マニュアルに基づくシミュレーションを定期的に行い、教職員の習熟を促すとともに、不都合な点や状況の変化があった場合は、その都度マニュアルの見直しを行う必要がある。

＜危機管理マニュアルの主な記述事項＞

①対象とする危機

想定される危機(事件・事故等)の項目を明確にし、具体的に記述する。

②対応のポイント

(ア)未然防止

想定される事項ごとに、未然防止に向けた取組、平常時から心がけ行うべき取組を記述する。

(イ)危機発生時以降

想定される事項ごとに対応の流れを図示して記述する。

③情報収集

平常時から、あるいは危機発生時以降の取組を行う上で情報収集すべき内容について記述する。

④危機発生時の連絡経路

危機発生時の連絡体制、経路について図示する。

(2) 危機管理マニュアル作成上の留意点

①最悪の状況を想定すること

過去に発生した事例を教訓として、危機発生時の指示・連絡方法、被害状況の把握及び救命措置、警察・消防等との連携等、各校の実態にあわせて想定する。

②必要な対応、手順を明示すること

危機発生時の混乱した状況の中でも、教職員が児童生徒等のとるべき行動を適切かつ迅速に指示できるよう、あらかじめ手順・役割分担を明示して、対応に習熟する必要がある。管理職などへの情報伝達経路・伝達方法を明確にしておくとともに、管理職不在時の対応もあらかじめ定め、教職員に周知する。

③関係機関等の連絡先を明示すること

一刻を争う事件・事故等を想定し、警察・消防・病院などの緊急連絡先一覧表を各所に備え、速やかな連絡ができるような準備が必要である。関係機関や保護者等外部への連絡をとる場合、憶測に基づかない正確な情報を提供するよう努め、混乱が発生しないようにする。

④関係機関等から助言を得ること

警察、消防、学校医等の意見を取り入れながらマニュアルを作成することで、関係機関との連携を深めることにも通じ、より実効性のあるマニュアルづくりが可能となる。

⑤関係機関等との連携を図ること

作成したマニュアルを関係機関に配布し、関係機関とともに危機発生時の対応方法を共有し、連携した対応を図ることが必要である。

3 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

また、非常時用連絡手段の確保、緊急連絡先の掲示、保護者や関係機関への連絡方法の明確化など、あらかじめ通信手段を確保する。

(1) 平常時の体制

校内体制の確立…指示系統の確認

【例】



教務(総務)主任

生徒指導主任・主事
(担当者)

学年主任

【校長】

学校における危機管理の最高責任者として、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の未然防止対策を統括する。

【副校長、教頭、主幹教諭、事務長等】

校長の指示に基づき、平常時には未然防止に向けた取組（想定される危機に対する安全点検、危機管理マニュアルの再点検・他の職員への周知徹底、研修や訓練の企画・実施等）を行う。

(ケース対応例) 校外活動時の体制

①引率教職員と学校との連絡方法の明確化

- 引率教職員への連絡方法（携帯電話など）及び活動場所・時間を職員室内の黒板に記載するなどの方法で、連絡が確実にとれる体制を整備する。
- 引率教職員は、何事がなくても定時に学校に連絡を入れ、活動の状況を報告する。

②校外活動開始時の児童生徒への指導

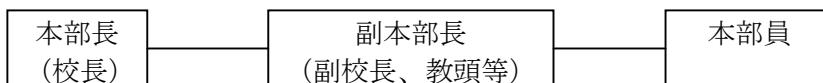
- 緊急時の連絡先、集合場所を周知しておく。
- 危機的状況に遭遇した場合の児童生徒が取るべき対応（大声で助けを求めるなど）について具体的な指示を行う。
- 宿泊を伴う活動の場合、避難経路の確認、避難後の集合場所、人員確認の方法等を明確にしておく。

(2) 危機発生時の体制

重大な危機が発生した場合、当該危機への適切かつ迅速な対応を行うため、校内危機管理対策本部を設置する。

校内危機管理対策本部の体制(役割分担)

【例】



- 総括
- 警察・消防等の関係機関への対応
- 教育委員会との連絡
- 保護者への対応（全体）
- 報道関係への対応 など

- 学校安全担当
- 情報収集担当
- 庶務担当
- 保護者担当（個別）
- 児童生徒担当
- ケア担当 など

【参考1】危機時の校内役割分担（文部科学省平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ資料より抜粋）

○危機時には校長など管理職、当該担任、養護教諭等の負担が大きくなります。これら教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、たとえば、次頁のような担当者を置いて役割分担をしてはどうでしょうか。現実には一人で何役をこなさなければなりませんし、校長自ら行ったり、教育委員会職員が担う役割も出てきます。

○これらの役割分担は平時に決めて備えておく必要があります。単純に校内分掌をあてるといざという時に機能しないことがあるかもしれませんので、適材適所を考慮してください。また、あらかじめ代理を決めておいてください。

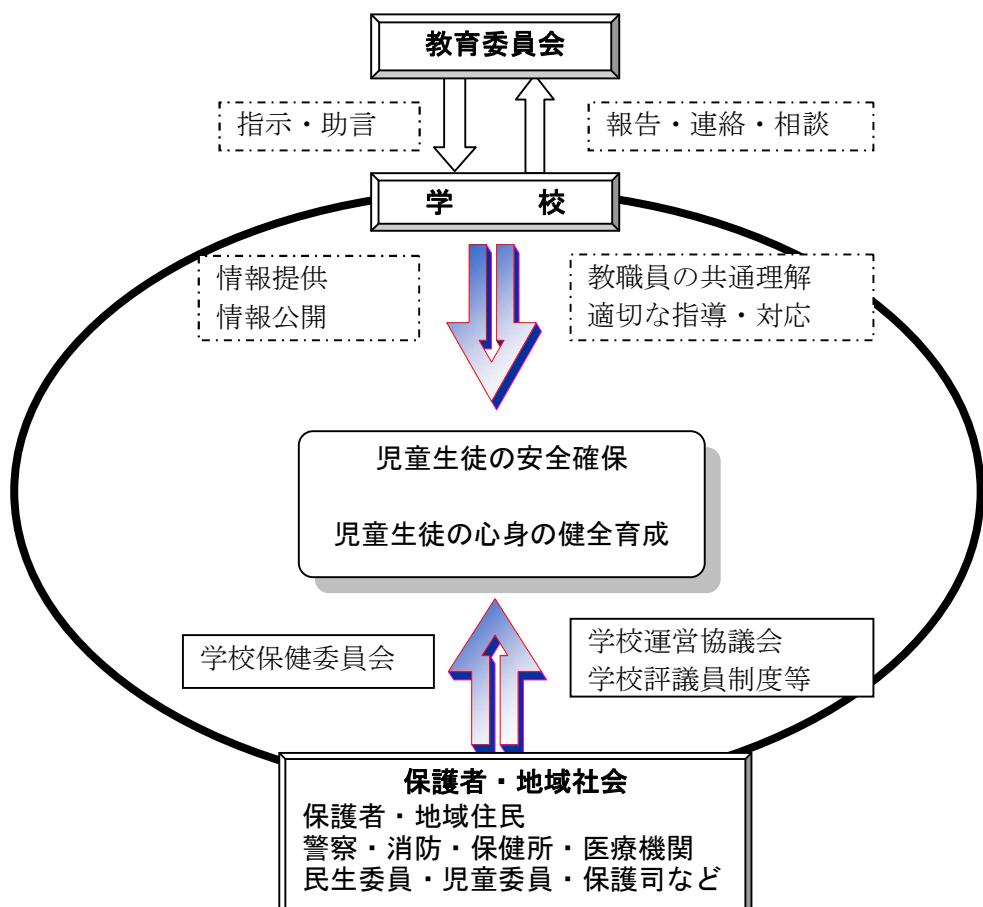
危機時の校内役割分担の例

- ・保護者担当…保護者会の開催やPTA役員との連携を担当します
- ・個別担当…遺族など個別の窓口になります
- ・報道担当…報道への窓口
- ・学校安全担当…校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携などを担当します
- ・庶務担当…事務を統括します（事務長など）
- ・情報担当…情報を集約します
- ・総務担当…各学年を統括します（教務主任など）
- ・学年担当…各学年を統括します（学年主任など）
- ・ケア担当…ケアを統括します（養護教諭、教育相談担当者）

【参考2】保護者・地域社会との連携

普段から保護者・地域社会との連携に努め、危機発生時等における対応が適切かつ円滑なものとなるよう努めることが重要である。

＜保護者・地域社会との連携イメージ＞



4 危機発生時の対応

(1) 冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先事項は何かを見極め、応急対策に取り組むなど、冷静な対応を心がける。

＜最優先事項の例＞

①状況の把握

- ・可能な限り客観的で正確な事実を把握

②児童生徒の安全確保

- ・児童生徒の避難誘導（安全な場所の確保、誘導方法等の明確な指示など）
- ・負傷した児童生徒がある場合の応急処置体制（応急手当、氏名・人数確認など）

③関係者、関係機関等への連絡

- ・管理職への報告、他の教職員への連絡
- ・警察、消防（救急車の要請）への連絡（けが等の状況、人数、場所の正確な連絡など）
- ・事件・事故等に遭遇した児童生徒の保護者への連絡（事故等の概要説明、けが等の状況、搬送先など）
- ・教育委員会への連絡（事故等の概要説明、今後の対応等について指導・指示を得るなど）
- ・PTAの役員、地域の役員、学校医等への連絡（事故等の概略説明、今後の対応等への協力依頼など）

(2) 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

- ①管理職のリーダーシップ（児童生徒・教職員等への適切な指導・指示など）
- ②管理職の指示のもとでの一元的な組織対応（必要な人員の確保、役割分担の明確化、校内危機管理対策本部の設置、情報集約先の一元化）
- ③正確な情報収集と情報の共有化、記録の作成・保存、組織外への適切な情報提供
- ④児童生徒等への対応（状態把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡しなど）

(3) 記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

①事故・事件等の概要

- ・発生日時、関係児童生徒名、事故の内容、被害の状況、動機、原因

②学校の連絡及び対応状況（事前・事後も含む）

- ・児童生徒及び保護者、教職員、PTAなど（時系列で）

③警察等関係機関との連携状況

- ・連絡日時、連携の内容など

④報道機関への対応

- ・取材日時、報道機関名・連絡先、学校の対応者、説明内容など

(4) 報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。それに加えて、どの報道機関に対しても、公平に情報を提供することが必要である。

報道機関の取材に対しては、児童生徒・保護者等への配慮や適切な取材時間・撮影場所の設定を依頼するなどの適切な対応が求められることにも留意する。

①窓口の一本化と報道機関への依頼事項の明確化

報道機関への対応責任者を一本化することで、報道機関への正確な情報提供、公平な対応及び一貫した取材の配慮依頼などの対応がし易くなり、混乱が生じにくくなるなど情報の取扱がスムーズになる。窓口になった者は時系列で正確な取材記録を作成・保存すること。

②正確かつ誠意ある回答

確認できている事実とそうでないことを明確にして回答を行う。回答に当たっては、質問の意図を確認し、回答できる範囲で、誠意ある対応に努めることが重要である。また、報道機関の担当者の名前・連絡先は必ず記録し、説明時以降に新しい事柄が発生し説明内容の変更が必要ある場合、説明内容と異なるような記事が出た場合に連絡できること。

③関係機関との連携と教育委員会の役割

教育委員会等と連携を図り、記者会見を開く際の留意事項等の報道対応について助言を得る。特に、社会的に影響が大きい事件・事故等においては、警察・消防・保健機関等、複数の機関が関与するため、報道対応の際には、関係機関相互に情報を確認し合うなど、関係機関同士で齟齬が出ないよう情報共有を行い、混乱が生じないようにする。

その際、教育委員会は、人員を速やかに学校へ派遣し、関係機関との連携・調整などを学校とともにを行う。

【参考資料】報道発表資料作成のポイント（島根県広聴広報課「広報マニュアル」より関係部分を抜粋・編集）

■報道発表資料の項目（事件・事故の場合）

1. 日時
 2. 事件事故の状況（被害、症状など）
 3. 場所
 4. 原因
 5. 関係者（住所、氏名、年令、職業など）
 6. 当面の処置
 7. 今後の対応
 8. 今後の対策、方針
- 添付：付近の略図

■問い合わせ先の明示

○資料の1ページ冒頭に必ず次の項目を入れること。

1 記者発表の日 2 担当所属名 3 担当者名（複数が望ましい） 4 電話番号（市外局番から）

■資料のまとめ方

○簡潔に、要領よくポイントをおさえて

- ・A4版用紙に1～2枚程度にまとめる。
- ・5W2Hの原則に基づく。（上述「報道発表資料の項目」参照）
- ・災害情報、食中毒など状況に応じ順次発表するものは、タイトルに「第〇報」を明示する。

○分かりやすく、読みやすく

- ・専門用語を避け、分かりやすい用語を使う。
- ・専門用語の使用がやむを得ない場合は、解説を加える。
- ・氏名や地名などの固有名詞・読みにくい言葉には、フリガナを付ける。

(5) 心のケア

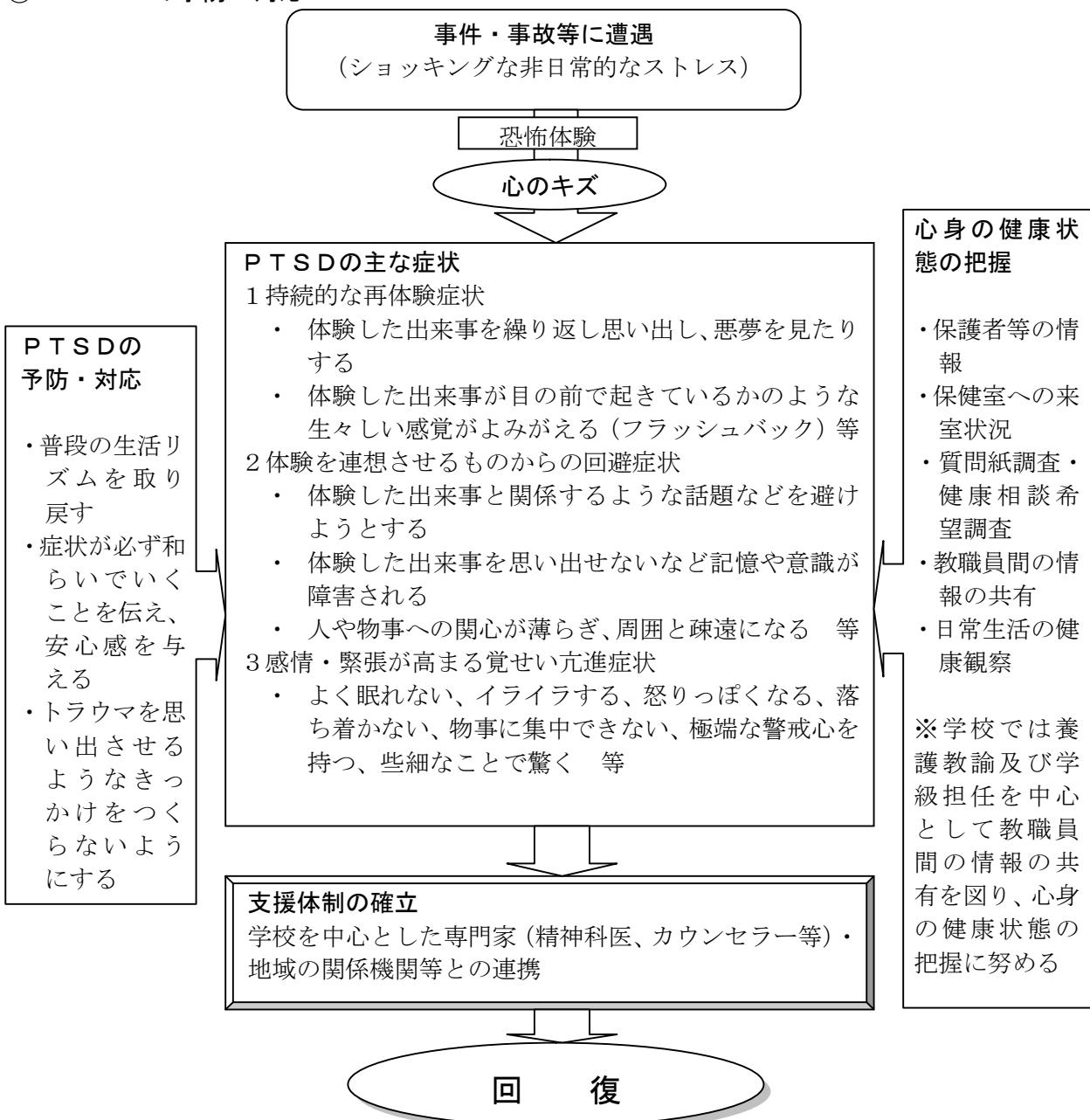
大きな事件、事故、災害等が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると、種々の心の健康問題を呈することがある。例えば、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。このような状態が4週間以上続く場合を「外傷後ストレス障害（P T S D）」と言う。

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差が見られる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

そのためには、日ごろから、きめ細かな健康観察を実施し、危機に直面したことによる心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておくことが必要である。

また、心の健康問題については、気軽に相談することをためらう傾向があるとの指摘もあることから、学級担任や養護教諭など、身近な人に気軽に相談しやすい体制づくりや、必要に応じて専門家等の相談を受けやすい環境をつくっておくことが大切である。

① P T S Dの予防・対応



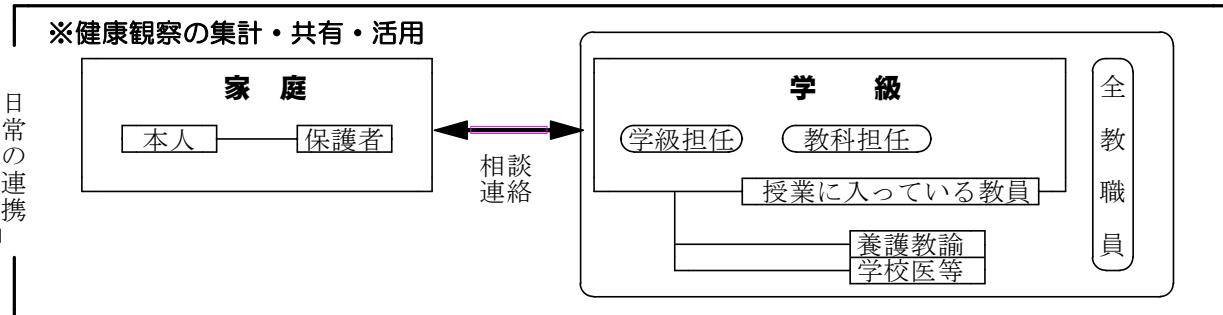
（文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』（平成22年7月）より）

②危機発生時等における心のケアに関する校内体制づくり（例）

※各学校の実情に応じ機能的な体制づくりを行う

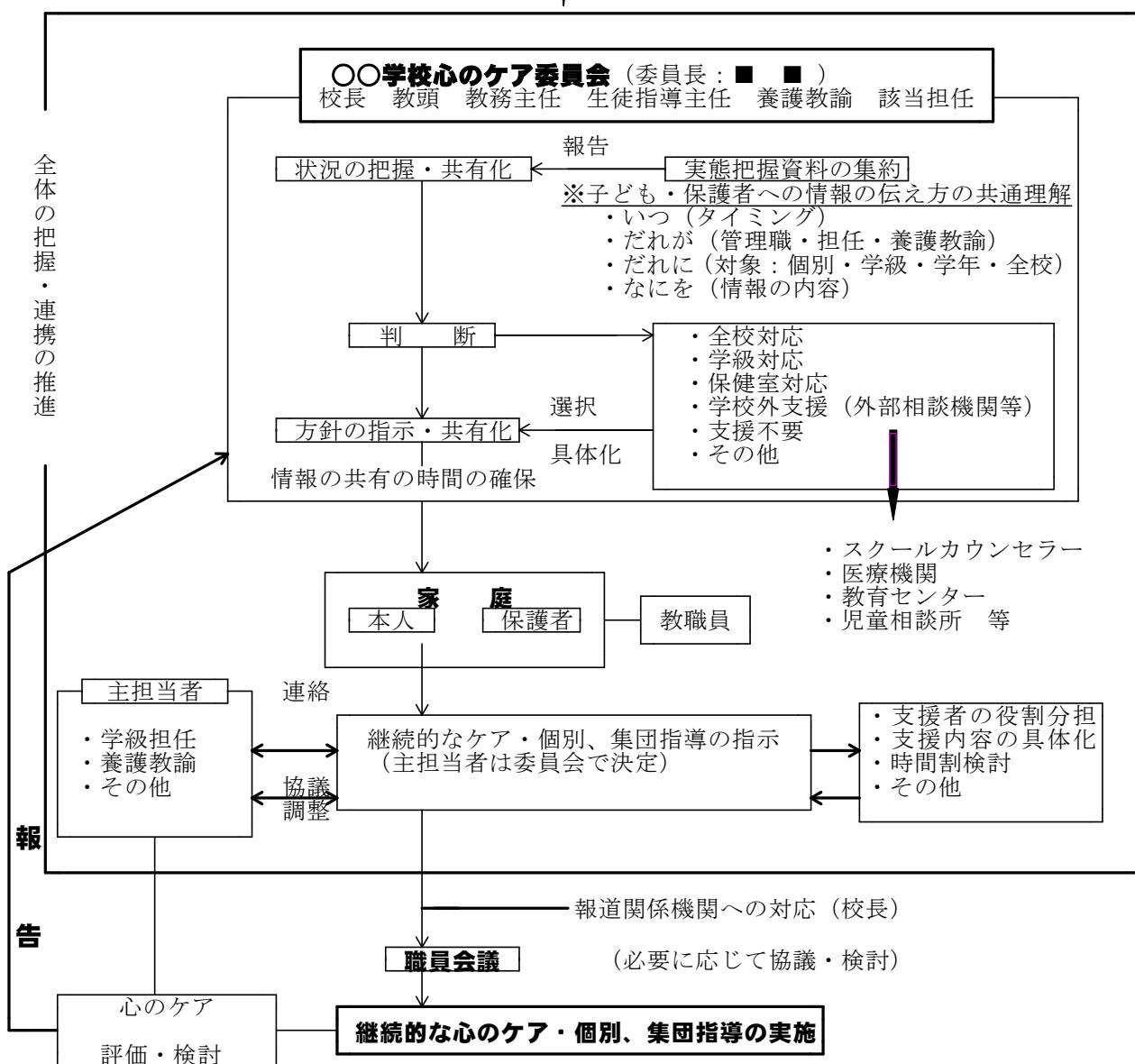
○○○立○○○小学校

- [平 常 時] ■心身の健康状態の把握（全教職員による朝の健康観察・日常の観察）
 ■心のケアに関する教職員の研修（児童理解のための定期の職員会議：月1回及び随時）



- [危機発生時] ■正確な情報の把握
 ■安否の確認（自然災害時）
 ■心身の健康状態の把握
 （子ども・保護者・教職員）

- PTA・地域機関との連携
 ■教育委員会への情報提供
 ■報道機関への対応



（文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』（平成22年7月）より）

【参考資料】心身の健康調査票（こころとからだのチェックリスト）の例

（文部科学省『「子どもの心のケアのために」－災害や事件・事故発生時を中心に－』（平成22年7月）より）

災害や事件・事故などの発生により混乱した学校現場では、子どもは元気にしていることも多く、心の傷は見えにくいので、必要に応じて心身の健康調査票などを活用して、心身の健康状態の把握を行う。

① 小学校の例

実施日 年 月 日

ねん くみ ばん おじこ おんな
年 組 番 なまえ 男・女

「こころとからだのチェックリスト」

わたしたちのこころとからだは、とてもかなしいできごとのあとで、いろいろな変化をします。

それは、だれにでもおこることです。でも、これをこのままにしておくのはよくありません。自分のこころやからだのようすを、知ることが大切です。

そこで、「こころとからだのチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

こたえかた：自分があてはまると思う番号に○をつけてください。

- 1 ないない
2 ない
3 ある
4 あるある

	1	2	3	4
ない	な い	な い	あ る	あ る
な い				
あ る				
あ る あ る				

- | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|
| 1 しんぱいでいらっしゃしておちつかない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 むしゃくしゃしてらんぱうになる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3 すぐかっとするようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4 よくねむれない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 あたまやおなかがいたくなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6 ちいさいおとにびっくりする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7 かなしいかんじがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8 かなしかったことのゆめをみる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9 こわいことをおもいだす | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10 かなしかったことのあそびをする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11 かんたんなことができなくなつた | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12 すぐわすれたりおもいだせない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13 ひとりぼっちになつたきがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 14 じぶんのせいだとおもってしまう | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 15 ひとがまえよりすきになった | 1 | 2 | 3 | 4 |

*今のかぎもつを書いてみましょう。絵をかいてもいいですよ。

※ 気になることがあつたら、先生に相談しよう。

② 中学校・高等学校の例

実施日 年 月 日
年 組 番氏名 男・女

「心と身体のチェックリスト」

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や他の大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でもこれをそのままにしておくのは、よくありません。

そこで、「心と身体のチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

○ 回答の仕方：以下の問に対して、あなたにあてはまる番号に○をつけて回答してください。

- 1 全くあてはまらない
- 2 あまりあてはまらない
- 3 ややあてはまる
- 4 よくあてはまる

1	2	3	4
全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	よくあてはまる

- | | | | | |
|---------------------------|---|---|---|---|
| 1. 心配でイライラして落ち着かない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2. 気持ちがむしゃくしゃしている | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3. 時々、ボートとしてしまう | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4. すぐかつとするようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5. だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6. 眠れなかつたり、途中で目がさめてしまう | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7. 身体がだるく感じる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8. 腹痛や頭痛がすることが多い | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9. ちょっとした音にびっくりする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10. 胸がドキドキしたり、苦しくなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11. 悲しい気分になる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12. そのことの夢やこわい夢を見る | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13. 不意にこわい事を思い出す | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 14. またあんなことが起こりそうで心配だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 15. 楽しいことが楽しく思えない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 16. 勉強に集中できない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 17. 根気がない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 18. 時々、自分を傷つけたくなることがある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 19. 希望がもてない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 20. 自分の居場所がないように感じる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 21. 本当の自分を理解されていないように感じる。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 22. 私を認めてくれる人はいないように思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 23. どんなにがんばっても意味がないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 24. 悩みを話せる友人がいない | 1 | 2 | 3 | 4 |

* 今の気持ちを具体的に書いてみましょう。絵でもいいですよ。

☆ 相談したいことがあつたら、先生方に相談するようにしましょう。

5 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、要改善点を抽出する。

評価の観点

①初期対応

- ・児童生徒の安全確保が適切に行われたか
- ・校内での緊急連絡体制はきちんと機能したか
- ・関係者、関係機関への連絡は適切に行われたか
- ・情報収集・管理は適切に行われたか 等

②初期対応以降

- ・児童生徒への対応が適切に行われたか
- ・校内危機管理対策本部等の危機管理体制を構築したか（人員、役割分担、情報伝達等）
- ・関係者、関係機関との連携が適切に行われたか
- ・関係者や報道機関への適切な情報提供が行われたか 等

③危機管理マニュアル

- ・マニュアルの理解は十分だったか
- ・マニュアルに基づいた適切な対応が行われたか
- ・マニュアルに問題点はなかったか 等

(2) 再発防止に向けた取組

○評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。その際、学校運営協議会、学校評議員会や学校保健委員会等関係者や有識者等の意見を聞く機会を設ける。

○とりまとめられた再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直し、修正する。

○速やかに再発防止策を講じる。

6 その他留意すべき事項

1. 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るためにも、保護者・地域と問題解決に当たるためにも重要な取組である。その際、個人のプライバシーに最大限の配慮をすることが求められる。

一方、学校における情報公開の実施は、各設置者（県または市町村）が定める条例によることとなるため、取扱等について理解しておく必要がある。

(1) 平素の学校での取組

①客観性の高い文書の作成

指導要録などの記述にあたって、記載の留意事項を学校で作るとともに、指導要録等の点検にも配慮し、客観性の高い文書の作成に努める。事故報告の作成に当たっては、きちんとした事実確認を行い、記載事項についても該当者に確認を取るなどの取組が重要である。

②児童生徒、保護者との緊密な連絡体制づくり

平素より児童生徒及び保護者からの様々な意見などに、誠意をもって対応することを通じて信頼関係をつくる取組が必要である。

(2) 情報公開の請求等がされた場合の留意点

県立学校においては、県の条例上、校長の判断で文書の公開・非公開を決定することとされているが、教育委員会と連携をとり、公開・非公開の基準を明確にする。また、個人情報の開示を当該

本人が請求した場合は、個人情報保護条例の規程に基づいた対応を行う。

市町村立学校においては、それぞれの市町村が制定している「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の定めるところにより、情報公開を実施する。また、各市町村教育委員会と緊密に連携を取って対応する。

2. 消費者事故等への対応

学校給食への異物混入（第2部第1章2参照）、授業中や部活動中に器具等を使用して発生した事故（第2部第2章5、6参照）等について、消費者安全法に定める「消費者事故等」に該当すると思われる場合は、「消費者事故等の通知について（通知）（島教総第656号平成21年1月12日付）」により、以下の報告経路により報告、相談を行う。

なお、学校給食における食中毒については、別途文部科学省に報告をすることになっているため、消費者事故等の報告は不要である。

＜消費者事故等の例＞（平成21年9月1日付、消費者庁消費安全課・消費者情報課、文部科学省大臣官房総務課連名の事務連絡に記載された例）

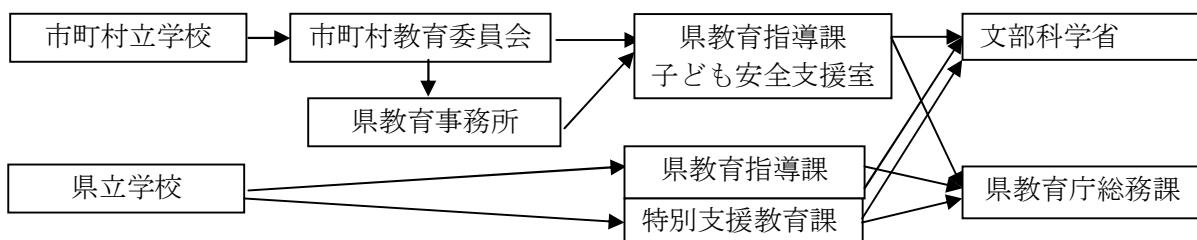
①生命、身体に関する重大事故等（消費者安全法第2条第6項各号、第12条第1項）

学校に設置されている天窓において、児童生徒等の不適切な方法による使用や、防護柵の設置等の安全対策の不備により、児童生徒等が転落し死亡などの重大な結果を招いた事例。

②生命、身体に関する消費者事故等（消費者安全法第2条第5項第1号及び2号、第12条第2項）

学校に設置されている遊具において、児童等が通常の使用方法により使用していたにもかかわらず、当該遊具の構造の欠陥等により発生した事故であり、例えば、当該事故が発生した遊具と同一様式の遊具が広範な地域で使用されているなど被害拡大が懸念される事例

消費者事故等の報告経路



【参考資料】島根県教育委員会危機管理対策本部設置要綱（最終改正平成25年4月1日）

（目的）

第1条 県立学校、市町村立学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）における事故等の発生等の事案に対し、迅速かつ機動的な対応及び支援を行うため、島根県教育委員会危機管理対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（対象事案等）

第2条 前条に規定する事案は、「学校危機管理の手引（改訂版）」（平成22年11月島根県教育委員会策定）で分類した事項

（1）学校保健・学校給食（2）学校安全（3）学校生活（4）教職員

を基本とし、学校等における児童生徒及び教職員の安全と県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態とする。

2 地震、風水害、原子力災害にかかるものについては、それぞれ対応を定めた計画、体制による。

（所掌事務）

第3条 本部は次に掲げる事項を所掌する。

（1）事故等の情報の共有化及び担当課が対応する業務の確認並びに関連機関等との連携に関すること。

- (2) 重大事故発生時の学校等及び市町村教育委員会に対する指導・助言その他現地における支援に
関すること。
- (3) 学校等における危機管理体制の整備に関すること
- (4) その他対応にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表第1に定める職にある者をもつ
て充てる。

(職務)

第5条 本部長は本部を代表し、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。なお、職務代
理の順位は、下記のとおりとする。

第1職務代理人	教育監
第2職務代理人	教育次長
第3職務代理人	参事（教育政策・教育再生）
第4職務代理人	参事（教育指導課長）
第5職務代理人	参事（文化財）

3 本部員は本部長の命を受け、本部の所掌事務を処理する。

4 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

本部長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者、関係者等を招き意見を求めることがで
きる。

(幹事会)

第7条 本部に専門的事項の調査研究及びその他本部長が必要と認める事項を処理するため、幹事会
を置く。

2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に定める職にある者をもつて充てる。

3 幹事会は本部長が必要と認めるときに幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事会での決定事項は、遅滞なく本部長に報告する。

(支援チーム)

第8条 本部長は、学校等に次のような事案が生じたとき、又はその他特に必要と認めるときには、
第3条第2号に規定する支援チームを派遣するものとする。

- (1) 学校のみでは対応が極めて困難であり、重大な事故又は事件に発展するおそれがあると本部長
が判断した事案。
 - (2) 現に発生した事故又は事件のうち、学校等では対応が極めて困難であると本部長が判断した事
案。
- 2 当該事案が市町村が設置する学校等にかかるものである場合は、支援チームの派遣の決定に際し、
当該市町村教育委員会の意見を求めるものとする。
- 3 支援チームの編制及び支援の内容については、本部長が決定するものとする。

(島根県危機管理対策本部等との連携)

第9条 事案への対処にあたっては、島根県危機管理対策本部又は防災部防災危機管理課と緊密な連
携、連絡を図るものとする。

別表第1

役職名	職名
本部長	教育長
副本部長	教育監 教育次長 参事（教育政策・教育再生） 参事（教育指導課長） 参事（文化財）
本部員	総務課長 教育施設課長 学校企画課長 教育指導課長 特別支援教育課長 保健体育課長 社会教育課長 人権同和教育課長 文化財課長 福利課長

別表第2

役職名	職名
幹事長	総務課課長代理
幹事	総務課総務グループリーダー 教育施設課財産管理・助成グループリーダー 学校企画課課長代理 教育指導課課長代理 特別支援教育課企画グループリーダー ^一 保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー ^一 社会教育課生涯学習振興グループリーダー ^一 人権同和教育課調整グループリーダー ^一 文化財課文化財グループリーダー ^一 福利課管理グループリーダー ^一

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校保健・学校給食

1 感染症（結核・麻しん等）の発生

中学3年生のAは、咳が続くため9月中旬に受診したところ風邪と診断された。その後、処方された薬で症状を抑えながら通学を続けていたが、11月下旬になっても咳、息切れ、微熱等の症状が続くことから、学級担任が養護教諭に相談し、受診を勧めた。精密検査をした結果、結核と診断された。

1 未然防止のポイント

（1）児童生徒の健康観察

- ① 教職員は、日頃から児童生徒の健康観察につとめ、症状が激しい場合や長期化している場合、養護教諭に相談する。
- ② 過去のツベルクリン反応の記録や既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での健康観察を継続する。

（2）教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診する。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず所属長に報告する。

（3）保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させること、咳や微熱が継続する場合は必ず受診すること等、児童生徒に対する保健指導を徹底する。

（4）情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ① 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- ② 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ③ 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）状況把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、罹患児童生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ② 他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により児童生徒及び教職員の健康状況を把握する。
- ③ 罹患児童生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④ 接触者の結核検診結果など過去の結核に関する健康診断結果の情報を把握する。

（2）処置、報告等

- ① 学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ② 教育委員会へ第一報を電話で報告する。
- ③ 保健所、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ④ 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ⑤ 教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。
- ⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、島根県健康福祉部（薬事衛生課）から報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

（公立小中学校は、併せて各市町村教育委員会の定める様式による報告も行う。）

（3）児童生徒、保護者への連絡等

- ① 罹患児童生徒と接觸した保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ② 保健所が実施する調査や接觸者健康診断に協力要請する。
- ③ 保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ④ 必要に応じて、児童生徒への説明を実施する。
- ⑤ 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校保健安全法第18条（保健所との連絡）
- ・ 同第19条（出席停止）
- ・ 同施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）
- ・ 同施行規則第19条（出席停止の期間の基準）
- ・ 同施行規則第21条（感染症の予防に関する細目）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第9章（結核）
- ・麻しんに関する特定感染症予防指針

■ 関係情報

- ・島根県感染症情報センターホームページ
<http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/kansen/>
- ・島根県教育委員会ホームページ
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>
- ・学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）
(H25.3)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

感染症（結核・麻しん等）発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒	その他
〈事前の危機管理〉 ○日常の健康観察 ○医療機関受診勧奨		<ul style="list-style-type: none"> ・健康状況の把握 ・医療機関受診勧奨 ・受診結果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・医療機関受診 	
〈発生時の危機管理〉 ○感染症と診断 ○学校医、保健所、教育委員会への連絡 ○本人及び保護者へ出席停止の指示 ○教職員間の情報共有 ○情報収集		<ul style="list-style-type: none"> ・学校医へ連絡 ・教育委員会へ報告 ・所管の保健所へ連絡をし、指示を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・出席停止を指示 ・教育委員会に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で情報を共有し、職員の役割分担を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始 <p>児童生徒に不安感を与えないよう配慮</p> <p>学校保健安全法施行令第5条、第6条、第7条 施行規則第19条 児童生徒の人権やプライバシーに配慮</p>
○他の児童生徒・保護者への対応及び説明 ○保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・関係機関、報道機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒への説明 		
〈事後の危機管理〉 ○事後の対応と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者である児童生徒及び保護者との定期的な情報交換（状況確認、学習指導等） 		

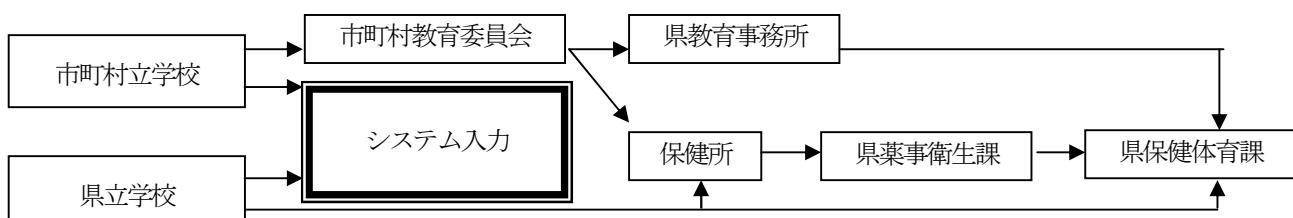
【発生時の県教委の連絡経路図】

<結核・麻しん等の全数報告の感染症の場合>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)で指定されている感染症

(例) 結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症、高病原性鳥インフルエンザ等

※感染症情報収集システム（以下「システム」という。）の入力とともに下記の経路により電話で一報入れる。



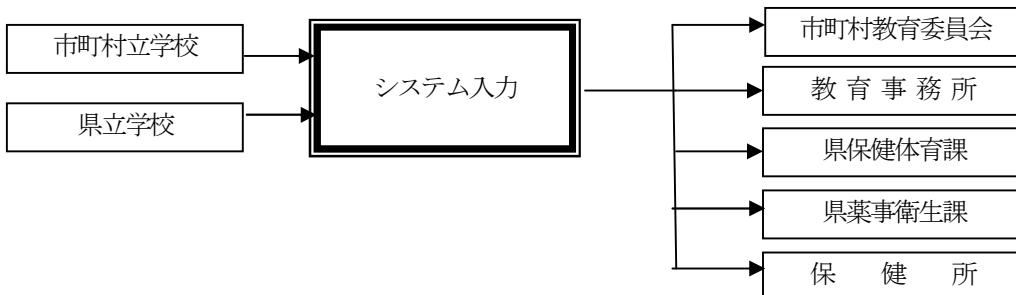
注：県教委危機管理対策本部が設置された場合は、すべての最終報告先を各担当課から
「県教委危機管理対策本部（教育庁総務課）」とする。

その際は、対策本部設置の連絡に併せて、報告先の変更についても連絡する。

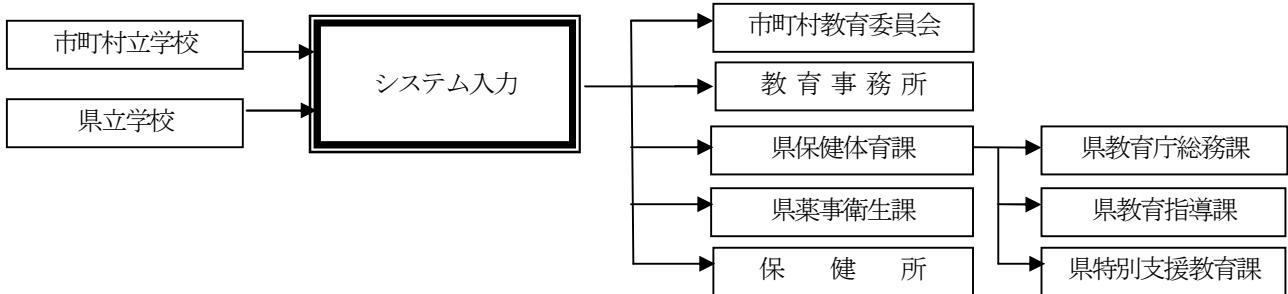
<感染症一般の場合>

※平成26年10月1日より、原則としてシステムの入力により報告に代える。(平成26年9月5日付島教保第410号)

■ 出席停止



■ 学級閉鎖、臨休報告書



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL : 0852-22-6145 Fax : 0852-22-6767

2 食物アレルギー

小学校で給食指導中、児童Aが全身にじんま疹が出て、気分がむかむかすると訴えてきた。担任が児童Aと話をしている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。Aは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

【食物アレルギーが想定される場合】

学校給食、調理実習、食に関わる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事の際 等

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒の実態把握

- ① 食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について、毎年保健調査等で把握する。
- ② 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、個別の対応策を明確にする。

(2) 学校における管理

- ① 食物アレルギー発症時の対応について校内で協議し、教職員間で共有する。(症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等)
- ② 「学校生活管理指導表」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。
- ③ 教職員は研修などを通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペンの使用方法、応急手当について知識や手技などを習得しておく。
- ④ 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

(3) 連絡体制の整備

- ① 三者（学校－調理場－家庭）の連携体制（対応に対する確認、誤食時の対応など）を強化する。
- ② 保護者からは個別面談等により、児童生徒のアレルギーの状態について最新の情報を得るようにし、主治医の指示内容により必要があるときには校内対応について見直しを行う。
- ③ 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとる。
- ④ エピペンを処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

(4) 情報提供

- ① 日頃から各種通信（学校便り、保健便り、給食便り等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

(表1)

(5) 調理場における管理の徹底

- ① 食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を検討する。（表1参照）
- ② 調理場における具体的な作業マニュアルを作成する。
- ③ マニュアルに基づいた給食提供環境を整備し、管理を徹底する。

- レベル1：詳細な献立対応
- レベル2：一部弁当対応
- レベル3：除去食対応
- レベル4：代替食対応

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握

- ① 異常を示す症状（皮膚・粘膜症状、呼吸器症状、消化器症状、アナフィラキシーショック）及びその経過を把握
- ② 意識状態、呼吸、心拍等の確認
- ③ 基礎情報の確認（「学校生活管理指導表」の確認）

(2) 処置、報告

- ① 必要に応じて速やかに救急車を要請する。
- ② 「学校生活管理指導表」の指示に基づいた応急処置を行う。
- ③ 緊急時のためにエピペンが処方されている場合は、エピペンを使用する環境を整える。
- ④ 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 自発呼吸が見られない場合には速やかに一次救命処置（AED使用も含む）を実施する。
- ⑥ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校給食法第8条（学校給食実施基準）
- ・食品衛生法

■ 通知・関係情報等

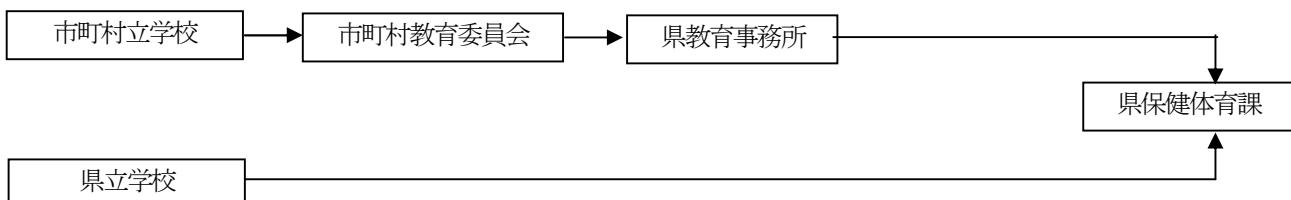
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成20年3月（公益財団法人日本学校保健会）
- ・「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼） 平成21年7月30日付文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知
- ・学校給食実施基準の一部改正について（通知）平成25年1月30日付文部科学省スポーツ・青少年局長通知
- ・「食に関する指導の手引－第一次改訂版－」平成22年3月改訂
- ・日本スポーツ振興センターHP 「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」

学校における食物アレルギーの発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
○食物アレルギー発生 (誤食の確認) ○児童生徒の状況確認 (以下の状況であれば救急車要請)	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の適切な役割分担を指示 マニュアルに基づく緊急時対応記録の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職へ報告 誤食の有無を確認 養護教諭に連絡 症状の程度、経過等の観察 当該児童生徒の「学校生活管理指導表」の指示内容を確認 重症化に備え、エピペン（処方されている児童生徒である場合）、AEDを準備 以下の状況であれば速やかに救急車を要請 (「学校生活管理指導表」、献立表など食事内容がわかるものを持参する) 	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況を説明する
○学校医・教委等・保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> 学校医・主治医に連絡し、指示を受ける 教育委員会に直ちに第一報を入れ、以後適宜報告、助言を受ける 保護者への連絡 		
○保護者等への説明		<p>【救急車を要請する目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> アナフィラキシーの兆候がある場合 食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合 「学校生活管理指導表」で指示がある場合 エピペンを使用した場合 主治医、学校医または保護者から要請がある場合 等 	
〈事後の危機管理〉			
○再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書の作成、提出（教委） 誤食が起こった原因を究明し、主治医や保護者等と再発防止策を検討し、教職員への周知を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 給食担当（栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等）は安全な食に関する対応について検討 食物アレルギーについて他の児童生徒に正しく理解させる 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーについて正しく理解する

※事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図（学校給食による食物アレルギーの場合）】



※授業中および、部活動における食物アレルギーの場合は、P50、P52 の連絡経路を参照

第1章 学校保健・学校給食

3 学校給食への異物（危険な異物）混入

A小学校において、校長が学校給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気がついた。学校給食は学校給食調理場から配達され、保管していた。

- ※○ 危険な異物の場合—金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合、下記の「2 発生時以降の対応のポイント」に沿った対応をとること。
- 非危険物の場合—毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないとと思われる所以、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、給食センター等からの、代わりの給食の手当についても検討すること。

1 未然防止のポイント

(1) 学校等における危機管理体制の確立

- ① 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- ② 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析して防止する方法を考える体制を作成しておく。
- ③ 栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関する具体的知識を習得させる。

(2) 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、①配達前、②配達後調理場での検食時、③各学校での検食時、④各学級での配食時、⑤喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておこう。

(3) 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 調理場での日常点検の徹底

- ① 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- ② 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないよう最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ③ 調理後配達までの管理を徹底する。

(5) 学校における検収及び管理

- ① 学校への直送納物品については、検収を行った後、検収者が納品書に検印する。
- ② 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。
- ③ 配膳室等保管場所については、施錠できる構造とする。
- ④ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 各学級の給食への異物混入の有無を確認し、児童生徒の健康状態を把握する。
- ② 异物の状況に応じ現場をそのままにして、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。
- ③ 学校全体の状況を取りまとめる。

(2) 処置、報告

- ① 保健所等の指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ② 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ③ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ④ 教育委員会へ第一報を電話で報告し、終焉したら報告を行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。
- ② 必要に応じ、児童生徒の不安解消に努める。

3 情報収集等

■ 通知・関係情報等

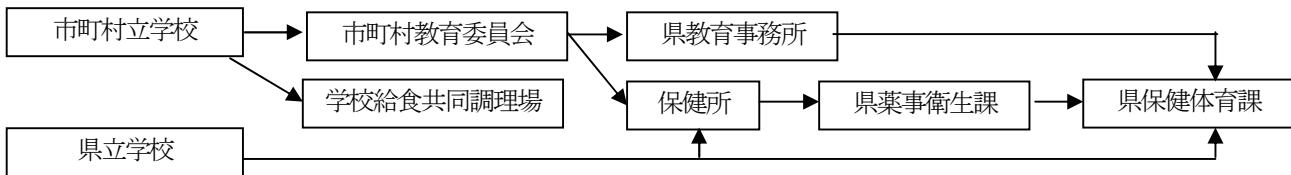
- ・学校給食における異物混入について（通知）（島教保第413号 平成18年6月19日）
- ・学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）
夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）
- ・「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）
- ・四訂 学校給食における食中毒防止の手引き（平成17年 日本スポーツ振興センター）

学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	学校給食共同調理場・市町村
〈発生時の危機管理〉 ○事故発生 (異物混入発見) ○給食の中止、事実確認、現状保存	・異物の状況に応じて給食の中止、事実確認、現存保存を各担任等に指示 ・代替食の確保等の検討	・管理職に報告 ・給食の中止 ※いたずらに児童生徒の不安を助長しないよう、冷静に対応 ・他の学級の給食への異物混入の有無を確認し、管理職に報告 ・現状保存 ・児童生徒の不安解消	
○関係機関へ連絡	・学校給食共同調理場に連絡 ・教育委員会に第一報を入れる ・学校医等に連絡（必要時） ・異物の状況に応じて、現場をそのままにして教育委員会等へ連絡 ・県立学校は保健所へも連絡		・学校給食共同調理場は、異物混入が発見された学校以外の各学校に連絡し、給食の中止及び事実確認を依頼 ・市町村教育委員会は、保健所に報告し、必要に応じて警察等関係機関の指示を受ける
○状況の取りまとめ	・学校全体の状況の取りまとめ ・発生時の状況、発生直後の対応等記録	・学級の状況の取りまとめ ・必要に応じて児童生徒の心のケアを行う	・学校給食共同調理場は、全ての学校での状況を取りまとめ市町村教育委員会に報告
○今後の対応決定	・状況に応じて、教育委員会、保健所等の指導助言を受け当日及び翌日からの対応を決定 ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・報道関係者への対応		・市町村教育委員会は、必要に応じて保健所に連絡し、指示を得る ・市町村教育委員会は、保健所等の指導・助言を受けながら当日及び翌日からの対応を決定
○保護者等への連絡対応	※関係機関相互と事実確認を行い、保護者等へ説明		
〈事後の危機管理〉	・事故報告書の作成、提出（教委） ・再発防止対策について確認 ・再発防止対策について保護者へ説明		・作業工程表、作業動線図等種々の記録等をもとに原因の特定に努め、再発防止対策を検討

【発生時の県教委の連絡経路図】

〈危険な異物の場合〉



〈非危険物の場合〉



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 Tel : 0852-22-5425,6145 Fax : 0852-22-6767

4 学校給食による食中毒

A小学校において、複数の児童が、嘔吐・腹痛・下痢等の症状を訴え欠席した。出席児童の健康状態を確認したところ、同じような症状を訴える児童が多く見られ、早退者も続出した。その後、診察した医師から食中毒の疑いがあるとの指摘を受けた。

1 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ① 校長及び調理場の施設長は、施設の衛生管理に関する責任者を定め、マニュアルを作成するなど衛生管理の組織的な徹底を図る。
- ② 栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員の研修を実施し、衛生管理に関する具体的知識を習得させる。
- ③ 児童生徒への衛生指導の徹底を図るため、教職員の衛生管理に関する知識を向上させる。
- ④ 学校薬剤師等の協力を得て定期の衛生検査を行い、必要な施設設備の改修等の措置を講じる。

(2) 連絡体制の整備

- ① 保護者に対して、異常があった場合、速やかに連絡することを徹底する。
- ② 食中毒発生等の情報について、対外的な連絡・対応窓口を一本化する。
- ③ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握するよう努める。

(3) 調理場での衛生管理の徹底

安全な学校給食を提供できるよう衛生管理を徹底する。

(4) 学校における管理

- ① 日頃から、児童生徒に対する保健教育・衛生指導を充実する。
- ② 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。
- ③ 責任者（校長等）が、児童生徒の原則給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、学校給食共同調理場、所管する保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
- ② 他の児童生徒の健康状態を把握する。
- ③ 二次感染の防止に努める。

(2) 処置、報告

- ① 学校医・保健所等の指示に基づき、児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を把握する。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 保健所等と相談の上、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止措置を講じる。
- ④ 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 献立、調理従事者の健康記録、作業工程表などの関係諸帳簿を保健所等の求めに応じて提出する。
- ⑥ 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努める。
- ⑦ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑧ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、できるだけ速やかに食中毒（疑い）発生の事実の連絡をし、保健所が実施する調査や検便などの各種調査への協力を要請する。その際、プライバシー保護等人権の侵害がないよう配慮する。
- ② 食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、隨時、保護者に連絡し、協力を求める。
- ③ 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校給食法第9条（学校給食衛生管理基準）
- ・食品衛生法

■ 通知・関係情報等

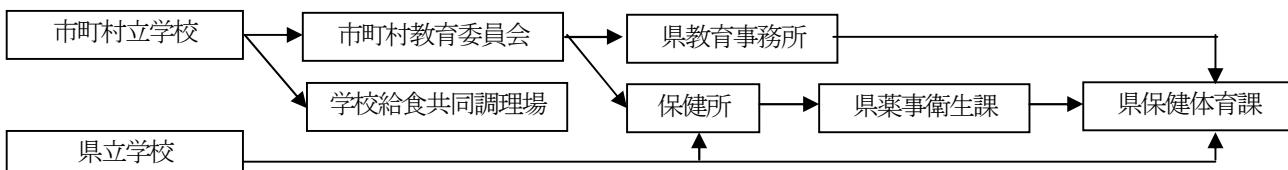
- ・学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）
夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）
- ・学校給食における衛生管理の徹底の実施について（通知）（島教保第410号 平成18年6月19日）
- ・「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）
- ・四訂 学校給食における食中毒防止の手引き（平成17年 日本スポーツ振興センター）

学校給食による食中毒発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	学校給食共同調理場・市町村
〈発生時の危機管理〉			
○食中毒発生			
○児童生徒の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 他の児童生徒・教職員の健康状態等の情報収集を指示 教職員の適切な役割分担を指示 マニュアルに基づく緊急時対応記録の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職へ報告 当該児童生徒の家庭に連絡(必要に応じて病院受診) 他の児童生徒の健康状態の把握と管理職への報告 	
○教委・保健所・学校医等へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> 学校医・学校薬剤師に連絡する 学校給食共同調理場に連絡 教育委員会に直ちに第一報を入れ 以後適宜報告、助言を受ける 県立学校は、保健所に連絡し、指示を受ける 病院受診又入院した場合、病院へ向かい、当該児童生徒を見舞うとともに、状況確認する 保護者への連絡及び健康調査 		<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場は受配校に連絡し、事実確認の依頼 市町村教委は、保健所に報告し、指示を受ける 学校給食共同調理場は、受配校の状況を取りまとめて市町村教委へ報告
○保護者への連絡、児童生徒への保健指導		<ul style="list-style-type: none"> 担任は、管理職とともに病院へ向かい児童生徒を見舞う 他の児童生徒に対し発生状況を周知し、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施 必要に応じて児童生徒の心のケアを行う 	
○保健所が行う検査・調査に協力	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、保健所が行う検査及び調査に全面的に協力 保護者に検便検査への協力依頼 		
○今後の対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、状況に応じて、教育委員会、保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定 県立学校は、保健所の検査・調査の結果、原因が特定できれば原因の排除を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会は保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定 保健所の検査・調査の結果、原因が特定できれば原因の排除と実施 保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒を実施
○調理場・食堂の清掃・消毒		<ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒を実施 	
○保護者等への説明	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ対応策について説明(文書送付又は説明会開催)し、理解と協力を求める 報道関係者への対応 		
〈事後の危機管理〉			
○再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告の作成、提出(教委) 再発防止策について確認し保護者等へ説明 保健所の指示のもと、調理従事者の研修を実施 		

※事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】



※授業中および、部活動における食中毒の場合は、P51、P53 の連絡経路を参照

【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 Tel : 0852-22-5425、6145 Fax : 0852-22-6767

5 寄宿舎における食による食中毒

B県立学校の寄宿舎で金曜日の夜間、複数の寮生が、嘔吐・腹痛・下痢の症状を訴えたため、舍監が付き添い医療機関を受診したところ、診察した医師から食による食中毒の疑いがあると言われた。

1 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ① 校長等は、施設の衛生管理に関する責任者を定め、衛生管理の組織的な徹底を図る。
- ② 調理従事者の研修を実施し、衛生管理に関する具体的知識を習得させる。
- ③ 児童生徒への指導の徹底を図るために、教職員の衛生管理に関する知識を向上させる。
- ④ 寄宿舎の責任者は、校長等と相談のうえ寄宿舎厨房の施設・設備について衛生面での確認をする。

(2) 連絡網の整備

校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供及び情報収集に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

- ① 舎監等教職員は、日頃から欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、児童生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ② 日頃から、児童生徒に対する保健指導を充実する。
- ③ 保護者には、早めの連絡の徹底を図る。
- ④ 養護教諭等は地域の感染症等の発生状況について把握しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ① 学校医、教育委員会、所管する保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
- ② 他の児童生徒の健康状態を把握する。
- ③ 二次感染の防止に努める。

(2) 処置、報告

- ① 学校医・保健所等の指示に基づき、児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を把握する。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 保健所等と相談の上、当該児童生徒出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止措置を講じる。また、食の代替えについての検討を行う。
- ④ 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ⑤ 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努める。
- ⑥ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、終焉するまで報告を継続的に行う。

(3) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対して、できるだけ速やかに食中毒（疑い）発生の事実の連絡をし、保健所が実施する調査や検便などの各種調査への協力を要請する。その際、プライバシー保護等人権の侵害がないよう配慮する。
- ② 食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、隨時、保護者に連絡し、協力を求める。
- ③ 必要に応じ、児童生徒に説明、指導を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・食品衛生法第6条
- ・食品衛生法施行規則第22条

■ 通知・関係情報等

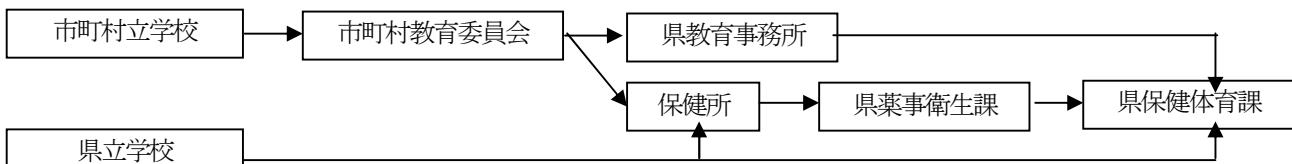
- ・中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（衛食第201号 平成9年6月30日）【P26参照】
- ・児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（児企第16号 平成9年6月30日）

寄宿舎における食事による食中毒発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	市町村教育委員会
〈発生時の危機管理〉			
○食中毒発生	<ul style="list-style-type: none"> 他の児童生徒・教職員の健康状態等の情報収集を指示 教職員の適切な役割分担を指示 マニュアルに基づく緊急時対応、記録の作成 学校医、学校薬剤師に連絡 教育委員会に直ちに第一報を入れ、以後適宜報告、助言を受ける 県立学校は、保健所に連絡し、指示を受ける 病院受診又入院した場合、病院へ向かい、当該児童生徒を見舞うとともに、状況確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 医師から食中毒発生を確認 管理職に報告 他の児童生徒の健康状態の把握と管理職への報告 	
○児童生徒の状況確認			
○教委・保健所・学校医等へ連絡			<ul style="list-style-type: none"> 市町村教委は、保健所に報告し、指示を受ける
○児童生徒への保健指導		<ul style="list-style-type: none"> 担任は、管理職とともに病院へ向かい、児童生徒を見舞う 他の児童生徒に対し発生状況を周知し、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施 	
○保健所が行う検査・調査に協力			
○保護者への連絡			
○今後の対応検討			<ul style="list-style-type: none"> 保健所等の指導助言を受けながら翌日からの対応を決定
○厨房・食堂の清掃・消毒			
○保護者等への説明		<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示のもと、調理場・食堂の清掃・消毒を実施 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 報道関係者への対応 	
〈事後の危機管理〉			
○再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故報告の作成、提出（教委） 再発防止策について確認し保護者等へ説明 保健所の指示のもと、調理従事者の研修を実施 		

※事故発生報告及び児童生徒への保健指導を実施する際には、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。

【発生時の県教委の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 Tel : 0852-22-5425,6145 Fax : 0852-22-6767

第1章 学校保健・学校給食

【参考資料】

(1) 学校給食衛生管理基準の施行について

(平21.4.8 島教保第33号 各市町村教育委員会教育長、各特別支援学校長あて 島根県教育委員会教育長通知)

このことについて、別添写しのとおり、平成21年4月1日付け21学健第6007号で、文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありました。

学校給食衛生管理基準については、今回の学校保健法等の一部を改正する法律により改正された学校給食法第9条第1項に規定されました。衛生管理の徹底については、かねてから格別の御配慮をしていただいているところですが、本基準に照らした適切な学校給食の衛生管理に遺漏のないようお願いします。

また、貴所管の学校、学校給食調理場及び給食関係者へ周知いただきますようお願いします。

(別添) (「学校給食衛生管理基準」平成21年4月1日施行 文部科学省)

III その他

1. 定期及び日常の衛生検査の点検票

別紙3(下記参照)の別添1~8票(新たに定めた、「調理過程の定期検査票」(別添第4票)を含む。)を参考とし、各学校等で適切な点検票を作成し、実施すること。

2. 児童生徒に対する保健教育・衛生指導

ア 児童生徒に対しては、感染症・食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において、感染症・食中毒の予防のために必要な生活の実践、特に用便後、食事前等の手洗いを励行させるよう指導すること。

イ 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗わせること。手洗いは、必ず流水式とすること。

3. 患者の早期発見

ア 児童生徒等の欠席率に注意し、感染症・食中毒等の早期発見に努めること。

イ 児童生徒等に対して、健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、感染症・食中毒のような疑わしい症状のある児童生徒等があるときは、関係機関の協力を得るとともに、速やかに学校医又は医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じること。

ウ 健康に異常のある児童生徒等は、自主的に保護者、教員等に申し出るように指導し、また、保護者に対しては、児童生徒等が感染症・食中毒にかかったり、その疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導すること。

エ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握すること。

4. 文部科学省への報告

ア 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、域内の学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、別紙4-1「学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告」(下記参照)を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」(下記参照)により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

イ 国立大学の附属学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、様式4-1「学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告」(下記参照)を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」(下記参照)により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

ウ ア及びイの報告に際しては、参考となる献立表等の資料を添付すること。

5. 文部科学省資料等の活用

学校給食関係者は、次の資料を活用すること。

ア 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成20年3月)

イ 「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1」(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成21年3月)

ウ 「食に関する指導の手引」(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成19年3月)

エ 「学校給食における食中毒防止の手引」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

オ 「学校給食 食中毒防止ビデオシリーズ」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

(以下省略)

「学校給食衛生管理基準」より抜粋

第4

(4) 食中毒の集団発生の際の措置

一 教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。

- 二 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。
- 三 校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。
- 四保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求める。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。
- 五 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努める。
- (以下省略)

(2) 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について

(平成9年6月30日衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長から各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛)

食中毒予防対策の推進には日頃から格別のご尽力を頂いているところであるが、食中毒予防の更なる徹底を図るため、「中小規模調理施設（同一メニューを300食以上又は1日750食以上提供する調理施設以外の施設）においても「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月31日衛食第85号）（最終改正：平成20年6月18日）の趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るよう関係者に対する指導方をお願いする。

この場合、別添の「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年6月30日児企第16号）の参考資料Iを参照し、中小規模施設の人員、施設設備に応じた工夫を行うよう指導すること。

なお、本年6月25日岡山市において有症者累計138名（6月30日16時現在）に及ぶ腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒発生がみられたところで、今後、夏期に向けて食中毒が多発する時期を迎えることから、引き続き、食中毒の発生予防、原因究明対策に万全を期するよう重ねてお願いする。

[別添] 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について

(平成9年6月30日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長から各都道府県、指定都市、中核市児童福祉主管部(局)長宛)

児童福祉施設等（認可外保育施設を含む。）における衛生管理については、かねてから適正な指導をお願いしているところである。

しかしながら、本年の食中毒の発生をみると、昨年と同様に腸管出血性大腸菌（O157）による食中毒が発生しているところである。特に、乳幼児は、腸管出血性大腸菌（O157）等に感染しやすく、また、重症化しやすいことから、児童福祉施設等においては、調理従事者だけでなくすべての職員が連携を図りつつ、左記の点に留意し、感染の予防に努めることが重要である。

また、社会福祉施設における衛生管理については、平成9年3月31日社援施65号により同一メニューを1回300食以上又は一日750食以上を提供する調理施設以外の施設においても可能な限り大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理に努められるよう周知したところであるが、児童福祉施設等については、感染予防の実効を期すため、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考にするとともに、当面別添参考資料Iを参照するなどにより、管下の児童福祉施設等に対し衛生管理を徹底するよう指導されたい。

記

- 1 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員とともに手洗いの徹底を図ること。食事の直接及び排便又は排便の世話をした直後には、石鹼を使って流水で十分に手指を洗うこと。
- 2 特に、下痢便の排泄又は下痢便の排泄の世話をした後は、直ちに石鹼を使って流水で十分に手指を洗った上で、消毒液で手指を消毒すること。
- 3 使用するタオルは、他人と共にしないこと。なお、タオルの個人専用化が難しい場合には、使い捨てペーパータオル等の利用も有効であること。
- 4 ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入れ替えを行うなど水の汚染防止に努めること。特に下痢気味の児童等については、水に入れないよう十分注意すること。また、風呂で入浴する場合も、同様の扱いとすること。
- 5 保育所等においては、児童の健康状態について日頃から家庭と緊密な情報交換を行い、入所施設においても帰宅訓練時等に家庭との情報交換を努めるとともに、嘱託医・保健所等との連携を図り、児童の健康管理に努めること。

また、一人ひとりの児童の健康を守るためにには、家庭における健康管理が重要であることから、別添参考資料IIを参照して保護者に対する食中毒予防等の注意喚起を行うこと。

(参考資料I)

1 調理室等の汚染防止について

大量調理施設衛生管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）II-3-(3)のとおり汚染作業区域（さらに準清潔作業区域（調理場）と清潔作業区域（放冷・調製場、製品の保管場）に区分される。）を明確に区分することがどうしても難しい場合には、下処理済のもの（例えば野菜に付いている土を洗い落としたもの）を購入するなどにより、食材を通して調理室内が汚染される危険性の高い作業の減少を図り、調理室等の非汚染作業区域の汚染を防止するよう工夫すること。

2 シンクの清潔確保について

マニュアルⅡ-3-(8)のとおりシンクを用途別に各々設けることがどうしても難しい場合には、調理工程を汚染作業(食材の検収・保管・下処理)と非汚染作業(調理・盛り付け等)とに分け、汚染作業から非汚染作業に移るときは、左記の作業手順によりシンクを洗浄消毒すること。また、加熱調理用食材の洗浄作業から非加熱調理用食材の洗浄作業へ移るときも、同様の方法でシンクを必ず洗浄消毒し、シンクを通じて食材が汚染されないように十分注意するとともに洗浄水等がシンク以外に飛散しないように留意すること。

(シンクの洗浄消毒作業手順)

- ① 飲用適の水(40°C程度の微温水が望ましい。)で3回手洗いする。
- ② スポンジたわしに中性洗浄剤又は弱アルカリ性洗剤をつけてよく洗浄する。
- ③ 飲用適の水(40°C程度の微温水が望ましい。)でよく洗剤を洗い流す。
- ④ 水分をペーパータオル等で十分拭き取る。
- ⑤ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。

3 汚染作業区域と非汚染作業区域の区別等について

マニュアルⅡ-5-(1)-③④によれば調理室内において汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区別し、手洗い施設、履き物の消毒施設を各区域の入口手前に設けることあるが、これがどうしても難しい場合には、調理工程の見直しを図り、汚染作業と非汚染作業を明確に区分し、食材の相互汚染を防止すること。なお、洗浄消毒作業を行う際には、洗浄水等が飛散しないように留意すること。また、調理済食品が汚染されないように清潔作業区域を確保し、盛りつけ・配膳後の食品等にハエ等が触れる事のないよう十分注意すること。

4 調理器具・食品等の衛生的な保管について

マニュアルⅡ-5-(1)-⑧のとおり外部から汚染されない構造の保管設備を設けることにより清潔な環境の保持及び作業の軽減が図られるところであるが、食品消毒保管庫等を直ちに設置することがどうしても難しい場合には、調理器具・食器等に消毒を行い、乾燥させた上で清潔な場所に保管すること。なお、ネズミ・ゴキブリ・ハエ等が調理器具・食器等に触れる事のないよう十分注意すること。

5 原材料等の保管管理手順に沿って行い、温度の記録については、少なくとも①原材料の保管温度は適切であったか②調理が終了した食品を速やかに提供したか③調理終了後30分を越えて提供される食品の保存温度が適切であったかを実施献立表等に点検項目を設け、その適否を記録しておくこと。

(原材料等の保管管理手順)

(1) 野菜・果物

- ① 衛生害虫・異物混入・腐敗・異臭等がないか点検する。異常品は返品又は使用禁止とする。
- ② 各材料ごとに、50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、マイナス20°C以下で2週間以上保存する。(検食用)

③ 専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、10°C前後で保存する。(冷凍野菜はマイナス15°C以下)

④ 流水で3回以上水洗いする。

⑤ 中性洗剤で洗う

⑥ 流水で十分すすぎ洗いする。

⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。

⑧ 水切りする。

⑨ 専用のまな板、包丁でカットする。

⑩ 清潔な容器に入れる。清潔なシートで覆い(容器がふた付きの場合を除く。)調理まで30分以上を要する場合には、10°C以下で冷蔵保存する。

(2) 魚介類・食肉類

- ① 衛生害虫・異物混入・腐敗・異臭等がないか点検する。異常品は返品又は使用禁止とする。

② 各材料ごとに、50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、マイナス20°C以下で2週間以上保存する(検食用)

③ 専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、食肉類については10°C以下、魚介類については5°C以下で保存する(冷凍で保存するものはマイナス15°C以下)。

④ 専用のまな板、包丁でカットする。

⑤ 速やかに調理へ移行させる。

6 加熱調理食品の加熱加工の徹底について

加熱調理食品の加熱加工については、中心部温度計を用いるなどして、中心部が75°C以上の温度で1分以上又はこれと同類以上まで加熱したかを確認し、実施献立表等に点検項目を設け、その適否を記録しておくこと。

(参考資料II) [省略]

6 飲料水の汚染

A小学校の養護教諭が、朝の日常点検で、水道水の遊離残留塩素測定を行おうと水を採取したところ、水の濁りがみられ、さらに、におい、味にもわずかな異常が認められた。給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として水道水を使用している。

1 未然防止のポイント

(1) 日常点検の徹底

養護教諭や衛生管理責任者による日常の水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し保存する。管理職は必ずその記録に目を通す。

(2) 定期検査の実施

- ① 水道水を水源とする飲料水の定期水質検査は、毎学年1回（井戸水等を水源とする飲料水については2回）行う。
- ② 簡易専用水道の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ③ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時に合わせて行い、それに伴う修繕等適切な処置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

(3) 飲料水の異常の早期発見

教職員及び児童生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときは、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

2 発生時以降の対応ポイント

(1) 安全確保

- ① 養護教諭は、直ちに水道水の異常を管理職に報告する。
- ② 管理職は、直ちに水道水の使用を禁止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する。
- ③ 給食の中止、あるいは献立変更について、対応策を検討する。

(2) 健康状態について状況把握

- ① 水道水を飲用した児童生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。
- ② 調査結果一覧表を作成する。
- ③ 児童生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。

(3) 関係機関への連絡及び連携

- ① 状況を教育委員会、水道事業者、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ② 指定業者に施設整備の点検を依頼する。
- ③ 学校薬剤師に検査を依頼する。
- ④ 必要があれば飲料水を確保するため、水道事業体へ給水車の出動等を依頼する。

(4) 施設設備の点検

- ① 受水槽や配管等の施設設備の点検を行う。
- ② 全ての使用場所の水道水を採取する。採取した場所と時間を明記して保管する。

(5) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ② 緊急対応策として、授業を中止し、全校児童生徒を下校させる措置を取ることも考えられる。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校保健安全法 第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）
- ・学校保健安全法施行規則 第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における衛生基準）
第6条（学校薬剤師の執務）
- ・水道法 第34条（簡易専用水道の点検項目と点検回数）
- ・水道水以外の井戸水等の水質基準に関する厚生労働省令（水道法第4条第2項の規定に加える基準について）

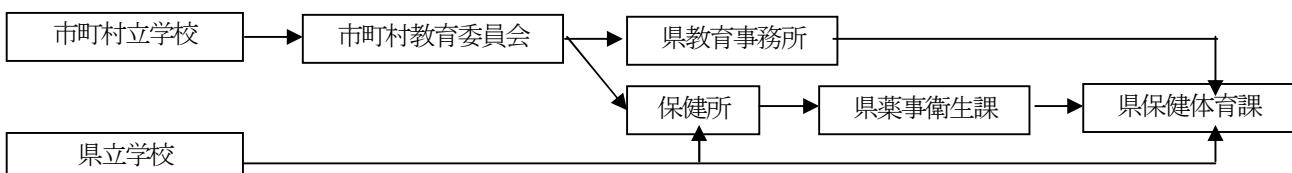
■ 通知・関係情報等

- ・学校環境衛生基準の施行について（通知）（21文科ス第6013 平成21年4月1日）
- ・〔改訂版〕学校環境衛生管理マニュアル（平成22年3月 文部科学省）

飲料水の汚染発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○発生時の危機管理			
○汚染発生			
○水道水の使用中止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の使用禁止を指示 ・給食の中止・献立変更等対応策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「異常」について管理職へ報告（養護教諭等） ・児童生徒の水道水の使用禁止の徹底 	使用禁止の指示を守る
○健康状態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員の健康状態把握の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水を飲用した児童生徒及び教職員の健康状態確認 <p><健康調査1(担任)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告 <p><健康調査2(養護教諭)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の問診や調査を実施し結果を報告 ・健康観察の実施 	体調の異常の有無、症状や程度について報告
○関係機関への連絡及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医・学校薬剤師へ報告し指導を受ける ・教育委員会、水道事業者、必要があれば給水車の出動を依頼 ・必要に応じ、現場の状態を保ちつつ警察に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽や配管等の施設設備の点検、全ての使用場所の水道水を採取・保管 	
○指定業者に施設設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の点検を依頼（指定業者） 		
○児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の下校等今後の対応を検討 ・関係機関へ報告 		
○保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力を求める 		

【発生時の県教委の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁保健体育課健康づくり推進室 Tel : 0852-22-5425,6145 Fax : 0852-22-6767

第1章 学校保健・学校給食

7 その他の健康被害（光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM2.5）、熱中症事故など）

光化学オキシダントの濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態のなか、屋外にいた児童数名が、目やのどの痛みなど光化学オキシダントによる影響を受けたと思われる症状を養護教諭に訴えてきた。

1 未然防止のポイント

(1) 光化学オキシダントが発生しやすい気象条件

- ① 4月から9月にかけて光化学オキシダント濃度が上昇するが、島根県内では例年5月、6月を中心に濃度が高くなっている。
- ② 天気がよく、気温が高くて風の弱い日に発生しやすく、濃度が高くなることがある。

(2) 注意報・警報等の発令

- ① 光化学オキシダントが一定の濃度を超えると予想される場合には、県が注意報（オキシダント0.12ppm以上）や警報（オキシダント0.4ppm以上）を発令する。（平日はFAXで対応）
- ② 県の防災メール、市町村の防災無線やテレビなどの広報とともに、関係機関から連絡が入る。
※PM2.5が日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合は、注意喚起情報が出される（平日はFAXで連絡）
- ③ 注意報等が発令されても、ただちに健康被害ができるわけではないので、落ち着いて対応する。

(3) 日常での注意事項

- ① 気象観察（天候・風向・気温の状況、視程障害の有無）を行う。
- ② 児童生徒の健康管理に十分留意し、特に健康上注意を要する児童生徒（呼吸器系、循環器系の疾患がある児童生徒）を個別に把握しておく。
- ③ 各教室にカーテンを設備する。

2 発生時以降の対応ポイント

(1) 安全確保

- ① 養護教諭は、直ちに児童生徒の症状を管理職に報告する。
- ② 管理職は、直ちに全校児童生徒が速やかに屋内に入るよう指示する。
- ③ 戸外に面した窓を閉める。教室の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。

(2) 健康状態について状況把握

- ① 目やのどの痛みを訴えた児童生徒に対して、速やかに水道水で洗眼をさせる。
- ② 児童生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。
- ③ 児童生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。
- ④ 光化学オキシダント注意報が発令された場合は、「注意報発令時の対応記録」（様式2）を活用し、適切な対応を行う。

(3) 関係機関への連絡及び連携

- ① 健康被害があった場合は、教育委員会、学校医へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ② 光化学オキシダントによる被害が発生した場合は、「大気汚染緊急時における被害状況受付票」（様式1）により速やかに報告する。

(4) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対し、光化学オキシダントによる被害が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ② 授業終了後、健康観察を行い、一斉下校をさせる。寄り道をしないよう指導する。

3 情報収集等

■ 通知

- ・光化学オキシダント注意報等発令時の対応について（通知）（島教保第160号 平成21年5月18日）
- ・熱中症事故の防止の徹底について（通知）（島教義第646号 平成22年8月24日）
- ・「島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」の制定について（通知）（島教保第98号 平成25年4月30日）

■ 光化学オキシダントの濃度の情報について

- ・しまね防災メール 登録必要 ・島根県ホームページ <http://eco-shimane.jp>
- ・環境省ホームページ「そらまめ君」<http://soramame.taiki.go.jp>

■ 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報について

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>
- ・島根県ホームページ PM2.5 注意喚起情報、PM2.5（微小粒子状物質）情報提供サイト <http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/kankyo/kankyo/taiki/pm25.html>

■ 熱中症について

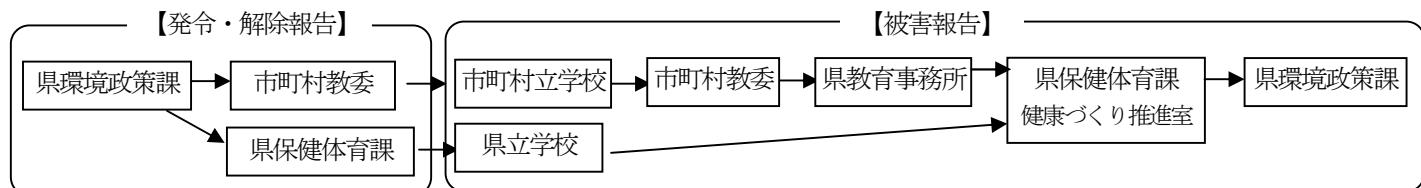
- ・環境省ホームページ「熱中症環境保健マニュアル」http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html
- ・「ご存じですか？予防・対処法」http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/pdf/leaflet0906.pdf

光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM 2. 5）被害発生時の対応

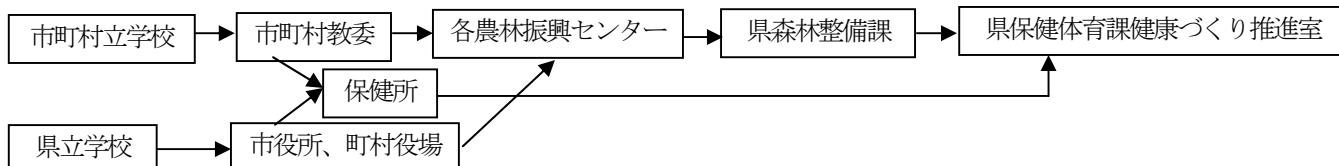
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉			
○担当者から管理職へ報告			
○安全確保の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒に速やかに屋内に入るよう指示 ・窓を閉めるよう指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の症状について報告（養護教諭等） ・痛みを訴えた児童生徒に、洗眼、うがいをさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外にいる児童生徒は速やかに屋内に入る
○健康状態の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の健康状態把握の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の健康状態確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の異常の有無、症状や程度について教職員に報告
○健康観察の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・有症者の状況把握を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査 1（担任） ・調査一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告 	
○関係機関への連絡及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染緊急時における被害状況受付票」（様式 1）を作成した後、教育委員会に速やかに連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査 2（養護教諭） ・個別の問診や調査を実施し結果を報告 	
○学校医へ報告し指導を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医へ連絡し指導を受ける 		
○児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の下校等今後の対応を検討 ・関係機関へ報告 		
○保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 		

【発生時の県教委の連絡経路図】

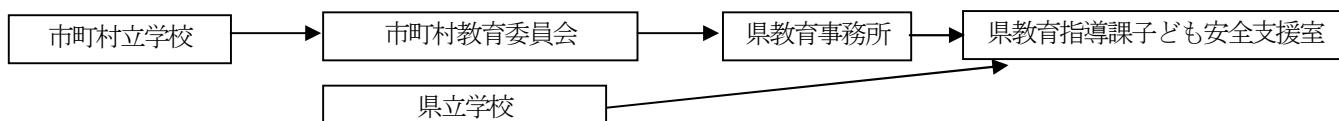
(1) 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM 2. 5）発生時



(2) 松くい虫防除空中散布



(3) 热中症集団発生



【県教育委員会担当課】

■ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM 2. 5）発生時、松くい虫防除空中散布に関する報告

教育庁保健体育課健康づくり推進室 Tel : 0852-22-5425,6145 Fax : 0852-22-6767

■ 热中症の集団発生に関する報告

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel : 0852-22-6064,6065 Fax : 0852-22-6026

【参考資料】

熱中症について

1 未然防止のポイント

学校管理下における熱中症事故については、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、25～30℃の気温でも湿度が高い場合に発生しているが、適切な措置を講ずれば、十分防ぐことが可能である。

(1) 温湿度計の設置について

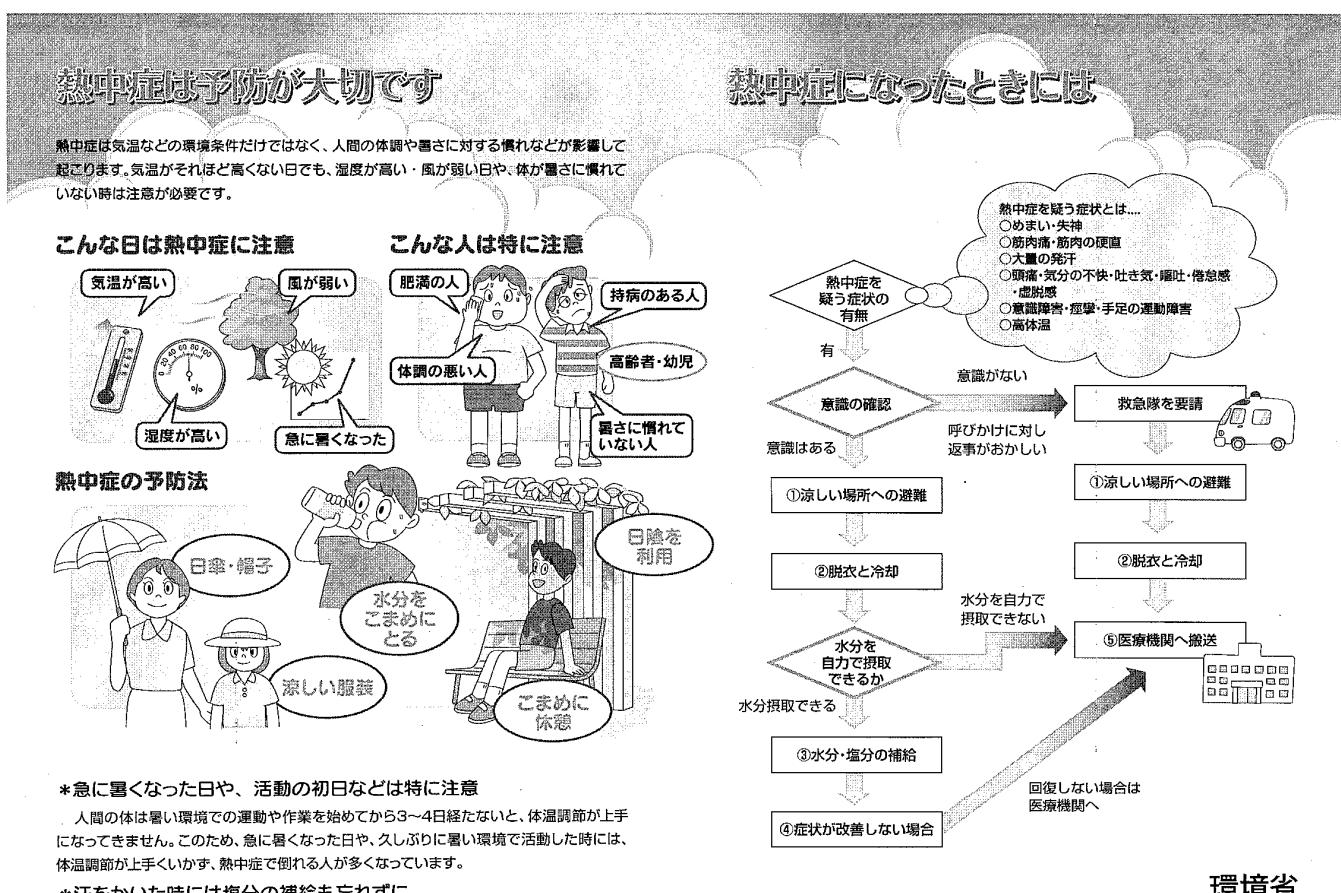
温度25℃以上、湿度60%以上の環境下では熱中症が発生しやすいため、各校に温湿度計（温度と湿度が測定できるもの）を設置し、教職員が確認した上で体育・部活動等を実施するなど適切な処置を講ずる。

(2) 予防法の周知徹底

児童生徒の健康観察を通して健康状態を把握しておくとともに、適度な水分補給や体調管理等についての指導を徹底する。

2 事故発生時以降の対応

下図を参照して適切な処置をするとともに、集団発生の場合には、危機管理事象発生時の連絡経路に基づき、速やかに報告をする。



出典：「熱中症～ご存じですか？予防・対処法～（リーフレット）環境省」

第2章 学校安全

第2章 学校安全

1 風水害発生時の対応

A小学校の所在する地域では、台風の影響で4校時目から風が強まり、予期せぬ局地的な集中豪雨となった。午後1時30分、校区を通る県道のP地点に崖崩れが発生し、現在通行止めとの連絡が市役所より入った。

1 未然防止のポイント

(1) 事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- ② 地域の災害についての危険箇所、特に通学路の状況について把握するとともに、実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 災害発生時に迅速に対応できるよう停電時でも利用可能な情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問い合わせ先を確認しておく。

(2) 安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網の点検など、児童生徒や保護者が緊急時に安全な行動を取ることができる指導を充実させる。
- ③ 保護者や関係機関等と連携した防災訓練を計画的に実施する。

2 災害発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握

- ① テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- ② 学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童生徒の通学経路の状況を把握する。
- ③ 必要に応じ近隣校や教育委員会等情報交換を行う。
- ④ 児童生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らせる等の措置も必要である。
- ⑤ バスや電車を利用して通学している児童生徒がいる場合には、公共交通機関の運行状況の把握も必要となる。

(2) 下校措置などを判断する際の留意点

- ① 判断までに時間があるときは、教育委員会・他の学校とどのように連携をとるか、指示伝達系統をどのように確認するのかを教職員に周知しておく。
- ② 緊急時に、校長や教頭の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。
- ③ 校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握する。
- ④ 崖崩れ地域の状況を把握するために、関係機関や近くの保護者に連絡をとる。
- ⑤ 情報が入らない場合は、教頭等を現場に派遣し、状況を確認する。
- ⑥ 通学路に支障がある場合は、状況に応じて通学路の変更や、教職員引率による集団下校、あるいは保護者の迎え等の処置を講じる。
- ⑦ 家族が不在の家庭で、家屋の立地状況に危険が予想されるものについては、保護者に連絡をとり、引き取りがあるまで学校に留めるなど適切な措置を講じる。校内に避難する場合、食料等物資が必要な場合は、教育委員会に連絡する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・災害対策基本法第46条～48条（災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務）

■ 関係情報等

- ・島根県：防災・危機管理情報 http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/
- ・島根県水防情報 <http://www.bousai-shimane.jp/uryousuui/pc/ssim0101g.html>
- ・島根県地域防災計画（風水害等対策編） <http://www.pref.shimane.lg.jp/bosaikikikanri/bosai/huusuigai.html>
- ・『島根県統合型G I S』を活用した土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域の把握
- ・しまね防災ポータル <http://www.bousai-shimane.jp/>

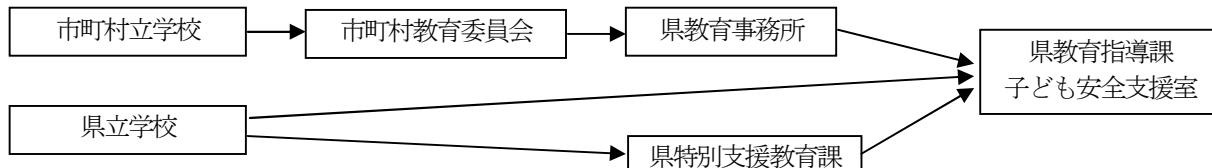
※「しまね防災メールの登録」<http://www.bousai-shimane.jp/top/mail>

風水害発生時の対応

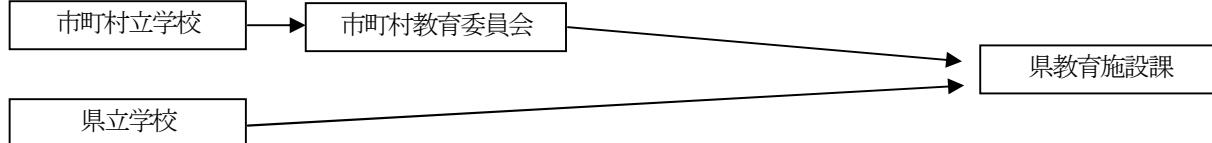
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒				
〈発生時の危機管理〉							
○大雨洪水警報発令	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置 ・気象情報、市防災対策本部等からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示があるまでは通常の活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示によって行動する 				
○市役所から通行止めの連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の下校を検討 ・各地区の消防団員と連絡を取り通学路の安全状況等の確認 ・市内の各校との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の状況について、保護者や関係者等に確認 					
○児童生徒への対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ・対応を検討・決定 ・教育委員会に逐次報告し指示を受ける ・教育委員会に「大雨等による学校への影響」を報告（教育庁教育指導課から通知している様式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等や注意事項を児童生徒に周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等や注意事項を聞く 				
○保護者への連絡	<p>【家庭への連絡】 保護者に連絡をとり、下校の方法を確認する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">《学校で待機する場合》</td><td style="width: 50%; padding: 5px;">《下校させる場合》</td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる 通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する </td></tr> </table>			《学校で待機する場合》	《下校させる場合》	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる 通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する
《学校で待機する場合》	《下校させる場合》						
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・児童は各学年部、各学級ごとに集め、安心させるように対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える ・下校可能になった児童生徒から保護者に引き渡す（記録を忘れないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な方法で下校させる 通学路の変更 教職員の引率 集団下校 保護者の出迎えなど ・児童生徒の帰宅を確認する 						
○下校させる児童生徒の保護者への引き渡し	<p>【避難所への避難】 (下校不可能な児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ連絡 ・教職員が引率避難 ・安心させるように対応 ・帰宅可能になった児童から保護者に引き渡す（記録） 						
○避難所へ避難した児童生徒の保護者への引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に最終報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後、学校に連絡 				
〈事後の危機管理〉							
○今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応を決定する ・保護者に連絡をする ・教育委員会の指示により被害発生地域又は市からの避難所開設の要請に備える 						

【発生時の県教委の連絡経路図】

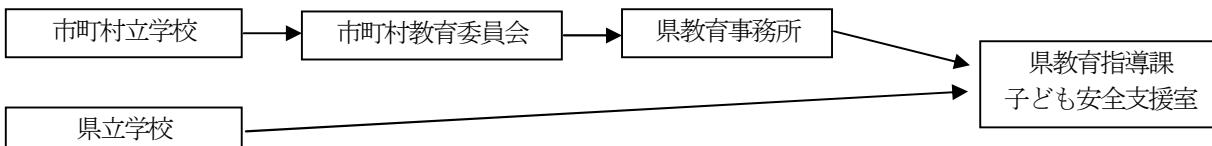
■ 学校の休校等の連絡



■ 教育施設被害状況の報告



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



注： 県教委危機管理対策本部が設置された場合は、すべての最終報告先を各担当課から「県教委危機管理対策本部（教育庁総務課）」とする。
その際は、対策本部設置の連絡に併せて、報告先の変更についても連絡する。

【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設課財産管理・助成グループ Tel:0852-22-5417 FAX:0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

【参考1】 島根県統合型GISを活用した土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域の把握方法

- ・マップ onしまね (<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp>) のURLにアクセスし、「防災・道路」をクリック。「土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域」の地図を選びクリックし、知りたい場所を検索する。

GIS (Geographic Information System)

GIS (地理情報システム) とは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工／管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称。複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判断しやすい状態で表示できるため、分析結果の判断や管理もやすくなる。

島根県統合型GIS

地図調査基準地、各種地域指定(都市地域、砂防区域、急傾斜地域等)の状況や中山間地域の研究成果など、地図上に表示して提供する方が分かりやすい情報について、GISを活用して県民・市町村に分かりやすく提供するとともに、公開用システムに登録した利用者が情報発信したいデータを公開するシステム。

【参考2】 しまね防災メールの登録方法

(1) しまね防災メールとは

気象注警報、地震・津波、水防・土砂災害情報などの防災情報を携帯メールに配信するサービスであり、住民の避難関連情報などの緊急情報は、市町村単位での配信が可能。

(2) メールの登録方法

- ・bousai-shimane@xpressmail.jp あてに配信を希望する携帯電話・パソコンから空メールを送信する。
- ・30分以内に登録用メールが届く。
- ・利用規約・免責事項を確認し、登録画面に進み、「一般利用者向け」「高度利用者向け」のどちらかを選択する。

しまね防災ポータル

パソコン用 <http://www.bousai-shimane.jp/> 携帯用 <http://www.bousai-shimane.jp/m/>

県内の気象注警報、地震・津波、水防・土砂災害情報を一元化して提供しているサイト

第2章 学校安全

2 地震発生時の対応

B中学校で5校時目の授業中に大きい地震があり、揺れとともに教室の窓ガラスが割れた。そのガラス片で数名のけが人が発生した。

1 未然防止のポイント

(1) 事前の対応策

- ① 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
また、校内で落ちやすいものはないかなど、地震時を想定した安全点検を行い、改善する。
- ② 地震発生時の校舎や敷地内の危険箇所や津波発生時を含めた避難経路について把握するとともに、停電時の対応など実情に応じた具体的な防災計画を作成する。
- ③ 特別な配慮を必要とする児童生徒や負傷した児童生徒の避難を円滑に行うための方法を明確にしておく。
- ④ 緊急時に搬出の必要な物(救命・非常用品など)の保管場所を教職員に周知しておくとともに定期的に点検しておく。

(2) 安全指導の徹底

- ① 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ② 特に緊急地震速報時にすぐに体を低くして頭部を守る姿勢がとれるように訓練を行っておく。
- ③ 関係機関等と連携し、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画的に実施する。(地震発生後に津波が発生する想定、火災が発生する想定、校内放送が使えない想定等)

2 発生時以降のポイント

(1) 安全の確保(揺れを感じたら)

- ① 授業担当者は、児童生徒に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示をする。(身を隠す場所がない場合には、身の回りの物で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。)
- ② 避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ③ 火気使用中の場合は、直ちに消火する。ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

(2) 状況把握とその対応

- ① 児童生徒のけがの有無を確認する。
- ② 授業のない教職員で避難経路の安全確認をする。
- ③ 授業担当者は原則として児童生徒から離れない。
- ④ 管理職は状況を正確に把握し、状況に応じて臨機応変に判断し、救護や避難の方法を決定する。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット、電話、防災無線等により情報を集める。
- ⑤ 避難の指示及び誘導
 - ・役割分担に従って行動する。
- ⑥ 避難場所での対応
 - ・名簿によって児童生徒や教職員の人員確認と、負傷者の確認をし、管理職に報告をする。
- ⑦ 救護活動
 - ・負傷者の程度に応じて救急車の要請を行う。
 - ・救護班を編成し、対応にあたる。
 - ・負傷した児童生徒の家庭に連絡をとる。
- ⑧ 保護者への連絡
 - ・保護者との連絡が取れるまでは児童生徒を下校させないで、学校で待機をさせる。
- ⑨ 津波警報(注意報)発令時の対応
 - ・海岸付近の学校では、速やかに安全な高い避難場所に避難する。(避難場所については、津波の到達時間を考慮し、適切に判断する。)

(3) 報告等

- ① 事故が発生した場合には、その概要を市町村教育委員会に報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。
- ② 関係機関等の情報により、校区の被災状況を把握し、通学路の安全状況や交通機関の運行状況を把握する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画)、第28条(学校環境の安全の確保)
- ・災害対策基本法第46条~48条(災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務)

■ 関係情報

- ・地震情報(日本気象協会) <http://bosai.tenki.jp/bosai/earthquake/>
- ・しまね防災ポータル <http://www.bousai-shimane.jp/>
※「しまね防災メールの登録」<http://www.bousai-shimane.jp/top/mail>
- ・島根県地域防災計画(震災編) <http://www.pref.shimane.lg.jp/bosaikikanri/bosai/sinsai.html>
- ・学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm

地震発生時の対応

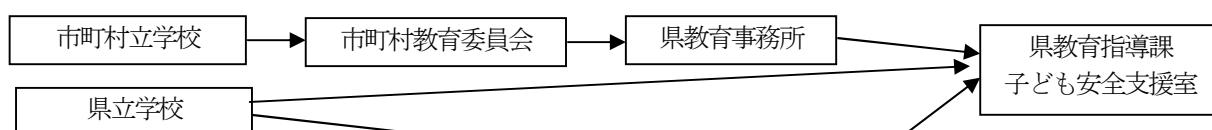
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○地震発生 ○第一次避難 ○揺れが収まる	・緊急指示	・児童生徒を落ち着かせる ・ガス栓を閉め、コンセントを抜く ・負傷者の確認・応急手当 ・配慮を要する児童生徒への対応	室内 机の下に潜り机の足を持つ 屋内の机がない所 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難
○第二次避難	・二次災害の防止を指示 ・対策本部の設置 ・避難経路の安全確認指示 ・情報収集し、救護・避難の方法決定 ・避難経路の指示	・人員点呼、管理職へ報告 ・授業担当者以外で避難経路の安全確認（授業担当者は原則児童生徒から離れない） ・避難誘導 ・負傷者の救護と搬送 ・負傷した児童生徒の保護者に連絡	校庭 建物から離れ頭を守る ・教職員の指示に従い避難をする
○第三次避難	学校が危険な場合は近くの避難所に避難		

【避難後の安全確保のための役割分担例】

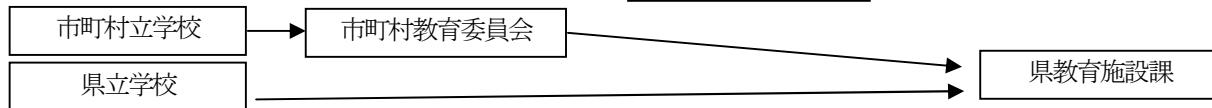
班	対策本部	避難誘導班	救急班	救護・消火班 安全点検班
業務内容	・情報集約・記録 ・連絡・外部対応窓口 ・行動の指示 ・避難者受入と状況説明 ・外部対応 ・今後の対応決定	・人員確認報告 ・児童生徒への対応 ・保護者への連絡 ・児童生徒全員が安全に帰宅するまで学校に待機	・負傷者の確認と応急手当 ・医療機関への連絡 ・負傷者を医療機関へ渡すまでの対応 ・対応結果を本部へ連絡	・捜索 ・救出 ・ガスの元栓確認 ・校舎施設設備の被害状況を点検記録し、本部に報告

【発生時の県教委の連絡経路図】

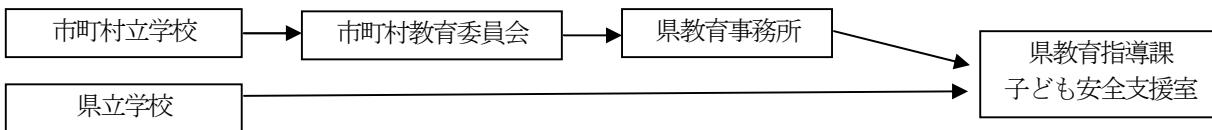
■ 学校の休校等の連絡



■ 教育施設被害状況の報告



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



注： 県教委危機管理対策本部が設置された場合は、すべての最終報告先を各担当課から「県教委危機管理対策本部（教育庁総務課）」とする。その際は、対策本部設置の連絡に併せて、報告先の変更についても連絡する。

【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設課財産管理・助成グループ TEL : 0852-22-5417 FAX:0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL : 0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第2章 学校安全

3 火災発生時の対応

A小学校で、2校時目の授業中に調理室から火災が発生し、たちまち黒煙が発生しはじめた。

1 未然防止のポイント

(1) 防火体制の確立

- ① 平常時からの火元責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検に心がける。管理職が不在の場合も、火災発生時に速やかに対応できるよう、確認しておく。
- ② 避難経路の指示、約束事の掲示、出入口の安全確保を行う。
- ③ 各教室の実態にあった安全確保の心得や、避難方法を教職員間で共通理解をしておくとともに、児童生徒に指導しておく。

(2) 実践的な避難訓練の実施

- ① 多様な時間帯や場所を想定した避難訓練を実施する。
- ② 傷病者、特別な配慮を必要とする児童生徒の避難を円滑に行うための方法を明確にする。

お	おさない
は	はしない
し	しゃべらない
も	もどらない

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握及び安全確保

- ① 火災発生時に授業担当者以外の教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ② 管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。閉門中であれば、緊急車両通行のため校門を開ける。

(2) 避難指示及び誘導

- ① 管理職は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ② 児童生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示する。
- ③ 火災発生時に授業担当者以外の教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた児童生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする児童生徒の避難をサポートする。
- ④ 重要書類等を搬出する。

(3) 避難場所での対応

- ① 担任は、名簿により人員確認及び傷病者等の状況を確認し、管理職に報告する。
- ② 管理職は、児童生徒や教職員の傷病の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

(4) 報告等

- ① 児童生徒が負傷した場合は、保護者へ速やかに報告する。
- ② 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ③ 教育委員会や消防署、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- ④ 今後の対応（下校等の措置）について、保護者に連絡する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・災害対策基本法第46条～48条（災害予防、防災に関する組織整備、防災訓練義務）

■ 関係情報

- ・総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/index.html>
- ・しまね防災ポータル <http://www.bousai-shimane.jp/>

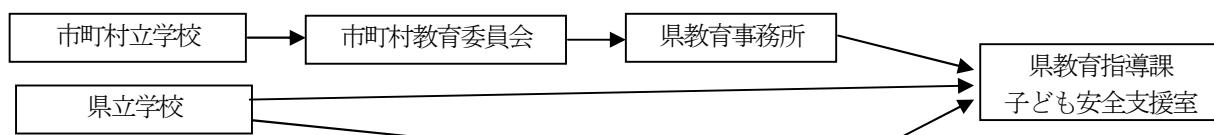
※「しまね防災メールの登録」<http://www.bousai-shimane.jp/top/mail>

火災発生時の対応

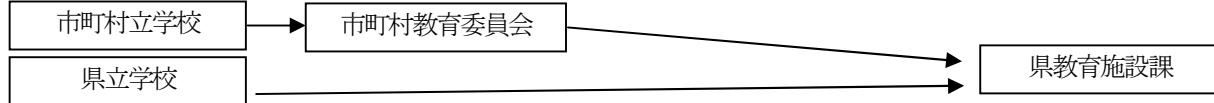
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○発生時の危機管理			
○火災発生	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急指示 ・状況把握 ・消防署、病院への連絡 ・校内放送・避難指示 (出火場所、避難経路、避難場所) ・対策本部の設置 ・教委等関係機関への連絡 ・避難の決定と指示 ・重要書類等の搬出 ・校舎外避難後の対応検討・決定 	<p><授業担当者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を落ち着かせる ・人員点呼(授業担当者は原則児童生徒から離れない) ・ガス栓を閉める、コンセントを抜く、窓を閉める ・負傷者の確認・応急手当 ・配慮を要する児童生徒への対応 ・管理職・本部への連絡 <p><授業担当者以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生場所の確認 ・可能であれば初期消火(延焼を防ぐ行動や危険物等の除去) ・避難場所、経路を確認し、授業担当者や管理職・本部へ報告 ・救急救護 ・逃げ遅れの者を探す 	
○児童生徒の安全確保			<ul style="list-style-type: none"> ・注意や指示等をよく聞く ・火元から離れる ・ガス栓を閉める、コンセントを抜く、窓を閉める ・指示に従い避難(おはしも) ・身を低くする ・ハンカチを口に当てる
○児童生徒の集団下校	<ul style="list-style-type: none"> ・下校指示 ・教育委員会への報告 ・保護者への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への説明(日程等) ・下校指導 	・教職員の指示に従い集団下校をする

【発生時の県教委の連絡経路図】

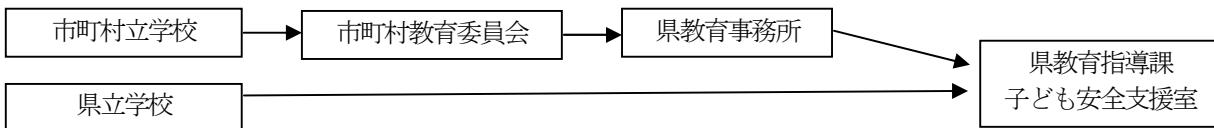
■ 学校の休校等の連絡



■ 教育施設被害状況の報告



■ 児童生徒の死傷病に関する報告



【県教育委員会担当課】

■ 学校等の休校等の連絡

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL: 0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

■ 教育施設被害状況の報告

教育庁教育施設課財産管理・助成グループ TEL: 0852-22-5417 FAX:0852-22-6016

■ 児童生徒の死傷病に関する報告

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL: 0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第2章 学校安全

4 学校防犯（外部からの侵入者対応）

2校時と3校時の業間に校庭で遊んでいた児童が、外部からの侵入者にいきなり切りつけられた。児童の連絡で教職員が駆けつけたが、既に数名のけが人が校庭で倒れていた。3名の教職員と侵入者が対峙することとなった。

1 未然防止のポイント

(1) 日常の安全確保

- ① 児童生徒の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で共通理解を図る。
- ② 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行う。
- ③ 日頃から警察や地域の関係機関等と連携して、情報を速やかに把握できる体制を整える。
- ④ 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定める。
- ⑤ 安全確認のための機器を整備する。（警報装置、通報装置、防犯グッズ等の整備）
- ⑥ 学校の施設設備の点検を定期的に実施するとともに、学校見守りボランティアやスクールガードリーダーの協力を得るなどして校舎内外の巡回を複数で行う。

(2) 実践的な訓練の実施

- ① 関係機関と連携した総合的な訓練を計画的に実施する。
- ② 外部からの侵入など緊急時に備え、校内研修を行うとともに、通報や誘導などの体制をシミュレーションする。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 不審者への対応

- ① 手近にある物（モップ、机、椅子、消火器、さすまた等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ② 教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

(2) 児童生徒の安全確保

- ① 教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、例えば、事前に決めておいた暗号による緊急放送等で不審者に知られないように児童生徒を避難させる。（不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。）
暗号の例：「これから緊急集会を開きますので、全員○○に集合してください。」等
- ② 学級担任等は、児童生徒を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- ③ 負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

(3) 関係機関との連携

- ① 直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて、救急車を要請する。

(4) 不審者確保後の措置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- ③ 事件を目撃した児童生徒や事件の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

(5) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事件の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- ② 他の保護者に対して、事件の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）

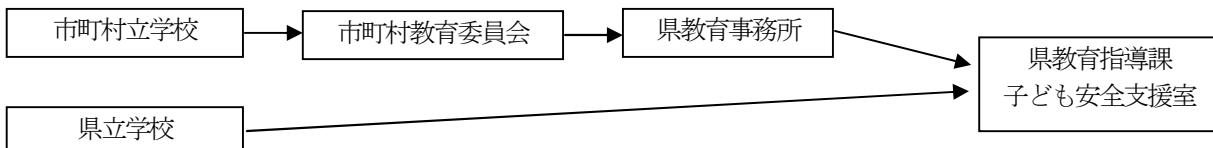
■ 関係情報等

- ・「学校の危機管理マニュアルー児童生徒を犯罪から守るためにー（平成19年11月文部科学省）
- ・島根県警本部 みこぴー安全メール http://pref.shimane.lg.jp/police/seikatsu/s_kikaku/matidukuri/mikopi_anzen/
- ・子供の心のケアのために（平成22年7月文部科学省）

外部からの侵入者による傷害事件発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○発生時の危機管理 ○事件発生		<p>※ 事件発生時の具体的な対応例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 注意を喚起する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大声を上げる（「逃げろ」等） ・警笛（ホイッスル）等をならす ② 避難場所を指示する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に指定する。（「職員室に逃げろ」等） ③ 通報や応援を求める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に指示する。（「職員室に行って110番頼め」等） ・大声を上げる。（「誰か来てくれ」） ④ 侵入者（凶器による）と対峙する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・冷静沈着に、自信ある態度で行動する ・自分の力を過信しない ・身近にある物は何でも活用する（椅子、消火器、モップ、上着等） ・間合いに注意しながら、相手の目から自分の目を離さない ・相手を説得し、行為をやめさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・素早く逃げる ・大声を上げて助けを求める ・近くの教員に知らせる ・教員の指示に従い安全な場所に避難する
○児童生徒の保護・避難等の緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に児童生徒の安全確保指示 ・110番、119番通報 ・緊急避難場所の確認 ・緊急放送での避難指示 ・被害児童生徒の保護者に連絡 ・外部に対する窓口一本化 ・教育委員会に第一報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒の救出と応急手当 ・校内の児童生徒や教職員に危険を知らせる（ブザー等） ・児童生徒を安全な場所に避難誘導（困難な場合は教室待機） ・管理職に報告 ・救急車に同乗し被害児童生徒を搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況説明と安全指導を受ける
○不審者確保後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会で状況説明と安全指導を行う ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める ・警察、報道機関への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全と所在を確認する ・児童生徒の心に配慮し安全指導を行う ・状況に応じて保護者に引き渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に下校する
○事後の危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・教委やスクールカウンセラーなどとの連携 ・保護者への説明 ・事故報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等による家庭訪問を実施し、被害児童生徒の状況を把握する ・カウンセリングを実施する 	

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第2章 学校安全

5 授業中の事故

A中学校1年生の理科の実験で、水素の気体発生実験中に、水素を集めたガラス器具にあやまって引火し、器具が破裂し、飛散したガラス片により生徒数人がけがをしてしまった。

1 未然防止のポイント

(1) 安全指導(教育)の充実

- ① 安全性が高く、確実で効果的な実験や観察の方法を選択する。
- ② 予備実験を行い安全性の確認をする。
- ③ 児童生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方の指導をするとともに、普段から教員の注意を聞き入れるような習慣をつけておく。
- ④ 万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導する。
- ⑤ 実験や観察を行う際には、安全や機能面を考慮した服装にするように指導をする。場合によっては、ゴーグル等の使用も必要である。
- ⑥ 薬品管理を徹底するとともに廃液や廃棄物の処理について、適切な指導をする。

(2) 事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、担当教員は事故の状況を把握し以下の適切な行動をとる。
- ② 大けがの場合は、救急車の手配をする。
- ③ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に児童生徒を行かせる。
- ④ 担当教員や他の教職員は、養護教諭等とともに負傷した児童生徒に応急手当を講じる。
- ⑤ 薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は、養護教諭等が来るまで、多量の水で洗い流すなどその薬品に対する適切な希釈措置を講ずる。
- ⑥ 養護教諭等が現場に到着したら、傷の手当については、判断を委ねる。

(2) 保護者への対応

- ① 病院での治療が必要な場合は、速やかに、保護者と連絡をとる。
- ② 担当教員は、病院に同行し、医師に事故発生時の状況や使用した薬品などを報告する。
- ③ けがの状況しだいでは、管理職が当該児童生徒を見舞い、保護者に事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意を持って対応する。

(3) 処置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。
- ③ 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

(4) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明する。
- ② 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

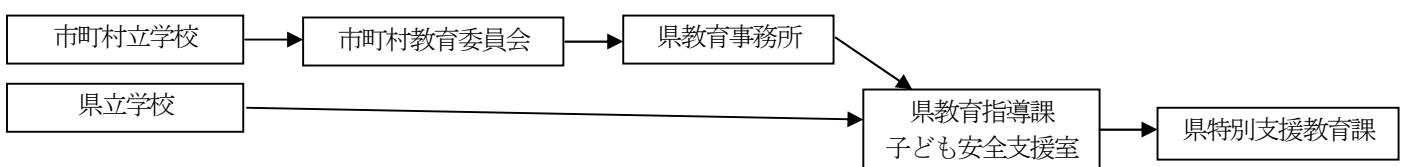
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

授業中の事故への対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉 ○事故発生	・状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の負傷の程度を確認とともに、二次災害を防止する ・他の教職員を呼びに児童生徒を行かせる ・他教室で待機するよう児童生徒に指示 ・管理職へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、事故拡大防止の措置を行うとともに、他の教職員に連絡する
○緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況、児童生徒状況等の確認 ・役割分担し指示を出す ・事故の経緯を記録するよう指示 ・保護者に連絡 ・教職員への状況説明 ・必要時は以下の対応 救急車要請、校医に連絡 現場を保存して警察に通報 教育委員会への報告 全校集会での説明 校長あるいは教頭が直接見舞いに行くか、他の教職員を応援に行かせる 保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教員は薬品がかかった部分やガラスでけがをした部分も流水で十分洗う ・出血が激しい場合は止血する ・担当教員は病院へ同行し、事故発生時の状況と使用した薬品について医師に報告する ・直ちに学校に病院名等を連絡する ・事故の状況を児童生徒から聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況を説明する
〈事後の危機管理〉 ○再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書を作成し、提出する ・事故原因を究明し、教職員、児童生徒等に対する事故防止対策や安全点検等を見直し、再発防止に取り組む ・災害共済給付の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞いなどを通じて児童生徒の状況を確認する ・事故発生時の状況と、災害共済給付の手続き等について保護者に説明する 	

【発生時の連絡経路図】

■ 通常の報告



【県教育委員会連絡窓口】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

教育庁教育指導課学力育成スタッフ TEL:0852-22-6132,5412 FAX:0852-22-6026

教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL:0852-22-6710 FAX:0852-22-5988

6 部活動中の事故

県立高校の硬式野球部の打撃練習中、部員Aの打った球が、三塁手の部員Bの前でイレギュラーし、部員Bの側頭部を直撃した。部員Bはその場に倒れ込んだ。

1 未然防止のポイント

(1) 施設設備の安全点検

施設設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。

(2) 指導体制の確立

やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、副顧問や他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全かつ自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。活動が困難な場合は、中止する。

(3) 部員への安全管理に対する意識の高揚

活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。また、部員にも事故発生時の対応及び緊急連絡先について周知しておく。

(4) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

(5) 無理のない活動計画

部内における目標を明確にし、年間・月間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

(6) 部員の健康状態の把握

指導者は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

児童生徒のけが等の把握（いつ、どこで、どんな状況で、けがの軽重等）は、相手児童生徒がいる場合は事情聴取、ケア等を行う。

(2) 処置

救急車対応が必要な場合は直ちに119番通報し、適切な対応を行いつつ救急車を待つ。自校処置で可能な場合は自校で処置を行う。

(3) 報告

教職員は、管理職、養護教諭、学年主任、学級担任に速やかに報告する。管理職は、県立学校の場合は県教育指導課子ども安全支援室へ、市町村立学校の場合は市町村教育委員会へ報告する。

(4) 保護者への連絡

けがをした児童生徒の搬送先病院、傷害等の状況等を連絡する。

(5) 事後措置

事故報告書を作成する。災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）の該当になる場合は適切に措置を行う。

3 情報収集等

■ 関係法令等

・国家賠償法

第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、請求権）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0162.html>

第3条（センターの目的）

第16条（災害共済給付及び免責の特約）

第31条（損害賠償との調整）

■ 通知・関係情報等

・児童生徒の体育活動による事故の防止等について（昭和45.6.26 文体第169号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19700626001/t19700626001.html

・『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』安全教育参考資料P172（平成13年11月30日発行 文部科学省）

・運動部の指導について 昭和54年3月30日 島教保1106 島根県教育委員会教育長通知

学校教育基本資料P316（平成21年度版 島根県教育委員会）

・運動部の指導について 昭和54年5月18日 島教保112 島根県教育庁保健体育課長通知

学校教育基本資料P317（平成21年度版 島根県教育委員会）

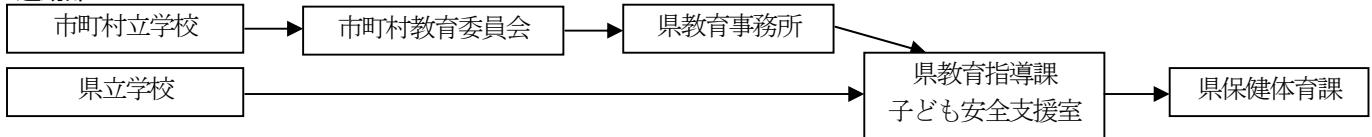
部活動中の事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○ 発生時の危機管理			
○児童生徒の救護、事故確認	・事故の状況把握	・負傷の程度を確認し、応急手当 ・管理職に事故発生の報告	・教職員の指示に従い、連絡に行く
○危機管理体制構築	・救急体制の指示（救急車要請等） ・事故発生時の状況、対応等記録する者の指示 ・報道機関等への窓口を一本化	・救急車対応が必要な場合は、直ちに手配 ・部活動終了及び下校を指示 ・憶測による情報を出さないよう児童生徒に指示 ・救急車を手配した場合は同乗 ・病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 ・状況を管理職へ報告 ・被害児童生徒の保護者への連絡	・教職員の指示に従い、部活動終了 ・片づけをして下校
○関係者への対応	・教育委員会に第一報、以後リアルタイムでの報告、教育委員会からの助言による対応 ・必要に応じて校医に連絡 ・被害児童生徒の保護者に容態、事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡 ・他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等） ・関係機関への連絡 ・必要に応じて、生徒・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼 ・報道機関への対応		
○ 事後の危機管理			
○家庭訪問等被害児童生徒・保護者への対応	・状況によっては管理職が教職員を代表して、児童生徒、保護者に誠意ある対応 ・P T A等への説明	・担任、顧問等家庭を見舞うなど、児童生徒、保護者に誠意ある対応	
○相手児童生徒・保護者への対応	・状況によっては管理職による児童生徒、保護者への誠意ある対応	・担任、顧問等が家庭訪問等を行い、児童生徒・保護者に対応	
○再発防止への取組	・事故原因を究明し事故防止策や点検等を見直し、再発防止への取り組み		
○事故報告書	・事故報告書作成 ・日本スポーツ振興センターに報告		

注) 校外において事故が発生した場合も、児童生徒の応急処置をとるとともに、早急に管理職に報告を行い、指示を受ける。

【発生時の連絡経路図】

■運動部



■文化部



【県教育委員会連絡窓口】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

【県教育委員会担当課】

運動部

教育庁保健体育課学校体育・競技スポーツ振興グループ TEL : 0852-22-5426, 5894 Fax:0852-22-6767

文化部

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

教育庁教育指導課学力育成スタッフ TEL:0852-22-6132,5412 FAX:0852-22-6026

教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL:0852-22-6710 FAX:0852-22-5988

第2章 学校安全

7 登下校中の交通事故

集団登校中の小学生が歩行者専用の横断歩道を青信号に従って横断中、信号を無視した乗用車に2人がはねられた。1人は頭部を強く打ち、意識不明となった。

1 未然防止のポイント

(1) 交通安全教育の推進

- ① 自己の安全や他の人の安全に貢献できる健全な社会人を育成することをめざした交通安全教育を実施する。
- ② 児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて実施する。
- ③ 保健学習、学級活動や学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

(2) 通学路の点検と校区の危険個所の確認と指導

- ① 通学路の設定とその安全確保にあたっては、交通事情等に配慮し、可能な限り安全な通学路を設定する。
- ② 通学路の安全性が恒常に確保されるよう、保護者、警察関係者等の協力も求めて対策を講じる。
- ③ 学校は定期的に通学路の点検を実施するとともに、危険個所があれば速やかに教育委員会を通じて道路管理者に改善の要望を行う。
- ④ 危険個所や工事箇所の把握に努め、児童生徒への安全指導の徹底を図るとともに、保護者への周知を徹底し、安全に通学できる体制を整える。

(3) 安全な通学方法の確保

- ① 徒歩及びバス、列車等交通機関利用による通学の安全確保
 - ・ 通学方法や利用する交通機関は地域性や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候時等の非日常的な状況における安全確保についても検討しておく。
- ② 自転車通学の安全確保（中学、高校）
 - ・ 自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車の点検整備、駐輪場における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒の混雑の緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。
- ③ 二輪車や自動車（定時制高校や通信制高校）による通学の安全確保
 - ・ 二輪車や自動車による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車場における管理、学校周辺や校門周辺での他の児童生徒との混雑、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、二輪車や自動車は加害事故を起こしやすいことに留意する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況の把握

- ① 通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告する。
- ② 通報に基づき、当該児童生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。
- ③ 事故現場からの通報を受けた場合は、教職員が事故現場に向かう当該児童生徒の氏名等の確認を行う。
- ④ 救急車が到着していない場合には、事故現場に到着した教職員は、応急手当を行う。

(2) 保護者への対応

- ① 通報に基づき、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。
- ② 管理職、担任等は速やかに当該児童生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意ある対応をする。

(3) 処置、報告等

- ① 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ② 教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任ある対応ができる体制をとる。
- ③ 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。

(4) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- ② 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

■ 関係法令等

- ・交通安全対策基本法 第24条（交通安全業務計画）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画）、第28条（学校環境の安全の確保）

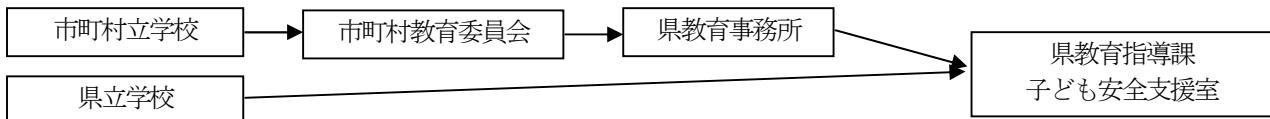
■ 関係情報

- ・島根県警察本部 交通関係情報 <http://www.pref.shimane.lg.jp/police/koutsuu/>

登下校中の交通事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉		
○交通事故発生 (目撃者からの通報)	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、教頭または教職員複数を現場に急行させる (児童生徒名簿・携帯電話等を持たせる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの通報内容と通報者の氏名等を記録し、救急車の手配、警察への通報について確認する ・児童生徒からの連絡であれば、安心感を与えるとともに適切に指示 ・管理職に報告
○発生直後の被害児童生徒への対応、保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・被害児童生徒が確認でき次第保護者に事故の発生を連絡する ・教育委員会に一報を入れる 	<p>○<u>救急車が到着していない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急措置を行うとともに、負傷者の人数が多い場合、周囲に協力を求める ・出血等がなく意識不明であれば気道確保し呼吸の確認→人工呼吸、心肺蘇生法を続ける(必要に応じて「AED」を使用する) <p>○<u>救急車が到着していた場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員1名が同乗する ・救急車が出た後であれば、消防署に連絡をとり病院を確認する ・現場に残った教職員は、負傷しなかった児童生徒に様子を聞くとともに、動揺をやわらげるよう指導を与え登校させる ・警察の現場検証に立ち会う ・担任は病院に駆けつけ、医師より状況を聞き、管理職に報告する
○発生後の児童生徒への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒が入院する場合は見舞う
○他の児童生徒への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会時に事故の概要を説明し、安全指導
○保護者への説明		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、保護者へ対応策について説明(文書送付又は説明会開催)し、理解と協力を求める
〈事後の危機管理〉		
○再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者に誠意ある対応を行う ・反省点をまとめ再発防止に努める ・関係機関に報告をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への安全指導を行う ・被害児童生徒を見舞い、適切な言葉がけをする ・事故を目撃した児童生徒には面接をしたり家庭訪問をしたりして動揺を和らげる

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第2章 学校安全

8 放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ）

・ハッピーアフタースクール）中の事故

放課後子ども教室で、野球をしていた児童が振り回したバットが他の児童の頭に当たり怪我。頭部を強く打ち、出血。

1 未然防止のポイント

（1）連絡体制の確立

年度初めに放課後支援活動の実施状況を把握し、指導者との連絡体制を確認しておく。校舎内での開催、近隣施設での開催に関わらず、教職員と放課後支援活動指導者の顔合わせ会を設定するなど、児童の様子について日頃から情報交換できる体制作りに努める。

（2）児童への安全管理に対する意識の高揚

安全指導の折には、学校外での活動においても触れ、安全指導の徹底を図る。また、児童にも事故発生時の対応及び緊急連絡先について可能な範囲で周知しておく。

（3）施設設備の安全点検

放課後支援活動でも使用する機会のある施設設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。また、危険箇所等留意点が見つかった場合には速やかに放課後支援活動指導者または市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）へも周知する。

（4）校内の救急体制の整備

緊急に対応が必要な場合に備え、放課後支援活動についても学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

2 発生時以降の対応のポイント

（1）状況把握とその対応

① 児童から直接連絡を受けた場合

児童のけが等の把握をし応急手当を行うとともに、速やかに放課後支援活動指導者に連絡する。

② 放課後支援活動指導者から連絡を受けた場合

緊急の対応が必要かどうか確認し、協力して対応に当たる。

③ 緊急対応後の状況把握

①②の場合とも対応後に連絡を受けた場合は、該当児童の様子を確認し、家庭との連絡・児童の状態確認等、放課後支援活動指導者の対応を確認し、校内での情報の共有化を図るとともに、必要な支援を行う。

（2）報告

放課後支援活動指導者が市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）へ報告する。

（3）事後措置

市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）が主体となり、学校等関係機関と連携し行う。

3 情報収集等

■ 通知・関係情報

〈マニュアル〉

- ・地域子ども教室推進事業「安全管理マニュアル」（平成16年5月 文部科学省）
- ・児童館における安全対策ハンドブック（財）児童健全育成推進財団）

〈関連通知〉

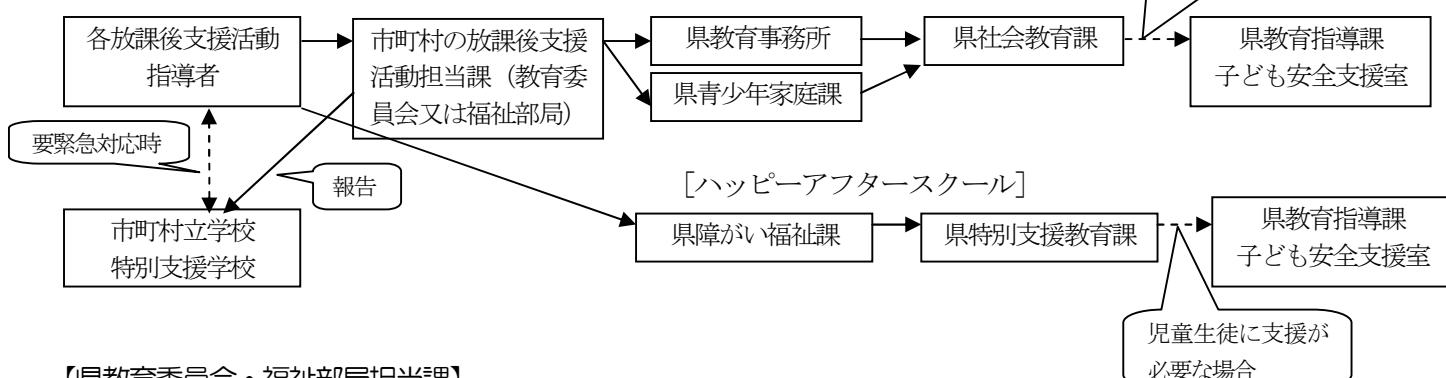
- ・放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて
(平成17年12月14日 厚生労働省)
- ・放課後児童健全育成事業における児童の安全確保の徹底について
(平成21年8月20日 厚生労働省)
- ・放課後子ども教室推進事業の実施における安全面への配慮について
(平成21年8月21日 文部科学省)
- ・放課後児童健全育成事業における事故防止の徹底について
(平成22年7月29日 厚生労働省)
- ・放課後子ども教室推進事業における事故防止の徹底について
(平成22年8月6日 厚生労働省)
- ・放課後子どもプラン等の推進における学校と連携した防災・安全部制の整備等について
(平成24年3月30日 文部科学省)

放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	放課後支援活動指導者
<p>〈発生時の危機管理〉 【緊急対応が必要な場合】 ○児童の救護、事故確認</p> <p>【急を要しない場合】 ○事故確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況把握、教職員へ緊急対応指示 放課後支援活動指導者へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> 放課後支援活動指導者へ連絡 必要に応じて、放課後支援活動指導者と連携し、児童・保護者へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 児童から直接連絡があった場合は、負傷の程度を確認し、急を要する時は応急手当 管理職に事故発生の報告（管理職不在の場合は、放課後支援活動指導者へ連絡） 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷の程度を確認し、応急手当 救急車手配が必要な場合は、直ちに手配 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 被害保護者、市町村担当課、学校への連絡 <ul style="list-style-type: none"> 事故対応後、被害保護者、学校、市町村担当課への連絡 市町村担当課指導のもと、児童・保護者へ対応 状況に合わせて学校とも連携
<p>〈事後の危機管理〉 ○児童・保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、校内での情報の共有化を図る 状況によっては、放課後支援活動担当課と連携し、必要な支援を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当課指導のもと、状況に合わせて学校とも連携し、児童・保護者へ対応

*特別支援学校を利用して行われている「ハッピーアフタースクール」については、上記に準じて対応する。なお、報告、事後措置においては、市町村の放課後支援活動担当課（教育委員会又は福祉部局）を県障がい福祉課又は県特別支援教育課に置き換える。

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会・福祉部局担当課】

放課後子ども教室

教育庁社会教育課社会教育グループ Tel : 0852-22-5428 Fax:0852-22-6218

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

健康福祉部青少年家庭課保育支援グループ Tel:0852-22-6254 Fax :0852-22-6045

ハッピーアフタースクール

県障がい福祉課療育支援グループ Tel:0852-22-6527 Fax:0852-22-6687

教育庁特別支援教育課指導スタッフ Tel:0852-22-6710 Fax:0852-22-5988

第2章 学校安全

9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応

A小学校で、遠足で付近の山に行った際、児童が子グマを目撲した。

1 未然防止のポイント

(1) クマの被害に遭わないために

- ① 過去にクマが出没した地域やクマが生息する地域では、クマよけの鈴など音の鳴るものを身につけ、人間の存在を知らせるようする。特に早朝や夕方はクマが行動する時間なので、外出の際は特に気をつけるよう指導する。
- ② クマの習性や遭遇した場合の対処方法などの研修を行い、児童生徒に指導しておく。
- ③ クマの出没情報が入った場合の児童生徒及び保護者への周知や関係機関への連絡方法を確認しておく。

(2) ハチに対する安全教育の徹底

- ① スズメバチの危険性や特に繁殖時期の8～10月頃に攻撃的なることなど、児童生徒に対して理解させる。
また、巣にいたずらをしたり、近づいたりしないよう指導を徹底させる。
- ② 野山に出かけるときは、長袖、長ズボンによる肌の保護や白や黄色など明るい服や帽子の着用などに心がける。
また、殺虫スプレーなどを携帯する。

(3) ハチに対する安全管理の徹底

- ① 日頃の安全点検時に、軒先や天井裏、大きな木の空洞などにハチの巣がないか確認する。
 - ② 遠足など野外活動を行う場合は、下見等を実施し、安全を確認する。
 - ③ ハチの巣を発見したときは、専門家に依頼するなど、駆除を行う。
 - ④ 健康診断表等で、ハチ毒アレルギー体质の児童を把握するとともに、アナフィラキシーショック（注1）について理解しておく。
- （注1）アナフィラキシーショックとは、ハチ毒や食べ物、薬物等が原因でおこる急性アレルギー反応の一つ。
じんましん等の皮膚症状や、ときに呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うこともあり、血液循環の異常が現れるとショック症状を引き起こし、生命をおびやかすような危険な状態に陥ってしまうこともある。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) クマを目撲した場合の対応

- ① クマを目撲した場合は、クマを刺激しないよう、静かにその場から立ち去るようにする。
子グマを目撲した場合は母グマが近くにいる可能性があるので、速やかにその場から立ち去る。
- ② クマを目撲した（情報があった）場合は、児童生徒や保護者に注意喚起を行うとともに、教育委員会や警察に連絡する。必要に応じて集団による登下校を行う。

(2) クマやスズメバチによる被害があった場合

- ① 登下校中であれば、通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告し、当該児童生徒の氏名、負傷状況、（搬送先）を確認する。野外活動中であれば、担当教員は児童生徒を安全な場所に避難させ、被害の状況を把握し、救急車の手配をする。また、状況を学校に連絡する。
- ② 保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。管理職、担任等は速やかに当該児童生徒を見舞う。
保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意ある対応をする。
- ③ 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ④ 教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。
- ⑤ 事故を目撲した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ⑥ 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明し、他の保護者に対しても、事故の発生及び今後の対応について周知する。

3 情報収集等

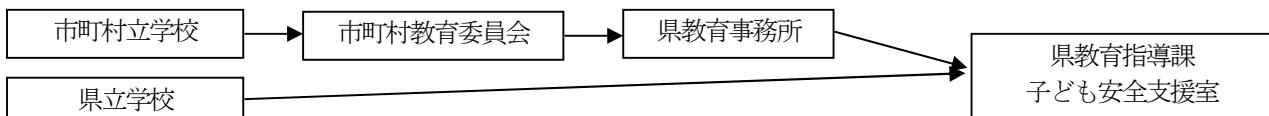
■ 関係情報

- ・島根県森林整備課鳥獣対策室「ツキノワグマの被害にあわないために」
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/choujuu_taisaku/tukinowaguma/kuma_higaitaisaku.html
- ・独立行政法人森林総合研究所「森林レクリエーションでのスズメバチ刺傷事故を防ぐために」
<http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/kouho/Press-release/2006/hornet20060726.html>

クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○発生時の危機管理			
○クマ目撃情報受領	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ周知 ・必要に応じて保護者への周知 ・集団登下校の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に周知し、クマと遭遇した場合の対応を確認する。 	
○クマと遭遇した場合 (野外活動中)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員からの連絡により状況把握 ・警察に連絡する ・教育委員会へ一報を入れる ・保護者に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・クマを目撃した場合は、刺激せず、児童生徒を誘導し、安全な場所に避難する。 ・児童生徒の負傷がないか確認する。 ・負傷している場合は、応急措置をし、救急車を呼ぶ。 ・学校に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クマを目撃した時は、刺激せず、教職員に知らせる 特に子グマには近づかない
(登下校中)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・警察に連絡する ・教育委員会へ一報を入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・クマを目撃した時は、刺激せず、避難し、近くの住民や学校に知らせる 特に子グマには近づかない
○スズメバチ刺傷事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況、児童生徒状況等の確認 ・事故の経緯を記録するよう指示 ・保護者に連絡 ・教職員への状況説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を誘導し、安全な場所に避難させる ・児童生徒の負傷の程度を確認するとともに、二次災害を防止する ・負傷した児童生徒に応急措置をし、必要に応じて救急車を呼ぶ ・管理職へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に避難する
○緊急対応（共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時は以下の対応 ・全校集会での説明 ・負傷した児童生徒がいる場合は、校長あるいは教頭が直接見舞いに行く ・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教員は病院へ同行し、事故発生時の状況を医師に報告する ・直ちに学校に病院名等を連絡する ・事故の状況を児童生徒に確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況を説明する

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第3章 学校生活上の問題

1 いじめ

小学校において保護者から、次のような訴えの電話が学級担任あてにあった。

「児童生徒が学校から帰って、明日学校に行きたくないと言っている。聞いたたると、クラスのA男、B男に学校でいじめられる。今日は、『くさい、あっちに行け！』などと言われた。学級担任として、きちんと対応してほしい！」

※いじめ問題への対応については、いじめ防止対策推進法に沿って、県、市町村が定めるいじめ防止基本方針を参考に、各学校で定めるいじめ防止基本方針に基づいて、未然防止、早期発見、適切な措置に取り組むこととする。

1 未然防止のポイント

(1) 教職員の人権意識を高める

- ① いじめをなくすためには、まず、教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢が大切である。
- ② 学校は、教職員の人権意識を高めるとともに、児童生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように、指導力の向上を目指した研修を工夫する必要がある。
- ③ 教職員間のいじめに対する共通理解と望ましい関係づくりを推進する。

(2) 児童生徒の人権意識を高める

- ① 教育活動全体を通して人権意識や自己有用感を高め、いじめをなくす実践力を培う。
- ② 異校種間交流やピアサポート、ソーシャルスキル教育等の実践を通して、人権が尊重され、お互いに支え合う集団づくりを進める。
- ③ いじめ問題について考える内容を盛り込んだ『人権だより』を発行したり、参画型のPTA研修会を実施したりするなど、家庭や地域社会と連携して児童生徒の発達段階を踏まえた指導をしていく。

(3) 児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させる

- ① 管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくったり、児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行ったりするなど、教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。
- ② 日頃から児童生徒に積極的に声をかけたり、児童生徒の変化をしっかりと把握したりして、一人一人にきめ細やかな関心を向ける。
- ③ アンケート等を実施し、児童生徒の生活実態のきめ細かさを把握に努める。
- ④ 定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ⑤ 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。
- ⑥ 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。

(4) 地域の特色を生かしながら、意図的・計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築き上げる

- ① 児童生徒が、生徒会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間性が育まれるようにする。
- ② 地域の中に児童生徒たちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、スポーツ少年団指導者、民生児童委員等）を、ゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や児童生徒たちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。

(5) 警察との緊密な連携体制をつくる。

- ① 平素より、いじめにおけるどのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておく。
- ② いじめ行為が犯罪行為に当たるかどうかについて、積極的に警察に相談できるよう、学校と警察の緊密な連携体制を構築しておく。
- ③ 犯罪に当たるようないじめ行為があった場合には、直ちに警察に通報することを、日頃から保護者に周知しておく。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 被害児童生徒から学級担任や生徒指導担当者が事情をカウンセリングマインドを大切にして聞く。児童生徒の話は記録に取り、本人にも確認をとる。
- ② 複数の教職員等による校内組織において、保護者連絡、事実確認の方法について協議する。
■ 学校組織の例：管理職、学級担任、学年主任、生徒指導担当者、養護教諭、心理・福祉の専門家等
- ③ 被害児童生徒の保護者との話し合いは、家庭訪問によって行い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力を得る。
- ④ 加害児童生徒から事情を聞く場合は、まず、被害児童生徒と保護者の同意を得る。
その後、担任と生徒指導担当者（複数）が家庭訪問し、保護者同席で事実確認をすることを基本とする。
- ⑤ 「緊急対応会議」を開いて全体像を把握し、いじめへの対応方針や個別の指導支援方針を決定する。
- ⑥ 職員会議を開いていじめの全体像及び対応の方針を説明し、全職員で共通理解を図る。
 - ・被害、加害児童生徒の両方に対して、発達段階にある児童生徒を育てる観点から、全教職員で支援する。
 - ・学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。
- ⑦ いじめ解消チームが役割を分担して、被害児童生徒の支援や加害児童生徒の指導を行う。
- ⑧ 家庭訪問を、学級担任と学年主任等複数教員で行い、加害児童生徒、被害児童生徒それぞれの保護者に安心感・信頼感を与えられるよう事実や学校の方針を説明する。

(2) 事後措置

- ① 対応会議（職員会議）を開き、事後の対応方針を決定する。
 - ・児童生徒への指導支援後や保護者対応後の状況について報告を行う。
- ② 学級での指導
 - ・いじめた者、いじめられた者だけの問題でないことをクラス全体に十分認識させる。
 - ・いじめの解消への学級としての取組について話し合いをもつ。
- ③ 学校全体での指導
 - ・学校全体としてのいじめ撲滅に向けての指導方針、方法を検討する。
 - ・他の学級でも同様の事象が起こらないよう学校全体で再チェックする。
- ④ 繙続的な指導
校内組織は、常に、担任の実践を検証しながら、次の対応を多面的に話し合う。
- ⑤ いじめがエスカレートした場合の対応
いじめがエスカレートし、暴行、傷害、恐喝などに発展した場合、警察への通報（相談）を含めた対応を検討する。

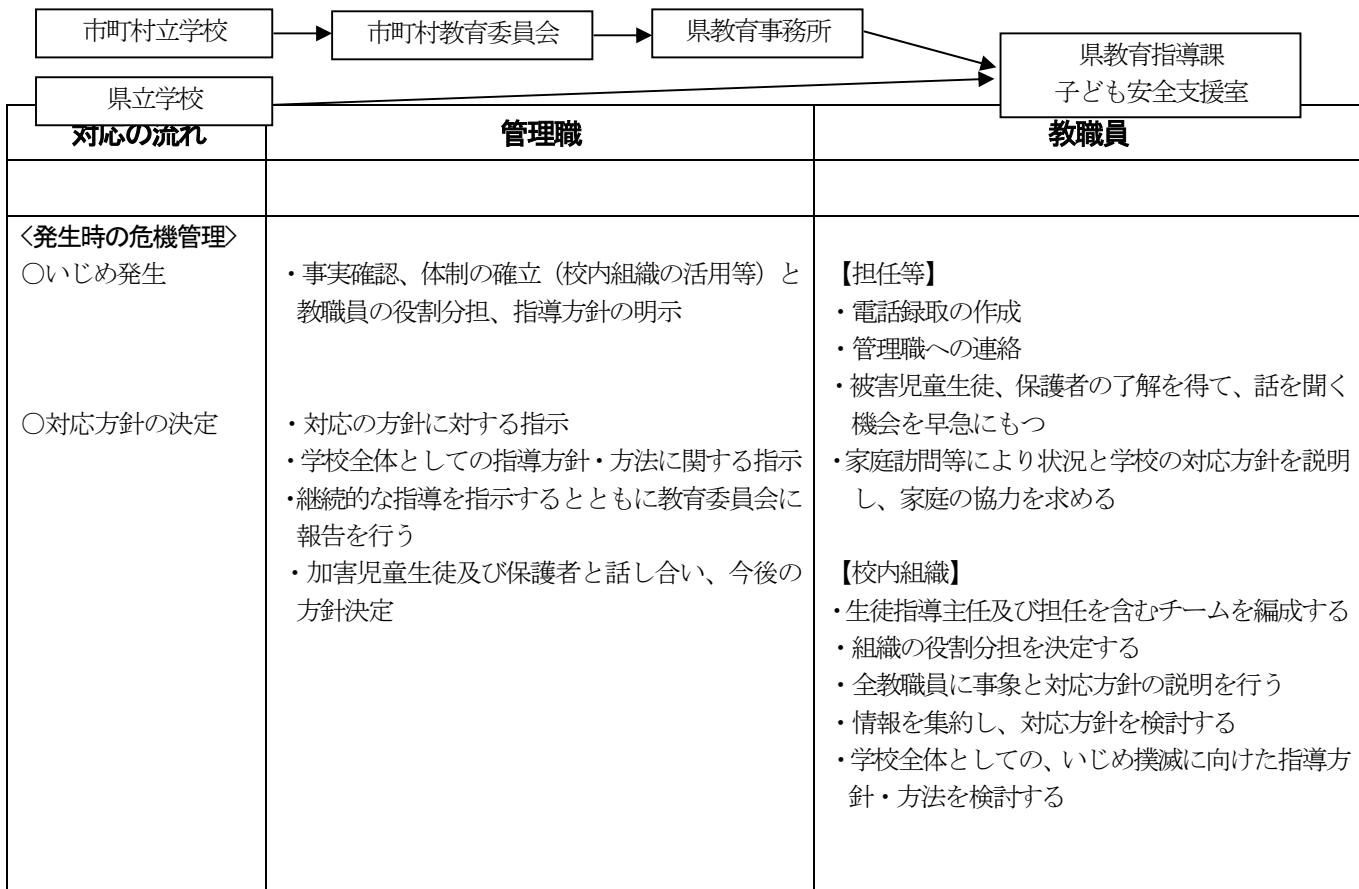
3 情報収集等

■ 関係情報

- ・「いじめ問題対応の手引（改訂版）」島根県教育委員会（平成24年3月）
島根県ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/index.data/ijime-tebiki.pdf>
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 文部科学省（平成20年11月）
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- ・学校教育基本資料（平成21年度版）「いじめ問題の取組の徹底について」P167～P181

いじめ発生時の対応

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第3章 学校生活上の問題

2 暴力行為

ある中学校における授業中、携帯電話を使用していた生徒がいた。教員は生徒のそばに行き、「なんだ、それは。今は授業中だぞ！」と言って、携帯電話を取り上げようとした。
すると、生徒Aは突然殴りかかり、教員の眼鏡が壊れた。

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒理解

- ① 教職員は、日頃から児童生徒一人一人について多面的な児童生徒理解に努める。
- ② 教育相談体制の充実を図る。
- ③ アンケート等を定期的に実施し客観的な児童生徒理解を推進する。

(2) 教職員の共通理解

- ② 児童生徒の生活環境や言動の変化を見逃さず、情報を共有し適切な支援をする。
- ② 突発的に発生する暴力行為（児童生徒間暴力、器物破壊も同様）について、全教職員が、対応方法について不斷に共通理解をして、明確にしておく。
- ③ 教職員は、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高める支援をすることが大切である。
- ④ 他の人権を脅かす暴力行為は許されないことを、学校生活全体を通して日常的に指導する。
- ⑤ 校内や教室の環境整備に努める。

(3) 地域や関係諸機関との連携の充実

- ① 保護者や地域に、暴力行為に関する決まりや対応の基準を明確にしたものを作成し、指導方法に対する理解を深める取り組みを推進する。
- ② 警察等の児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室の開催、児童相談所との連絡等を計画的に実施し、関係諸機関との連携を一層密にする。
- ③ 保・幼・小・中の連絡会等を開催し、規範意識の醸成に一貫して取り組む。

(4) 児童生徒同士の人間関係づくりを支援する取組

- ① 人間関係づくりの場を意図的・継続的に設定することが大切である。
- ② 児童生徒に、不安やいら立ちに対しての対応方法を具体的に示す。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 発生直後の迅速な組織的対応

- ① 暴力行為の発生を周知する。
- ② 加害児童生徒が、学校から飛び出してしまう場合もある。周囲の児童生徒を落ち着かせ、加害児童生徒は集団から離し、複数で対応する。
- ③ 被害教員への迅速な対応（養護教諭への連絡、病院への搬送、家族への連絡等）を行う。
- ④ 教育委員会へ状況の報告を迅速に行い、対応方法について確認する。
- ⑤ 加害児童生徒、被害教員、周囲の児童生徒からの状況確認を的確に行う。
- ⑥ 保護者へは、出来事の様子を予断や憶測を除き、客観的な事実を的確に伝える。
- ⑦ 児童生徒の目前で起こった事件であれば、児童生徒の不安を除き、不正確な情報が流れないように全校児童生徒への状況説明の実施を検討する。
- ⑧ 説明に当たっては、客観的な事実を的確に伝えるとともに、今後の学校の取組方針をきちんと説明する必要がある。加害児童生徒の人権に十分に配慮し、予断や憶測での説明は行わない。

(2) 事後の措置

- ① 加害児童生徒の気持ちは共感的に聞き取るが、暴力行為に対しては毅然と指導する。
- ② 加害児童生徒の保護者に、直接会って当時の状況説明や指導方針の理解を求めるとともに、保護者の考えを十分に聴き取る。
- ③ 被害教員が孤立しないよう配慮することが大切である。加害児童生徒への指導方法について共に検討する。
- ④ 今後の対応を全教職員で確認し、生徒指導体制の再確認をする。
- ⑤ 教育委員会、警察、児童相談所との連携をとり、今後の継続的な支援を検討する。
- ⑥ P T A役員に、事件の状況及び今後の学校の対応方針を説明し、全保護者への適切な説明方法について検討し、必要に応じ実施する。

3 情報収集等

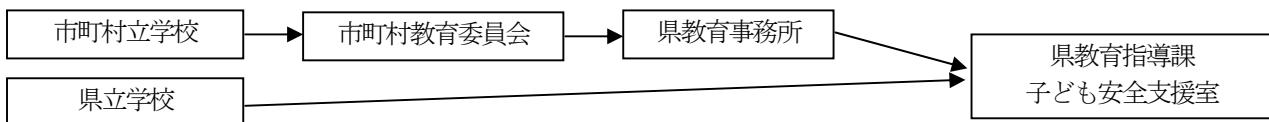
■ 関係情報

- ・「中学校生徒指導の手引き」 島根県教育委員会（平成14年3月）
- ・「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」文部科学省（平成19年2月）

暴力行為（対教員暴力）発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉		
○事件発生	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のけがの状況の確認、病院へ搬送、救急車要請等を決定 	<p>【かけつけた教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒に教員・養護教諭への連絡を指示 ・暴力行為の制止、できれば別室に移す ・けがをした教員の応急手当への依頼
○連絡と暴力行為の制止・応急手当の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・警察への連絡の可否決定・加害児童生徒の保護者連絡の指示、教育委員会等への連絡 ・教職員への説明、児童生徒への当面の指導の指示 ・加害児童生徒の状況により、必要であれば関係機関との連携を検討 <p>※度重なる暴力行為の場合出席停止を教育委員会と検討する</p>	<p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けがの状況に応じ、病院へ搬送などを検討 <p>【担任、学年主任、生徒指導主事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスの児童生徒、加害児童生徒、けがをした教員より状況を確認し、管理職に報告 ・保護者に電話等で暴力行為の発生を伝え、当面の取組に理解を求めるとともに、直接会って、状況説明と指導方針の理解を求める ・全校児童生徒への説明及び学級活動などでの活動内容を検討
○事実確認・方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・けがをした教員と話し合うとともに、背景も含めた事件の状況を確認し、今後の方針を指示 ・全教職員の共通理解を促す <p>※チームで対応方針を検討する</p>	
○今後の具体的な取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為をした児童生徒の状況の説明及び警察への被害届けの提出について確認 ・P T A 役員に状況及び学校の対応方針を説明し、保護者への説明方法を決定 ・必要に応じ、保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）し、理解と協力を求めること 	
〈事後の危機管理〉		
○事故報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書を作成し、教育委員会へ報告 <p>※事故報告は、客観的事実を報告する</p>	<p>※暴力行為発生以降の対応や指導は時系列で記録しておく</p>

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第3章 学校生活上の問題

3 自死予告（自死企図）

ある日、A中学校で2校時の授業が始まる前の休憩時間に、2年生の女子生徒が、体調が悪いので次の体育の授業を休みたいと、保健室にやってきた。落ち込んだ表情をしていたので、養護教諭がじっくりと話を聞いてみたら、家庭で自分の居場所がないという訴えであった。制服の長袖のところから手首に切り傷が見えたので、よく聞いてみると中学校入学時からリストカットを繰り返していたことがわかった。

※ 児童生徒の自死の危険を察知するのは、一番身近にいる保護者はもちろん、友人、学級担任や関係する教職員の気づきからである。いつでもどこでも児童生徒のサインに気づくことができる校内体制をつくることが大切である。

1 未然防止のポイント

(1) 相談しやすい雰囲気づくり

- ・保健室や相談室などを児童生徒が気軽に来室できる場所にする。
- ・教育相談週間を設け、児童生徒が教職員に話しやすい機会をつくる。
- ・アンケートなどを実施し、児童生徒や保護者の率直な声が学校に届くようにする。

(2) 多角的な視点を生かした児童生徒理解

- ・教員やスクールカウンセラーをはじめ、図書館司書や事務職員、校務技術員なども児童生徒の救いを求める声を聞く。
- ・「学校全体で児童生徒を教育している」という視点に立ち、情報を共有できる体制をつくる。

(3) 教職員の役割分担の明確化

- ・一人で抱え込まない。
- ・児童生徒との関係を急に切らない。
- ・学校内での守秘の原則を徹底する。
- ・事例検討会を実施する。
- ・危機対応チームを編成する。
- ・スクールカウンセラーや学校医と、必要に応じて専門機関と連携する。

2 自死企図への対応

(1) 自死のサインへの気づき

次にあげるような危険因子を数多く認める児童生徒には、潜在的に自死の危険が高いと考える必要がある。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 自死未遂 | ④ 独特の性格傾向 |
| ・飛び降り未遂 | ・未熟、依存的 |
| ・薬の大量服薬 | ・衝撃的 |
| ・リストカット | ・極端な完全癖 |
| など | など |
| ② 心の病 | ⑤ 喪失体験 |
| ・うつ病 | ・離別や死別 |
| ・統合失調症 | ・急激な学力低下 |
| ・パーソナリティ障害 | ・予想外の失敗 |
| ・摂食障害 | など |
| など | ⑥ 孤立感 |
| ③ 安心のもてない家庭環境 | ・いじめによるもの |
| ・児童虐待 | など |
| ・親の養育態度の歪み | ⑦ 安全や健康を守れない傾向 |
| ・頻繁な転居 | ・特に問題のなかった児童生徒が事故やけがを繰り返す（無意識な自己破壊） |
| ・兄弟姉妹の葛藤 | など |
| など | |

(2) 自死の危険を高めた児童生徒への対応（T A L Kの原則）

- | | |
|-----------|------------------------|
| Tell | 言葉にして心配していることを伝える。 |
| Ask | 死にたいという気持ちについて率直にたずねる。 |
| Listen | 絶望的な気持ちを傾聴する。 |
| Keep safe | 安全を確保する。 |

3 情報収集等

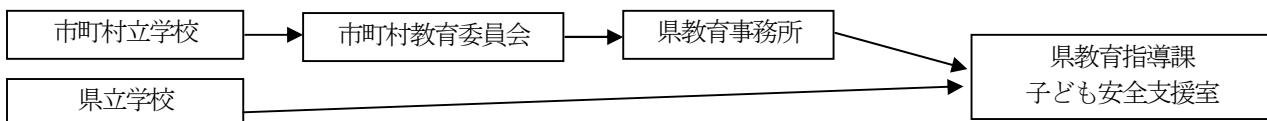
■ 関係情報

- ・「教師が知っておきたい児童生徒の自殺予防」 文部科学省（平成21年3月）
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（緊急マニュアル）」文部科学省（平成22年3月）

自死予告があった場合の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○対応方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に報告（協議） ・関係機関（警察、補導センター、PTA役員）への連絡を指示し、以後様々な段階で協力が得られるようにしておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の教職員への連絡 ・情報の集約 ・外部との連絡
○児童生徒の所在確認	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の所在確認のための役割分担を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員で分担し、児童生徒の所在確認 ・保護者や児童生徒が不審に思わないよう確認の仕方に配慮しながら、児童生徒の声の調子・表情や態度等に注意する ・情報収集や対応が迅速におこなわれるよう、連絡用の電話を緊急に確保するなど工夫する
○校内の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対応チームの招集 校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・SCなど ・緊急職員会議を開催し、教職員に対して、事情説明や今後の対応について説明 ・自死予告をした児童生徒への支援を図る観点から、気になる児童生徒について情報交換を実施 ・予告した児童生徒の推定作業の指示・関係機関からできるだけ多くの情報を得るよう指示 ・管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を指示 ・プライバシーの保護及び継続的な指導を指示 	
○自死予告をした生徒の特定及び支援 【特定された場合】		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図る ・自死防止に万全を期す ・精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談 ・自死防止に向けて全校児童生徒や保護者へ働きかける ・道徳・学級活動等の時間で話し合い、児童生徒の思いを汲み上げる場をもつ ・学校（学級）通信等で訴える
○全校児童生徒への働きかけ 【特定されない場合】	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急のPTA役員会を開催し、保護者への働きかけを協議 ○児童生徒への全体指導の検討 	

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第3章 学校生活上の問題

4 児童虐待

A小学校の1年生男子児童が、夕方大型スーパーで万引きを行い補導されたと学校に連絡が入った。盗んだものは弁当など4点であり、不審に思った担任が、それぞれ事情を聞くと、今週は3日間夕食を食べていないことがわかった。父親との2人暮らしで、父親は仕事から帰るのが夜9時をすぎることが多かった。A小学校の校長は、この状況から児童相談所に通告書をもって通告にいったところ、ネグレクトとわかり、児童は一時保護された。

※ 日常的に児童生徒に関わる学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場であり、「児童虐待防止法」においても、学校・教職員が児童生徒の福祉に業務上関係のある団体・職と同様、虐待防止等に関する一定の役割を担うことになる。このような状況の中で、児童虐待の早期発見・早期対応が重要になっている。

〈児童虐待に関する通告義務〉

- ・対象は「児童虐待を受けた子」と「児童虐待を受けたと思われる子」である。
- ・通告先は児童相談所だけではなく、市町村の児童福祉関係の窓口も通告先となる。

1 早期発見のポイント

下記の項目が虐待の早期発見の視点となる。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 身体的虐待 | （4）心理的虐待 |
| ・不自然な外傷（あざや火傷跡） | ・摂食障害 |
| ・受傷原因の曖昧な説明 | ・リストカットなどの自傷行為 |
| ・家庭でのけがの訴え | ・表情がいつも暗い |
| など | など |
| (2) ネグレクト | (5) その他 |
| ・衣服や下着が不潔で臭う | ・理由不明な欠席が続く |
| ・からだが汚れている | ・家庭でのDVの疑い |
| ・急激な体重減少がある | ・暗いところを怖がる |
| など | ・便や尿が頻回 |
| (3) 性的虐待 | ・家に帰りたがらない |
| ・性感染症 | など |
| ・他の人の身体接触を異常に怖がる、好む | |
| ・年齢にそぐわない性的発言 | |
| など | |

2 早期対応のポイント

(1) 発見した場合の通告

- ・児童虐待が疑われた時点で、速やかに児童相談所、市町村窓口に通告する。
- ・通告に際しては、より確実に通告するために、「要保護児童（虐待）通告・相談票」（平成21年9月青少年家庭課長通知）を使用するとよい。

(2) 保護者に確認する必要がある場合の留意点

- ・児童生徒が同席している場で、虐待の有無について尋ねることはしない。
- ・保護者の説明が矛盾していたり、二転三転したりしていないか留意する。
- ・児童生徒と保護者の説明内容が異なっていないか留意する。
- ・保護者を責めるようなことは避ける。

(3) 校内の組織体制づくり

- ・虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り、組織で対応する。
- ・全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- ・学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- ・普段から児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

3 情報収集等

■ 関係情報

- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」 文部科学省（平成19年10月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm
- ・厚生労働省：児童・子育て：児童虐待防止対策・DV防止対策 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>

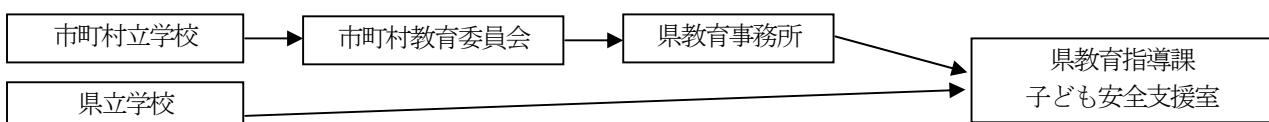
児童虐待を把握した時の対応

対応の流れ	管理職	教職員
〈発生時の危機管理〉 ○虐待の事実の把握 状況確認と報告 ○通告 ○関係機関と協議及び対処方針の決定 ○学校での取組 ○関係機関と継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への通報の決定と通報の実施 ※「要保護児童（虐待）通告・相談票」の活用 <p>【通告先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○・児童相談所 ・市町村の窓口 (必要に応じて下記にも通報) ・福祉事務所 ・民生・児童委員、主任児童委員 <p>■児童虐待に関する校内会議（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長・教頭・学年主任・担任・養護教諭・生徒指導主任 ・教育相談担当など ※必要に応じて支援チームの編成 <ul style="list-style-type: none"> ・学校で対応可能な事項の整理と教員の役割分担の決定 ・児童生徒の観察、ケア・カウンセリング ・今後の対処方針を指示 <p>・家庭支援のための関係者会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要保護児童対策地域協議会 ②サポートチーム会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒からの状況を聞き、記録 ・記録をもとに、管理職に報告 ・協議の要請
	<p>■各機関での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・児童生徒の一時保護、児童福祉施設の利用 ・家庭裁判所への申請 ○病院 <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談、傷害の確認 ・緊急入院、医療ケア ○福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談、育児相談 ・管理生活の支援 ・母子施設の利用 ○保健所 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・発育・発達相談 ・精神保健相談 ○警察 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力などの相談 ・児童生徒の緊急保護 ○女性相談センター <ul style="list-style-type: none"> ・DV等の相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換 ・兄弟がいた場合、兄弟がいる学校などと情報交換を密にし、対応 ・状況を定期的に管理職に報告

☆ 「児童福祉施設等」：乳児院、児童養護施設、里親など

☆ 「母子の利用施設」：母子生活支援施設

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

5 家 出

夏休み、中学2年生のS男は金を無断で持ち出したことで両親から厳しく叱責されたあと、部活練習に行くと言つて家を出たまま夜になつても帰らなかつた。保護者は、仲のよい友人の何人かに電話をしてみたが、所在の確認がとれず、家出ではないかと心配し、その夜、母親から学級担任に連絡があつた。

1 未然防止のポイント

(1) 児童生徒理解の充実

担任を中心に日頃から児童生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに思いや願いの把握に努め、関係する全教職員で児童生徒理解を充実させる。

(2) 教育相談の充実

児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

(3) 保護者との連携

保護者に対しては、学級懇談、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた児童生徒とのかかわり方についての情報提供し、親子関係づくりの一助としてももらう。

児童生徒が家庭内のことについての悩みをもつている場合は、保護者に児童生徒へのかかわり方等について助言する。

2 発生時の対応の留意点

家出は児童生徒の生活基盤である家庭からの離脱である。一日も早く親の保護監督の下に帰り学業に専念させる取り組みが大切で、家出と判明したら、学校として次の点に留意して行動する。

(1) 状況把握

学級担任は、迅速に校長に報告する。校長は、校内緊急対応チームを立ち上げ、児童生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について、教職員の共通理解を図る。

(2) クラス・友人への対応

学校は、家出した児童生徒の保護者の許可を得て、クラス等の友人に事情を聞き直前の交友関係・会話内容を把握する。また、学級に家出の状況を知らせ、協力を依頼するとともに、該当クラスの児童生徒が動搖しないよう慎重に対応し、該当児童生徒が登校した場合に備え受け入れのための学級づくりを行う。

(3) 関係機関との連携

犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願いの提出を勧め、警察署等と連携を図りながら、対応する。場合によっては、保護者とともに警察署へ出向く。捜索にあたっては、立ち寄りが予想される場所を特定する等を警察に協力する。

(4) 保護者との連携

書き置き・メモの有無、家出時の服装や金銭の持ち出し状況を点検する。また、親戚・友人等への立ち寄りが予想されそうな所を保護者に確認するとともに、スナップ写真の上半身・全身各1枚を準備する等などを保護者に依頼する。

(5) 教育委員会への報告

校長は、速やかに教育委員会へ連絡・報告する。

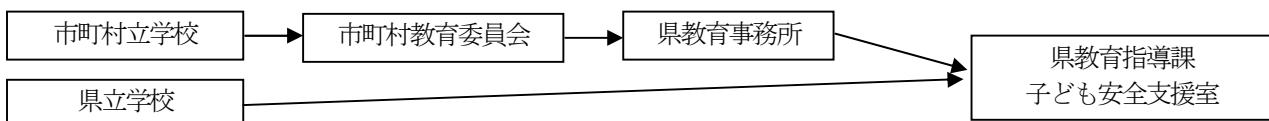
3 発見後の児童生徒への指導上の留意点

- (1) 思春期の児童生徒は、自立への願望や、自由独立への要求が強い状態にある。家出について非を一方的に責めず、継続的な対話が望まれる。
- (2) 他の人物が家出に関与している場合、問題行動につながる場合も想定されるので、警察などとの連携を図って指導することも必要である。
- (3) 家出を繰り返す児童生徒には、警察や児童相談所など関係機関と連携して指導することが必要である。
- (4) 校内緊急対応チームにより再発防止策を検討する。

家出発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○危機管理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・保護者や友人から状況を聞いた教員の連絡とともに、教職員の役割分担を指示 ・関係教職員を召集し、校内緊急対応チームを立ち上げ、情報収集の方法や今後の対応方法について指示 ・保護者の意向を踏まえた上で、警察などへの情報交換の指示 	<p>【情報収集前の確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から状況確認する事項の整理 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装、立ち寄りが予想される親戚友人先等 ・事情を聞くべき友人についての情報交換や聞き取り方法の確認 ・教職員の役割分担の確認と定時に連絡をいれることの確認 ・連絡系統の明確化
○全教職員への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・搜索状況および該当児童生徒のプライバシーの保護について説明し、各教職員の協力を求める ・役割分担及び連絡方法の確認 	<p>【保護者からの状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搜索にむすびづく物品・情報の確認 ・自殺または犯罪に巻き込まれた可能性の有無の確認、可能性がある場合警察に緊急通報 ・保護者に搜索願の提出を勧める ・場合によって保護者とともに警察に出向く ・学校が行う搜索方法の説明と、保護者が行う搜索方法及び範囲の確認
○教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する 	<p>【友人からの情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家出をした児童生徒の保護者の同意を得る ・他の児童生徒が興味本位になつたり動搖したりしないように慎重に対応する
○発見後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・家出にいたった状況を確認するとともに、原因や背景を把握して継続的な指導に当たる 	<p>【警察との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意向を踏まえた上での搜索への協力をする ・定時に警察と連絡を取り情報交換を行い、可能性の高い立ち寄り先を確認する <p>【学校でのケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に養護教諭、関係教職員等が協力して心のケアに努める ・必要な場合は、関係機関と連携して指導・助言に当たる ・他の児童生徒へは、当該児童生徒を特別視せず、普段どおり接するよう指導する <p>【保護者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・叱るだけでなく、内面の理解を重視するよう助言する

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 Tel:0852-22-6064,6065 FAX:0852-22-6026

第3章 学校生活上の問題

6 人権に関わる問題事象

高校に在籍する生徒Aが、同じクラスの生徒Bを殴るという事案が発生した。生徒Aから事情を聞いてみると、「生徒Bが他の友人に“Aはがいじみたいなヤツだ”と悪口を言っているのを知り、腹がたって殴った。」とのことだった。生徒Bに確認したところ、「確かにそのようなことを言ったかも知れない。」ということだった。

※ 教育の場においても、差別的発言等の問題事象が発生しています。問題事象に取り組むに当たっては、事象に関わるすべての人が、「人権とは何か」についての理解を深め、人権侵害の不当性と人権の大切さを実感として受け止めしていくことが大切です。また、個々の問題事象に対しては、その事象の具体的な内容や地域の実態等を踏まえて適切な取組を行うことが重要です。

1 未然防止のポイント

(1) 人権・同和教育の充実と教職員の資質の向上

- ①進路保障の理念に基づく教育活動を日常的に進める。
- ②児童生徒一人一人の人権意識を高め、差別をなくすために自ら行動する意欲と実践力を育てる。
- ③被差別の立場におかれている児童生徒や困難な条件を抱えている児童生徒など、集団の中で弱い立場にある児童生徒を大切にした集団づくりを進める。
- ④教職員が自らの人権意識を高め、同和問題をはじめとするあらゆる差別を許さない姿勢を貫く。

2 問題事象発生時以降の対応のポイント

(1) 事象の報告と事実の確認

- ①報告
 - ・発生した事象について管理職と人権・同和教育主任等に速やかに報告する。
 - ・管理職は所管の教育委員会へ速やかに報告する。
- ②事実確認
 - ・「問題を提起した人」「問題を起こしたとされる人」「人権を侵害されたおそれがある人」「その場に居合わせた人」と順次事実関係を確認し記録する。
 - ・2名以上で事実確認を行い、不一致な点があれば再度確認する。
 - ・事実確認に当たっては、誘導尋問、高压的な姿勢での非難や批判、説諭、説教などにならないよう留意する。
 - ・差別落書きの場合は、写真撮影等の記録を残し、直ちに遮蔽する。

(2) 連携による分析と方針の策定

- ①対応のための協議の開催
 - ・関係する行政機関と教育現場が、事実確認、問題の分析及び取組の方針等について協議する。
- ②背景・要因の分析と問題の本質の明確化
 - ・事象の背景を正しく分析し、問題の本質を明らかにする。
- ③問題解決のための取組の方針や取組主体の明確化
 - ・教育現場と行政機関の取組の方針と役割分担を明らかにする。

(3) 問題解決に向けた取組

- ①当事者に対する取組
 - ・被害を受けた人に対する取組
 - ・問題を起こした人に対する取組
- ②教育現場としての課題解決に向けた取組
 - ・影響の検証と教育課題を明確にするための取組
 - ・課題解決のための具体的な取組の策定

3 情報収集等

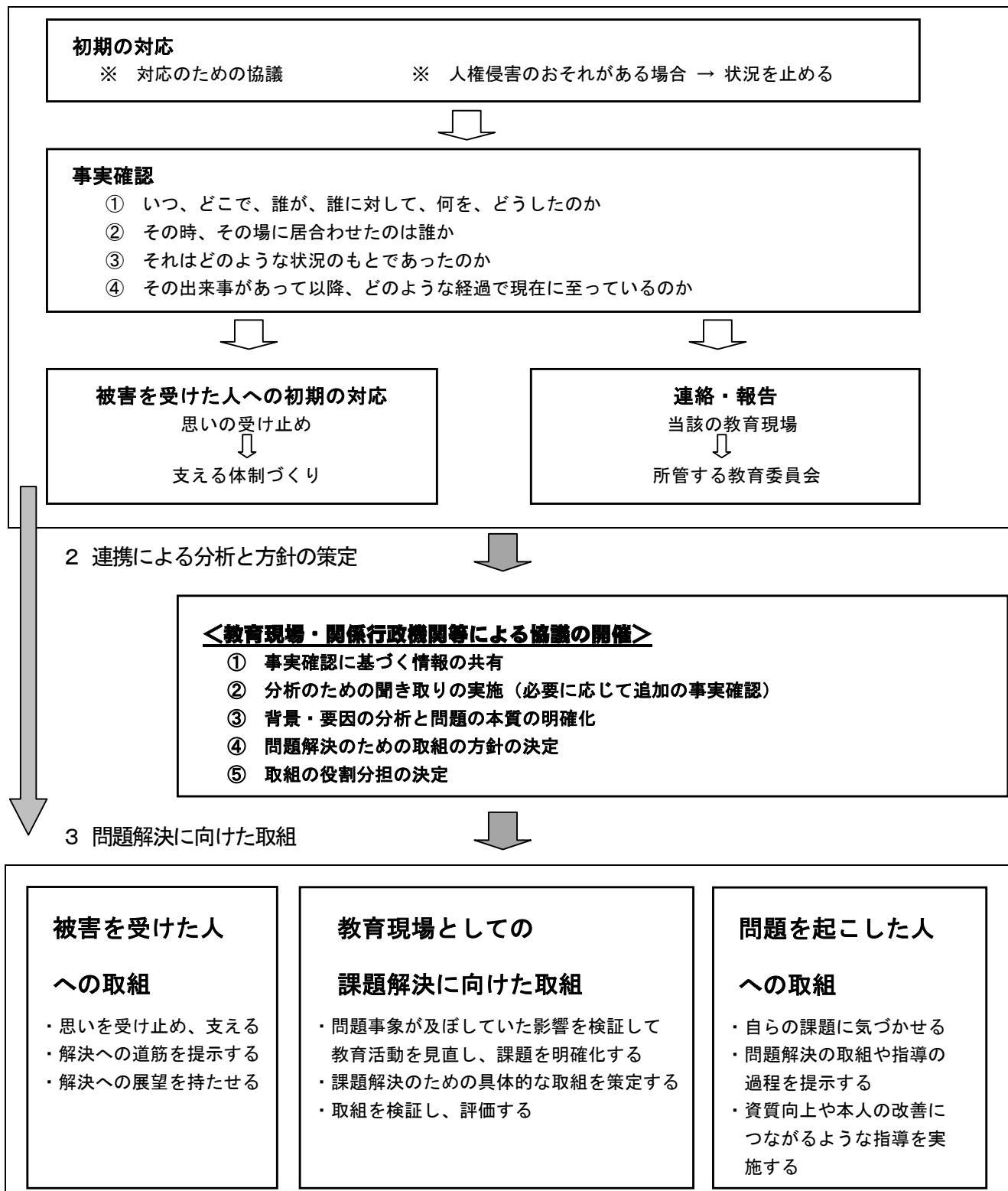
■ 関係情報

- ①「問題事象から学ぶために（学校教育編）」～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～
(平成25年7月島根県教育委員会)
- ②同和教育指導資料 第19集 「同和教育を進めるために」 (平成8年3月 島根県教育委員会)
- ③同和教育指導資料 第20集 「差別事象から学ぶために」 (平成9年3月 島根県教育委員会)

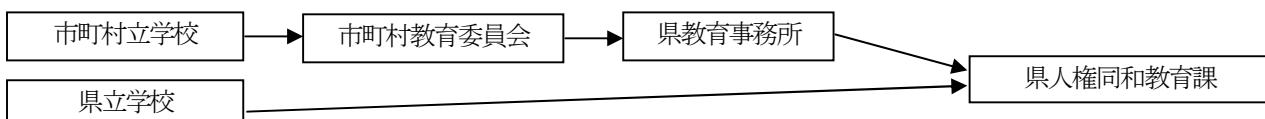
人権に関する問題事象発生時の対応

○対応の流れ

1 初動の取組



【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

第4章 教職員

第4章 教職員

1 体罰

A小学校で、午後の清掃時間中、竹ぼうきを振り回している児童がいた。担任は、何度か注意をしたが止めようとしないため、この児童のほうきを取り上げ、ほうきの柄で児童の顔面を叩いた。児童の額が切れて出血した。保健室で手当をしたが、出血が止まらないため病院に連れて行き治療をした。

1 未然防止のポイント

(1) 体罰根絶の徹底

人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて教職員が十分に認識を深める。

(2) 協力体制の確立

児童生徒の多様化、変容に的確に対応できるよう指導力の向上を図るとともに、学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくり、全校的な協力体制を確立する。

(3) 法的責任の認識

教職員の不法行為による学校事故において、教職員が責任を問われる場合、

- ①刑事上の責任
- ②行政上の責任
- ③民事上の責任

があることを認識しておくこと。

2 関係通知等

○体罰は法律で定められた禁止行為

・校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（学校教育法 第11条）

○体罰とはなにか？

①懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）や被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。（体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日24文科初第1269号通知））

②有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

- ・放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

【参考資料】体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

（24文科初第1269号 平成25年3月13日）

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主觀のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

（別紙）

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体的な事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2 (1) の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

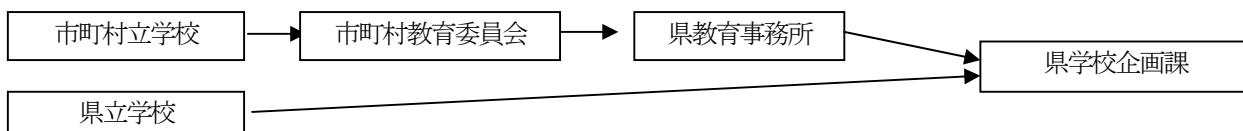
○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があつた生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつぱを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

体罰発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	その他	児童生徒
〈発生時の危機管理〉 ○事件・事故発生 ○対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事実の整理 ・対応方針の決定・指示 ・記録の指示 ・緊急連絡 ・救急車の要請 ・負傷児童生徒の保護者へ謝罪及び連絡（事実の連絡と搬送先の病院名等） ・学校医への連絡 ・教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請） ・対応窓口の決定 ・対応方針の教職員への指示（緊急職員会議の開催） ・保護者への状況説明 ・報道機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時の管理職へ報告 ・直接体罰に関わっていない教職員を中心に負傷児童生徒の救護（応急処置） ・負傷の程度確認 ・応急手当 ・状況収集 ・救急車同乗 ・負傷状況（手当の状況）の報告 ・負傷児童生徒の保護者への連絡（児童生徒の容体、事故の状況、搬送先、学校の対応等） ・担任及び加害者等見舞い 	<p>※管理職不在の場合の対応判断・指示 (例) 校長・教頭→教務主任→生徒指導主任</p> <p>※記録に必要な事項 ・発生日時、関係児童生徒氏名、事故の内容、負傷の状況、動機・原因、事故発生時までの指導の経過等</p> <p>※被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコントクトを取れる教職員）を第一に考える</p> <p>※その他児童生徒の心のケア（動搖を鎮める）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷児童生徒への応急措置 ・事情聴取（可能な場合）
〈事後の危機管理〉 ○今後の対応	児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、被害児童生徒の家庭訪問の決定、PTA役員との協議等） 再発防止策の検討・決定 事故報告書作成	児童生徒、保護者への誠意ある対応（全校集会、保護者会、家庭訪問の実施等） 再発防止策の実施		

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-5411, 6164 Fax : 0852-22-5762

第4章 教職員

2 教職員の交通事故

A教諭は午後から町外で行われる生徒指導の会議に出席するため、発表資料を自家用車に積んで昼過ぎに学校を出た。校門を出てから、すぐ近くの交差点にさしかかったところで携帯電話が鳴り、気をとられたため、交差点を右折中の対向車と正面衝突した。本人は軽傷で、相手運転手は足を骨折し入院した。（教職員の自家用自動車の公務使用時）

1 未然防止のポイント

教育公務員としての自覚の高揚…勤務時間内外を問わず、教育公務員としての自覚を持ち、運転するときは、常に安全運転を心がけ、交通事故防止に努めなければならない。

2 関係法令等

- ① 教職員の懲戒処分の中で交通事故による処分が最も多く、過失の度合いが大きい飲酒運転等は重い処分を受ける。
 - ・地方公務員法第32条（法令及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）
- ② 相手が死亡や負傷した場合、業務上過失致死傷害罪等の刑事処分を受ける。
- ③ 道路交通法違反は反則金、免許停止等の行政処分を受ける。
- ④ 損害賠償責任が発生した場合、民事的な責任は免れない。

Q 教職員の交通事故に対する処分が厳しいのはなぜか。

A 一般に教師の交通事故については、「児童生徒に交通安全教育を行うべき立場にあり、率先して安全教育及び模範運転に努め、交通道徳の高揚に努力すべきもの」（昭和49.7.15 山形県人事委員会）、「交通事故の内容は千差万別で、他と厳密に比較すること自体困難であり、仮に、同一内容の交通事故を起こした職員が、異なる種類の懲戒処分を受けたとしても、職員の職種、身分、それに伴う職務内容、責任の度合等に相違がある以上、交通事故を起こしたことによる処分が客観的妥当性を欠き、条理に反しない限り、公正の原則に反するとはいえない」（昭和50.2.13 岡山県人事委員会）という見地から、一般行政職員に比べて厳しい処分が行われる場合が多い。

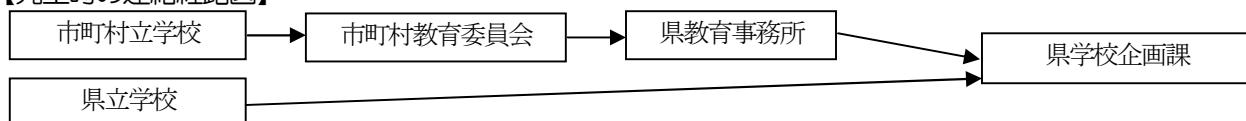
Q 飲酒運転事故の場合はどうか。

A 教職員としてのモラルが問われ、学校の信頼は崩壊、生徒指導上の混乱は免れない。当事者が教壇に復帰することができるかどうかの判断も必要となる。公務員という身分を有する以上、身分上の義務は勤務時間内外を問わず課せられる。全国の交通事故により懲戒処分を受けた教職員のほぼ2割は飲酒運転で、そのほとんどすべてが免職又は停職の処分を受けている。

教職員の交通事故発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	当該教職員	その他（留意点）
<発生時の危機管理>			
○事故発生	<ul style="list-style-type: none">・状況把握及び補足処置の指示	<ul style="list-style-type: none">・負傷者の救護、救急車の手配、現場保存と二次的被害の防止・管理職へ事故第一報・警察への届出、事実確認・相手住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先等の確認・目撃者等の確認（氏名、住所）・負傷者搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握・相手方への謝罪、見舞い	<ul style="list-style-type: none">・事故を起こした教職員が負傷あるいは動搖している場合、管理職は当該教職員に代わって措置状況を確認の上補足措置・社会的影響が大きい場合、教育委員会から指導助言を受け対応する・管理職は被害者に誠意ある態度で対応するよう指導・場合により管理職が謝罪、見舞い等に随行
○状況把握、対応	<ul style="list-style-type: none">・管理職等の現場への派遣・措置状況の確認と補足措置・教育委員会へ事故第一報、以降適宜報告・外部への窓口を一本化する・当該教職員への指導・他の教職員への説明、指導・状況によりP.T.A、児童生徒への対応		

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ Tel : 0852-22-5411, 6164 Fax : 0852-22-5762

3 個人情報の管理上のトラブル

A小学校のB教諭は、担任のクラスの成績処理を自宅で行うため、成績一覧表及び通知表などを学校から持ち帰ることにした。帰宅途中、成績関係書類を自家用車に置いたまま、書店に立ち寄った後、自家用車に帰つてみたところ、成績関係書類を入れていた鞄などが盗まれていた。

1 未然防止のポイント

(1) 個人情報の管理に関する教職員の意識向上

児童生徒の住所録など個人情報を掲載した書類の管理の仕方を明確にするなど、平素から個人情報の管理に教職員が細心の注意をはらうような環境づくりに努める。

(2) 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備

諸帳簿の取扱いに関する規定を整備しておくとともに、管理職は、年度始めや学期末及び年度末など諸帳簿の作成が行われる時期には、諸帳簿の取扱いに関する教職員の注意を喚起することに努める。

(3) 電子情報の管理方法の明確化

近年は、パソコンによる成績処理などが行われているため、成績など個人情報を記録したUSBメモリ・外付けハードディスクなどの取扱い及びパソコン本体の管理に関する注意を喚起することが重要となっている。

校内LANを通じて、成績など個人情報の送受信が行われるようになっているが、情報送受信に関する規定及びセキュリティーを高め、校内の児童生徒、または、校外の不特定多数に誤って受信されることを防止する取り組みが不可欠である。

電子情報の取扱に当たっては、島根県立学校電子情報安全対策要領をもとに各学校の状況に応じたマニュアルを作成し、管理を行うこと。

※パソコン本体及び個人情報データの学校外への持ち出しは、原則禁止である。

○通知表について

学校に備えるべき表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定されており、保存・管理等その取扱いには注意が必要である。通知表については、学校に備えるべき表簿のように法令などには規定がないが、内容からして指導要録や出席簿等に準じるものであり、適正な取扱いや管理が求められる。

なお、通知表と指導要録の関係については、指導要録の作成に係る通知（文初小大124号、平成3年3月20日）に記述がある。

○学校教育法施行規則（文部省令第23号 昭和22年5月23日）

（備付表簿、その保存期間）

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に關係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録、学校歯科医師執務記録、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考查に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

○通知表と指導要録の関係について（文初小大124号、平成3年3月20日通知）

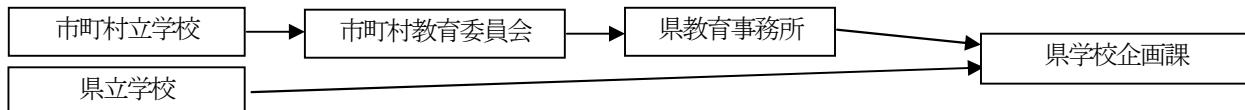
8 その他

- (2) 指導要録は、一年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通信簿などにそのまま転用することは必ずしも適切ではないこと。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、児童又は生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、児童又は生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようになる観点から通信簿などの記載内容や方法、様式などについて工夫改善すること。

個人情報管理上のトラブル発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	教 職 員
〈発生時の危機管理〉		
○書類紛失	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失時の状況及び書類等事実の確認 ・警察への連絡内容の確認 ・教育委員会への第一報 ・児童生徒、保護者への謝罪及び説明方針を決定 ・外部への窓口への一本化 ・関係書類の再度作成 ・個人情報管理の再点検の指示 ・個人情報管理上の注意の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への報告（紛失した書類などの種類と紛失した際の状況） ・警察への連絡（紛失届）
○対応方法の決定		
○児童生徒・保護者への謝罪、説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者などへの説明内容の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のプライバシーに関する書類が他者に渡るという重大な事象であることを認識し、誠意をもった謝罪、事情説明を行う。
○校内の個人情報管理の再点検		
○保護者などへの事故再発防止方針の説明		
〈事後の危機管理〉		
○教育委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書の作成と教育委員会への報告 	

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ Tel : 0852-22-5411, 6164 Fax : 0852-22-5762

第4章 教職員

4 ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

＜事案1＞男性A教諭は、女性B教諭に、親しさから、つい、何度か会話の中で性的な冗談を言った。B教諭は、その言葉が嫌でたまらず、A教諭にそれとなく注意したが改まらなかったため、悩んだ末に友人の女性C教諭に相談した。C教諭はB教諭の了解のもとに管理職に相談した。

＜事案2＞C教頭は、D教諭に対し、厳しく指導していたが、次第にエスカレートし、他の教職員のいる前でD教諭に向かい、「何をやらせてもだめな役立たずだ」「お前は本校のお荷物だ」などの発言を繰り返すようになった。このためD教諭は、精神的苦痛から体調を崩し、教職員健康管理センターの保健師に相談した。

1 未然防止のポイント

(1) 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実

相手の人格の尊重と相手方の立場に立った行動をとることの重要性を認識し、性別により差別しようとする意識や相手を性的な関心の対象としてのみ見るような意識をなくし、職務上の権限や地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えていたいよう、人権意識高揚のための研修の充実を図る。

(2) ハラスメント防止等に関する要綱等の制定

ハラスメント防止等に関する要綱の制定や対策委員会等の体制整備、女性を含む複数の相談員の配置や研修、パンフレットの作成等を通して連絡調整等を行い各所属並びに教育委員会一体となって根絶に取り組む。

2 情報収集等

■ 関係法令等

・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第21条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮）

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

■ 通知、関係情報等

・公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について（平成12年4月12日文教地第129号）

・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成24年10月29日島教総第508号 教育長通知）

・セクシュアル・ハラスメント その理解と防止のために（平成13年8月島根県教育委員会）

・ハラスメント その理解と防止のために（平成22年7月島根県教育委員会）

・教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント『セクハラと児童生徒の人権』（平成12年4月島根県教育委員会）

Q セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かの明確な判断基準は？

A セクシュアル・ハラスメントとは、「相手を不快にさせる性的な言動」です。この場合、「性的な言動」には、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれています。

セクシュアル・ハラスメントは、性的な暴行、性的な関係の強要といったものから、容姿・年齢・結婚・出産等を話題にするというものまで、その態様は様々であるとともに、不快であるか否かは受け手の主觀に委ねられています。したがって、自分では、セクシュアル・ハラスメントに該当しないと思う言動でも、受け手が不快に感じれば、それはセクシュアル・ハラスメントになります。

Q 具体的には、どのような言動がセクシュアル・ハラスメントになるのですか？

A ① 性的な発言

「スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする」「聞くに耐えない卑猥な冗談」「性的な噂やからかい」「男のくせに・・・、女のくせに・・・」

② 性的な行動

「通りがかりに、時々女性の肩に触る」「ヌードポスターや卑猥な写真・記事を職場に貼ることや、わざと見せたり、読んだりする」「身体を執拗に眺め回す」「職場の宴席においてデュエットやダンスの相手をしつこく強要する」「食事やデートにしつこく誘う」「性的な内容の電話、手紙・Eメールの送付」「性的な関係を強要する」

Q パワー・ハラスメントかどうかの判断基準は？

A セクシュアル・ハラスメントは、相手が不快に感じるかどうかが判断基準となります。パワーハラスメントは相手が精神的苦痛を覚えれば全てパワーハラスメントかと言えば、必ずしもそうとは言えません。例えば、業務を適切に遂行するために上司から叱責を受けることがあります。その叱責が適切な指導の範囲であり、客観的に見て「嫌がらせ」行為と言えなければ、パワーハラスメントには該当しません。お互いの人間関係、信頼関係の状況、コミュニケーションのとり方などで判断が違ってきます。

また、違法行為を強要すれば1回でもパワーハラスメントになりますが、不適切な言動は、その内容と頻度により判断が分かれます。

パワーハラスメントかどうか判断するには、言動の性質や頻度、受け手の感じ方を総合的に勘案する必要があります。

Q 具体的には、どのような言動がパワーハラスメントになりやすいのですか？

A 例としては次のようなものがあります。

① 「役立たず」「もう来なくていい」「私に恥をかかせる気か」「お前のようなバカはいない」など、感情にまかせたような発言や、大勢の前で個人名を挙げて非難するなど、個人の人格や尊厳を傷つけること。

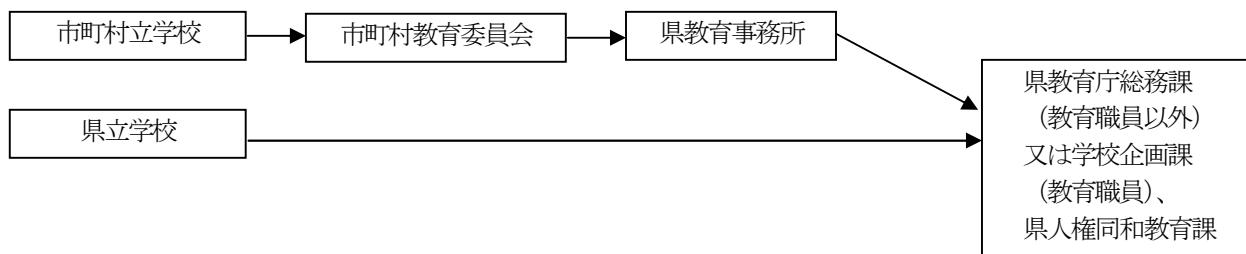
② 「何をやらせても駄目だ」など具体的な指示をすることなく、仕事や能力を否定すること。

③ 飲み会等の親睦行事に強制的に参加させたり、業務とは関係のない個人的な雑用を強要すること。

ハラスメント発生時の対応

対応の流れ	管 理 職	その他（留意点）
〈発生時の危機管理〉 ○事象の発生		
○相談体制 ○相談者からの事実関係聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・相談担当者の決定 ・関係者の人権とプライバシーの尊重 ・秘密の厳守 ・相談者からの事実関係等の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内で相談することが困難な場合には他の相談機関等にも相談することを考慮する ・原則として2人の教職員で対応 ・可能な限り同性の教職員が同席（セクハラの場合） ・言動の具体的な記録（例） ・被害者及び加害者とされる教員の関係はどのようなものか ・事象がいつ、どこで、どのように行われたか ・相談者の加害者に対しての対応はどうか ・他の同僚等に相談したか ・聴取した事実関係等を相談者へ確認し記録する ・事実確認し、ハラスメントと判明すれば謝罪と信頼回復に努める ・ハラスメントとは何かを理解させる
○加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導 ○相談者に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導 ・相談者に対する説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・両者から聴取した事実関係に不一致や不十分なところがあれば、周囲の職員から事実関係等を聴取する (人権やプライバシー、秘密の厳守に配慮する) ・確認した事実を伝え、今後の具体的な対応や方針を説明
〈事後の危機管理〉 ○事後報告	・事後報告書の作成と教育委員会への報告	

【発生時の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL : 0852-22-5411, 6164 Fax : 0852-22-5762
 教育庁総務課人事法令グループ TEL : 0852-22-5404, 6349 Fax : 0852-22-5400
 教育庁人権同和教育課指導グループ TEL : 0852-22-5432, 6515 Fax : 0852-22-6166

5 教職員のメンタルヘルスへの対応

A教諭は、40歳代半ばで、今年度現任校に着任した。担任している学級が、1学期後半から落ち着きがなくなり、2学期半ばからいわゆる「学級崩壊」の状態となった。このころから、A教諭は、気持ちが沈み、何をしても元気が出ない感じや集中力の低下などを自覚するようになった。また、睡眠は浅く熟睡感がなく、食欲は低下、頭重感や吐き気、めまいなどの身体症状にも悩まされるようになっていたが、同僚に迷惑をかけたくないという思いから、1~2日休んでは出勤するという状態を続けていた。その後、出勤しようとしてもどうしても出勤できなくなり、心配した家族の勧めにより、精神科医療機関を受診したところ、「うつ状態」と診断され、抗うつ薬の内服と休養を取るよう指示があり、結局、私傷病休暇を取得し自宅療養に専念することになった。

1 未然防止のポイント

(1) 教職員自身のセルフケア

- ①心の健康について理解を深め、自分のストレス状態に気づくよう普段から自分のこころの状態を知っておく。
- ②自分に合ったストレス解消法を実践する。
- ③不安や悩みが強く、うまくストレス解消ができない場合は、一人で抱え込まず、教職員健康管理センター等の相談窓口や管理監督者等に早めに相談する。

(2) 管理監督者のラインによるケア

- ①心の健康について理解を深め、ラインケアの具体的な方法等について理解し実践する。
- ②職場における具体的なストレス要因を把握して職場環境等の改善に積極的に取り組む。
- ③相談しやすい職場の雰囲気の醸成に努め、コミュニケーションがとれたチームワークのよい職場づくりを行う。
- ④教職員のいつもと違う変化に、早めに気づけるよう日頃の教職員の状況を把握しておく。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケア

職場全体で心の健康づくりへの意識を高め、セルフケアやラインによるケアが効果的に実施されるよう、精神科医、保健師、臨床心理士等の産業保健スタッフ等を活用するとともに、医療機関や各相談機関等も有効に活用していく。

2 メンタルヘルスへの対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ①教職員の変化に気づいた時は、管理監督者から声をかけ、安心して話ができる場所で、心身面の健康状態や悩み等について本人からゆっくりと話を聞く。本人の話だけでは十分な状況が把握できない場合には、家族に連絡を取るなど家族の協力も得る。
- ②心の不調が疑われる場合は、医療機関への受診を勧める。その場合、本人の気持ちを尊重しながら、できるだけ精神科医療機関への受診を勧める。ただし、本人が精神科医療機関の受診を拒む場合は、まず、かかりつけ医や内科医療機関への受診や教職員健康管理センター等の相談窓口を利用することを勧める。なお、本人が自殺をほのめかすなど生命の危険を予測させる変化があった場合には、家族と連携を取り、主治医等に連絡するなど緊急時として即座に対応する。

(2) 処置、報告等

- ①管理監督者は、教職員のプライバシーに十分配慮して対応する。また、本人だけでなく、家族や主治医、保健師等産業保健スタッフと連携を図りながら対応する。主治医連絡については、原則、本人の同意を得て行う。
- ②医療機関を受診した結果については、本人から状況を聴いておく。休養のための私傷病休暇の取得等については、定められた服務規程等にそって、円滑に事務処理を行う。療養開始時には、本人の不安も大きいので、本人の不安を軽減し安心して療養生活が送れるよう配慮する。
- ③療養開始前に、病状や治療状況等について定期的に本人から報告してもらう方法を決め、本人からの報告で、病状の快復状況に応じた療養支援を行う。
- ④病状が安定し復職の意欲が見受けられるようになったら、本人及び主治医と相談しながら計画的な復職支援を実施する。復職の準備にあたっては、職場復帰支援プログラム制度などを利用して円滑に復帰できるよう支援する。
- ⑤復職にあたって審査が必要な場合は、審査の事務手続きにそって行う。
- ⑥教職員に精神的な衝撃を与える事案が発生した場合は、教育委員会に早急に報告する。教育委員会は関係機関等と対応を協議・連携を図り、タイムリーで適切な対応が行えるよう支援する。

(3) 児童生徒、保護者、教職員への連絡等

- ①本人の休暇や復職等についてどのように説明するかは、本人が主治医と相談した状況を踏まえて決める。
- ②休暇前に職場の混乱があった場合は、復帰後の職場の戸惑いがないようにその混乱を鎮めておくよう配慮する。

(4) 事後措置

- ①復帰後の再発予防のため、治療の継続に配慮する。また、本人の様子を観察し、適宜声掛けをすることで、変化について早めに把握し、主治医と連携をとりながら、適切に対処する。
- ②復職当初は、業務を軽減するなど職務上の配慮を行うとともに、職場環境や人間関係などについても留意し、順調に職場に適応していくよう支援する。

3 情報収集等

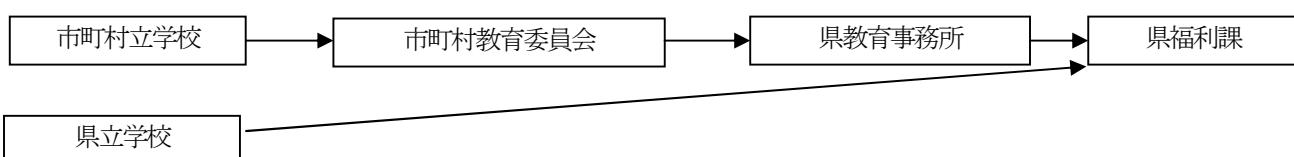
■ 関係法令等

- ・労働安全衛生法・島根県教職員衛生管理規程・職場復帰支援プログラム実施要綱
- ・島根県教育委員会事務局職員等の職場復帰支援プログラム実施要綱
- ・県立高等学校等の教職員の服務規程等
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針
(平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号)
- ・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック
(平成 17 年 3 月島根県教育委員会発行)

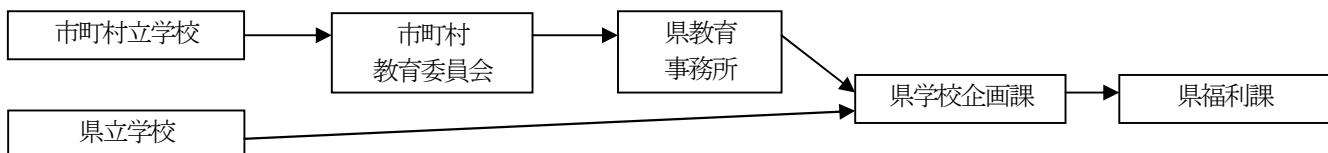
教職員のメンタルヘルスへの対応

対応の流れ	管理職	当該教職員	その他の教職員	その他
○心の不健康な状態への気づき	・当該教職員と面接し、心身面の健康状態等について傾聴し助言把握	・教職員や管理監督者に相談	・気になる職員の見守りと状況把握及び管理監督者への相談	・教職員のプライバシーに十分配慮
○受診勧奨	・精神科医療機関への受診を勧奨	・精神科医療機関等を受診		・本人及び家族、主治医、管理監督者、産業保健スタッフ等関係機関が連携を図り支援
○療養支援	・安心して療養に専念できるような支援 ・主治医連絡（必要時） ・他の教職員・児童生徒・保護者等への説明（必要な場合）	・療養開始 ・治療継続 ・復帰を見据えた治療と療養	・治療や療養への理解と協力	・主治医連絡については、本人の同意を得ておく ・プライバシーへの配慮等
○復職支援	・復職準備等について本人と相談 ・プログラム利用の意向の有無確認	・職場復帰支援プログラムの利用等	・職場復帰支援プログラムの受け入れ・協力	・本人及び家族、主治医、管理監督者が連携し、復帰プログラムを計画、実践
○復職	・再発予防を図る ・ラインによるケア	・職場復帰 ・治療の継続	・復職後の支援	・再発予防のため、治療の継続や業務の負担軽減等について配慮

【職場復帰支援プログラムの県教委の連絡経路図】



【復職等(復職等審査に係る)の県教委の連絡経路図】



【県教育委員会担当課】

教育庁福利課健康指導スタッフ TEL : 0852-22-6066 Fax : 0852-27-8353

県教育委員会担当課一覧

H26.4.1現在

項目		担当課
■ 学校保健、健康管理	①感染症(結核・麻しん等)の発生	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-6145 Fax:0852-22-6767
	②食物アレルギー	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-6145,5425 Fax:0852-22-6767
	③学校給食への異物(危険な異物)混入	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-5425,6145 Fax:0852-22-6767
	④学校給食による食中毒	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-5425,6145 Fax:0852-22-6767
	⑤寄宿舎における食による食中毒	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-5425,6145 Fax:0852-22-6767
	⑥飲料水の汚染	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-5425,6145 Fax:0852-22-6769
	⑦その他健康被害(光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)、熱中症事故など)	教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL:0852-22-5425,6145 Fax:0852-22-6770 教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064 Fax:0852-22-6026
■ 学校安全	①風水害発生時の対応	
	(1) 学校の休校等	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	(2) 学校施設の被害	教育庁教育施設課財産管理・助成グループ TEL:0852-22-5417 Fax:0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の死傷病	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	②地震発生時の対応	
	(1) 学校の休校等	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	(2) 学校施設の被害	教育庁教育施設課財産管理・助成グループ TEL:0852-22-5417 Fax:0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の死傷病	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	③火災発生時の対応	
	(1) 学校の休校等	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	(2) 学校施設の被害	教育庁教育施設課財産管理・助成グループ TEL:0852-22-5417 Fax:0852-22-6016
	(3) 児童、生徒の死傷病	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	④学校防犯(外部からの侵入者対応)	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	⑤授業中の事故	教育庁教育指導課学力育成スタッフ TEL:0852-22-6132,5412 Fax:0852-22-6026 教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL:0852-22-6710 Fax:0852-22-6710 教育庁教育指導課子ども安全支援室(発生時の連絡窓口) TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	⑥部活動中の事故	教育庁保健体育課学校体育・競技スポーツ振興グループ(運動部) TEL:0852-22-5426 Fax:0852-22-6767 教育庁教育指導課学力育成スタッフ(文化部) TEL:0852-22-6132,5412 Fax:0852-22-6026 教育庁特別支援教育課指導スタッフ(文化部) TEL:0852-22-6710 Fax:0852-22-5988 教育庁教育指導課子ども安全支援室(発生時の連絡窓口:文化部) TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	⑦登下校中における事故	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	⑧放課後支援活動(放課後子ども教室、放課後児童クラブ、ハッピーアフタースクール)中の事故	教育庁社会教育課社会教育グループ TEL:0852-22-5428 Fax:0852-22-6218 教育庁特別支援教育課指導スタッフ TEL:0852-22-6710 Fax:0852-22-5988
	⑨クマ出没やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
■ 学校生活上の問題	①いじめ	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	②暴力行為	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fa:0852-22-6026
	③自死予告(自死企図)	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	④児童虐待	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
	⑤家出	教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL:0852-22-6064,6065 Fax:0852-22-6026
■ 差別事象	①人権に関わる問題事象	教育庁人権同和教育課指導グループ TEL:0852-22-5432,6515 Fax:0852-22-6166
■ 教職員の問題	①体罰	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL:0852-22-5411,6164 Fax:0852-22-5762
	②教職員の交通事故	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL:0852-22-5411,6164 Fax:0852-22-5762
	③個人情報の管理上のトラブル	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL:0852-22-5411,6164 Fax:0852-22-5762
	④セクシャルハラスメント	教育庁学校企画課企画人事スタッフ TEL:0852-22-5411,6164 Fax:0852-22-5762 教育庁総務課人事法令グループ TEL:0852-22-5404,6349 Fax:0852-22-5400 教育庁人権同和教育課指導グループ TEL:0852-22-5432,6515 Fax:0852-22-6166
	⑤教職員のメンタルヘルスへの対応	教育庁福利課健康指導スタッフ TEL:0852-22-6066 Fax:0852-27-8353